

民生禪閣元當其仁諸人皆知此理總以無退屈猶可有勤厚不然者出世之本
 懷相違為民之先言可空是四隨可行人不行謂之不可不可行之人強行又謂
 之不可不可若有自謙猥稱他仁御不可令兼二歟是五爰為世不出為民不生生之
 由有御返答者所立支證也方今禪閣都鄙之間令行大事貴賤之中不可少證
 兼德仁豈非為民之生一盡專利國之道是六菩薩之行捨頭目以施巨益仁
 君之功忘寢食以行善政何況每月御評定間五ケ日御寄合三ケ日奏事六箇日許不
 闕有御勤仕之條強無窮屈之儀歟是七抑君者至賢也僕者劣士也不忍違御意
 之後勤上無顧下立微質之先途上下愚之士為人屢獻捨身命之讜言上聖之君為
 世何懈竭筋力之善行是八就中先祖右京兆員外大尹者武內大神再誕前武州禪門者
 救世觀音轉身最明寺禪閣者地藏薩陲應現云々情思貴下在生之作法同為無上
 大聖之應化歟大悲代苦之誓不愆萬歲聞政之心莫懈是九加之□□□□臣下功利相
 積之人者子孫長久之儀也於積善之家有餘慶之理天經之文人倫之鑒也尤奉為
 子葉孫枝之繁華可積種德樹功之餘薰矣是十
 一 早相止連日酒宴可被催暇景歡遊事
 右謙退之後徒然之間且銷永日且為延年及益酌之條有何難哉之由令存
 給之處人々勸誘難去連々經營相續大略每日猶少隔日歟仍諸口奏事閣之不可是一禮
 記一曰樂不可極酒者得忘憂之名有來樂之德甚過度者可極樂乎君子以

治世為安樂何恣酒宴之歡樂可緩理世之安樂不可是以御高祖武州禪門者建
 保以後限一生不沈醉滿六旬無休居極樂寺禪門者終日攜公務晚陰催豫宴
 以彼賢蹤可被相逐歟是三就中飲酒者諸佛之所誡先聖之所禁也御遁俗之
 身觀法之要如來之金言賢主之素懷歟密法歷次第至灌頂宗門積座座禪及見性連
 日及酌酹者何隙有修習哉是四况復羣飲之積者發病基也歡樂之極者短祚之最
 也宜罷長日之宴令保遐年之筭是五加之酒魔不罷之終者天魔可競是六隨沾酒被
 止事禁制不叶乎上下以好群飲內外依難相構背制買之犯法賣之令出而不被行法
 置而無能禁一依此難治終被免許了是七抑言行兩箇皆叶規矩成敗千端悉任理致
 御酒宴一事違法歟可謂萬德微失乎將又因一旦之安緣歟爰不口酒肴者可失面
 目之由申之不候座席者令違氣色口旨稱之或云勝負事或云等巡役一裕恰難用
 捨皆共被召加何何時可有休時盡期如無其期於戲酒魔所侵之難在眼詩
 人所賦之詞銘肝早任本自之賢意固止不慮群宴是八但酒者有聖賢之號有
 賓主之和醉不荒增氣增精須下罷大飲一早得長生焉是九
 一 可被省略禪侶屈請事
 右訪供佛施僧之精勤為得道證果之善因將又以暇日之豫談覺月之光一可宜歟
 爭加難哉而隔日嘔頌德之禪侶齋時設衆美之供養是又妨奏達之事一延施行
 之道一加之非調菜羹於口備之味多加藥種於唐樣之膳一連々結構日々倍增豈非

費人之一分、頗違正僧之大體、凡以三衣一鉢、爲威儀、以三薛袍蔬食、爲素意、兼被置供祈於寺庫之上、可無及、煩費於邦家之間、自今已後、以經國布政之璫、爲聞法談僧之期、若其人惱、民憂、者不、叶佛智僧法、歟於被歸三寶、者尤可先、仁政、歟但、內々與、財施於僧家、連々送、菜食於寺門、事不及、異儀、乎一固可被、止過差、事

右儉約恭節之人、者遐算延祚之基也、因茲和漢之明時、聖賢之治世、皆以爲節儉、何被行華美哉、唐堯、聖祚一千歲、孝安、皇位百二年、此餘算數不、違羅縷、就中前武州禪門、者專住淳日、依行節素、世屬豐稔、人有資儲、上以富壽孝、下以多耆老國、適有飢荒、則施賑給之恩、民自令困乏、亦及貢物之免、自爾以降、隨年底華飾於枝葉之小事、逐日怠純熟於根本之大營、然則他方入御之經營、尤可被停止、御內恒例之敷設、固可用、魚品禁亭、入御之理、者御一門、人々諸大名、家々以御渡、作一期之本望、爲御儲、盡殘涯之餘資、雖當達人之望、似不願國之費、且無、撰其人、者誰不懸望、又於撰其人、者自可成恨、歟每、人有經營者、舉世多煩費、白氏文集曰、驪宮高、美、重惜、人財力、牡丹芳、美、天子憂農共、制一人之御行、豈非、萬代之鑒、誠自今已後、殊御用之外、雖爲殿中祇候人之家、可有御斟酌、若猶依、人有光臨、者可被用、儉約凡厥、隨衣食、美少、有運命之脩短、至今有證、無疑、早止、差侈、可令保長壽、漸積儲蓄、可被遂、本事謂、本事、者、閑院內裏、并關東御分、寺社、修造以下、也、惣賢王聖主、者爲

五穀之不登、搆十年之餘資、安不忘危、理不忘亂之故也、抑於御身、果報者所隨先人之行也、功名稱遂、強雖難、口謹慎、至御子榮昌、者必、因貴下之德、乎福壽圓滿、最以可被欣求、古賢曰、利人、以不受其勞、弊謂最、上之德、扶人以相得、彼微報、稱尋常之義、貴下、冠恩德於萬人、布慈惠於八埏、多其利、養不致靡費、者貴胤繁昌之術、累代相續之計也、毛詩曰、無、念爾祖、聿修厥德、非、願子孫、事爲、報父祖、恩相厭疲、弊可修、仁德、史記曰、倉廩實而辨、禮節、衣食足而禮、榮辱、後漢書曰、禮節、生於富足、盜竊、起於貧窮、誠哉、斯言、往昔爲、貴戚、并大名之人、沽却所領、事無之、諸國御家人、適買者必、沒收、了、近年可、然之人、猶過差、違法家用、不足、或賣領、所或置、祈所、號、祈所、者不、給所帶於家人、預與富有之輩、充取錢貨、等之儀也、郎從、願、所之分、惟少、親戚扶持、之至、相缺有、大名之號、無、猛勢之實、况擲、課公事、之時、不、所領之人、少、之是以、難、濟公家、之正稅、懈怠、武家之所、課、背、下知、涉、數月、犯、上裁、分、歷、多年、倉廩不、實、禮節、無、辨、之至也、臨時、公役不、日、御要儀、俄、難、賣、所帶、元、從、無、所、蓄、仍、切、々、雖、有、嚴、命、度、々、及、固、辭、爲、上、爲、下、不、可、不、痛、匪、啻、由、過、差、之、所、積、亦、是、在、分、限、之、所、減、以、父、祖、一、身、之、跡、讓、子、孫、數、輩、之、處、官、仕、之、體、只、如、父、祖、之、在、樣、公、事、之、足、更、依、子、孫、分、無、減、儀、諸、御、家、人、所、領、分、限、事、昔、過、半、不、劣、千、町、歟、今、千、町、分、限、不、過、十、餘、人、乎、十、分、九、者、四、五、十、町、歟、其、以下、二、三、十、町、十、二、十、町、許、也、十、町、內、又、無、之、此、輩、就、番、役、令、參、住、依、新、詔、被、召、置、渡、世、之法、合、期、不、叶、無、儉、約、之、實、者、爲、難、堪、之、儀、哉、次、於、無、足、及、凡、人、者、以、狂、惑、爲、宗、以、刻、謀、爲

先衣食不足廉耻無顧之故也事々止過差漸々積財產更非他事併因此謂也昔孤竹
 二子之讓國虞芮兩人之罷獄共因辨禮節也魯人塗不拾遺周朝官無行刑刑
 又因知廉耻也上下止過差貴賤蓄財寶者國屬富饒人住質直然者諍論之心
 相罷盜賊之難斷絕利人救世之詮者好儉制美之源也殷王爲世欲燒身唐
 帝爲人遂吞蝗仁主之志不可劣歟兩聖之跡猶可逐哉况簡約易事也爰如德彝
 者難曰前代善行不應于末世昔年賢者無在子當時雖勸申難被用雖欲行
 更不叶如魏徵者答曰明主不易人而治良臣被誘君而出於世之治
 不者仍君之化不乎行王道則王行霸業則霸業則勸君而德彝之難隨魏徵
 之直諫仁主若學漢高祖之化似張子房陳丞相之人在之仁主若慣楚莊王之
 行似沈令尹孫叔敖之輩在之隨而於關東者自右大將家代至前武州鎮幕時有恭
 儉無奢靡言其時難稱上代履彼蹤宜被中興上之所好下必相隨催遊戲之時
 君學齊會神樂之曲近習侍臣皆彰其秘事一行政術之時君慣至聖上賢之德累家官
 人必就彼先規楚王好細腰則宮中有一餓死吳王好劍客亦門下多被疵何
 其仕下好淳朴之主爭有上好浮華一人百行之間易行致人於清靜萬善之中
 最善反世於淳素只在儉約一盞被遵行一矣
 一可被造營勝長壽院事
 右寺者右幕下最初草創大樹營鎮護蘭若也靈驗無雙尊重異他昔令炎上及兩

度今不復本送多年冥慮難測造營可息就中聊有夢想告相叶言葉之旨爰云
 貴戚并諸御家人云士庶及衆民等公役多計會私力無合期甚難爲難堪更不可
 止且諷方社以下神役者逐年及超過每人令勤仕一歟寺社雖異崇敬是同仍被
 遂造畢於往年舊跡者定讓懈怠於總領寄子歟所詮上自貳仟貫下至五六百充召
 榆莢之資可造華稱之基焉
 以前五ヶ條言上如件抑政連更無加松容之仁又雖非材力之身擬抽忠正一類
 進拙言今度預不次之賞一向後開至諫之道木從繩則正后從諫則聖早以
 此趣可令(無脫カ)洩達給政連誠惶誠恐謹言
 (德治三)八月 日
 出雲介父云々
 筑前權守政連上

進上 長崎左衛門殿
 不意於或亭此本加一見前代舊風賢直諫不口卷而知天下者歟仍近日雖似越章甫爲充後之一
 覽染短筆令寫留了 時也康曆元己巳六月廿五日
 彼諫狀者最勝園寺之代云云
 桑門腐儒判
 栗田口三品歟
 元昭付了
 高時之父
 元和六年孟春之比令感得訖
 釋元恕
 元喬
 校合
 明治十三年五月以前田利嗣藏古筆本摸寫
 明治三十五年以東京帝國大學本一校了
 近藤圭造

職掌錄

大老

當職一員今いなし官の侍従少將中將等也月番御用評定所出座奉書連判等皆御免也但御内書の事承り行ふとあり○毎日登城老中と同く退出す御城内并御門々に於て番士等不殘下座の禮を行ふ○毎年雲雀五十鶴一營中に於て賜之○當職の寛永十年癸酉九月六日土井大炊頭利勝よりはしまる俗間に御家老とも申せしにや延寶武鑑に御家老と見えたり○營中の詰所は老中御用部屋のうち上の入側也

溜詰

溜詰の役名にあらす人數不同也御譜代の歴々御黒書院溜間に詰る故此名あり彦根會津高松の三家の代々溜間に候す其外の帝鑑間席より家柄年功等によりて此席に進むと也これを俗に入溜といへり○參勤交替の勤諸大名とかはるとなし國元御暇の時御馬御鷹を賜ひ御座間に於て謁見す參勤の御禮の御白書院也參勤の時計上使を賜ふ御使番又在着の使者謁見の儀あり使者自分の御禮のなし○在府之時は毎月十日廿四日登城溜間に候し老中に謁し御機嫌を伺ふ御用の事あれり老中列座にて對談す此外何に限らず御規式の節の登城老中の上に着座す○三山御參詣の時豫參あり又御先立を勤む○五節句は御白書院御三家松平加賀守次に謁見す諸獻上も御三家松平加賀守溜詰の諸家と格別也○御大禮の時京都への大上使をつとむ○在府毎年雲雀三十鴈二上使御使番を以てこれを賜ふ

老中

當職四員或五員官の侍従也持高貳萬五千石以上ならては當職に補せられず増祿あるの格別也又持鎗一本なれり必ず二本道具になさるゝ例也○當職を奉書連判又加判の列といふ月番の時諸御用一切司之毎日登城の時月番より非番の同列へ案内として使者を出す非番の面々の此案内次第登城あると也尤非番のものより未だ案内來らざる方へ段々案内ありて登城也使者其屋敷へ行着さる已前登城なれり途中にて其段申達る事也○御門々御城内通行の時番士等總下座の禮あり○道中人馬宿次の證文并關所手形を出す○其司る所は禁裡御所方公家門跡方の御用國持及萬石以上の大名高家交代寄合大番頭已上之役人大目付町奉行勘定奉行御作事奉行御普請奉行御旗奉行御鍵奉行遠國奉行西丸御留守居小普請組支配御留守居番火附盜賊改勘定吟味役等也此外那須衆美濃衆信濃衆三河衆岩松滿次郎米良主膳等の類これを支配す總て老中若年寄支配の事寛文二年壬寅三月朔日所被定也○端午重陽歲暮三節の御内書渡の事月番の老中司之其家格によつて營中にて渡之其外はすへて月番の宅へ留守居呼寄渡之○出火ありて及大火時の晝夜に不限月番の老中登城す但し夜は下乗橋の外百人組箱番所上の間へ出奉書火消等を申付御徒内腰懸に候し御奉書の使を勤ると也按に今の夜にても直に御用部屋迄通○兩山近火の時一人づゝ出候て指揮あり○三山御名代は非番の老中順番に勤む又御三家國持大名參勤御暇の時其外臨時の上使等勤之○御成の時御留守火事番勤之○三山御參詣の節御簾の役并御三家方へ御使御會釋等の役勤之○御禮事の時御前にて披露御取合并御襖

開閉之役勤之○御用箱ハ簀箱に入登城下部屋にて御用部屋坊主へ渡○一切の御用月番の承りといへども定式臨時共右懸りハの御用あり定式の御勝手方御用臨時ハ朝鮮人來聘日光御參詣諸所御普請御用等の類也○坂下御門通行の事若年寄ハ坂下御門にて下乗老中ハ御本丸ハ御臺部屋口迄西丸ハ御裏御門迄紅葉山ハ橋際迄乘輿也○客來の時取次の者出迎の事四品以上并若年寄御側衆ハ白洲へ出る御三家ハ門地復際迄罷出地復の内にて御口上被仰入公家衆ハ地復へ片足入中腰にて口上被仰置増上寺ハ白洲迄乘輿故白洲半迄出ると也○式日にハ月番明けの老中一人評定所へ出席朝の内仕廻登城也○御法事の節一人つゝ惣奉行被仰付御法事中兩山宿坊へ詰ると也○毎年正月御年男一人相つとむ○御成の節月番老中殿中の御先立相勤還御まで殿中に伺候す○在職中卒去の時の鳴物三日停止被仰出翌日布衣以上御役人爲伺御機嫌登城諸大名ハ月番老中宅へ使者を以て御機嫌相伺ふ御香奠白銀三十枚其子へ被下○毎年雲雀三十鷹二營中に於て賜之○不快にて引込の時の日々月番より手紙を以て殿中の沙汰を申送ると也奥御右筆の内順番に御手紙番といふものありてこれをまたゝむる也是も餘程の永引になれハ御手紙断といふ事あり○當職の初リハ文祿二年癸巳十月大久保相摸守忠隣本多佐渡守正信にはしまるといふ一説に慶長十二年丁未七月酒井右衛門大夫忠世土井大炊介利勝安藤對馬守重信を始とすといへり

西丸老中

當職二員或ハ一員格式等都て御本丸老中と替るとなし○西丸への諸獻上御機嫌伺等の奉書

出之○御名代上使をも相勤其外西丸方御用向取扱ふと御本丸老中に准す○西丸御用向或ハ西丸附の面々御役替等御本丸に於て被仰渡ある時の御本丸老中と列座す○西丸御成の時御留守番火事番心得方等すへて御本丸に同じ

京都所司代

當職一員官ハ侍從妻子引越京都在住也御役知一萬石を被下與力五十騎同心百人を隸せらる○御暇の節御黒印を被成下御刀代金廿枚御馬一疋黄金二十枚時服五羽織等を賜ふ又引越に付金壹萬兩拜借被仰付○毎年雲雀三十鷹二宿次奉書を以て賜ふ○當職ハ禁裏御所方公家門跡等の御用惣て京都一式の御用并五畿内丹波播磨近江八ヶ國の公事訴訟引請相勤む○在府の節羽目の間へ罷出月次御禮御黒書院溜詰の次にて拜謁す御城内惣下座也○毎年兩度ツ、二條御城内外御目付差添見分有之○人馬宿次證文并關所手形を出す○當職ハ慶長五年庚子九月十八日奥平美作守信昌を始とす

大坂御城代

當職一員四品妻子引越大坂在住也御役知一萬石を賜ふ○御暇の時御黒印を被成下御刀代金廿枚御馬一疋時服二十を賜ふ又引越に付金壹萬兩拜借被仰付○毎年雲雀三十鷹二宿次奉書を以賜ふ○在府の時羽目間へ伺公月次御禮御黒書院溜詰の次にて拜謁する等すへて所司代に同じ○人馬宿次證文并關所手形を出す○當職元和元年乙卯十一月廿八日松平下總守忠明を始とす

御側御用人

當職一員今いなし四品にて老中の次に列す當職御側向御用の事を承る老中より伺の品取次傳達す部屋も御側衆部屋より奥にあり御機嫌伺其外御禮狀も各狀にて出之都而諸家よりの勤品老中に准す○毎日登城御城内惣下座也○毎冬鷹二於御用部屋賜之○當職の天和元年辛酉十二月十一日御側牧野備後守成貞四品被仰付てよりすへての格式老中に准せられ勤向の御側頭のさまにて有し也され此人を以て當職の始といひならへり

若年寄

當職四人又の五員西丸の二員何茂五位也毎日登城御城内惣下座兩丸とも一人つゝ月番を立萬事の御用向取扱惣て御留守居三奉行等の外諸旗本悉く支配す且支配向御切米并毎月御扶持方手形裏判等迄も悉く押て渡之○御勝手懸御鷹懸御馬懸御女中様方御用承等各一人充定式御用引受勤之○御成御供歩行に而一人御駕籠御左の方に附御用承之○兩山御裏方様方御靈屋御名代相勤之○城主之面々の御役被仰付候順に無構上座被仰付且無城にても忤諸大夫被仰付○毎冬鷹一御用部屋にて賜之○當職の寛永十年癸酉三月廿三日松平伊豆守信綱阿部豊後守忠秋堀田加賀守正盛三浦志摩守安次太田備中守資宗阿部對馬守重次を始とす是を世に六人衆といへり

御奏者番

當職定員無之當時廿六七人當番有之兩丸へ相詰る但西丸へ一人充詰る也○御目見御禮等

の節御太刀目録持參披露の事司之但名披露了下司をいはさる例也其内紀伊守攝津守陸奥守計下司を唱ふ○諸家より御太刀馬代獻上の節の當番御奏者番の家來書役の者を召連糸堅と繩を持參す蘇鐵間へ罷出此所にて諸家の使者より御太刀目録を請取書役逐一下役へ渡し請取相濟て後御太刀十本二十本充糸堅にて包み繩を以からけ御納戸へ遣す目録の宅へ持參追て其目録の裏書に無相違請取旨を記し御納戸へ遣す金銀の諸家より直に御納戸へ納之追て當番の押合役の者御納戸へ相越右の請取たる時の請帳を持參し御納戸同心の判形を取御納戸の帳面へ判形を押す事也又獻上の節の請帳を一通相認老中へ差出す也但萬石已下の中の口脇にて請取之○御能の時用脚廣蓋司之晴の業也先御能中入の時御奏者番舞臺の真中へ出る役者其其向へかしまる時進物番廣蓋に唐織又の時服載之御奏者番の側に持參す則御奏者番是を取て其領を取右の膝を押立て役者の肩へ投ると則役者是に手をかけ肩に相懸御禮す用脚の進物番渡之○當役の内にて功者成を撰み肝煎とす是の披露の節其人々の席に依て其披露の様子御太刀目録置所の次第有之右の指圖をすると也○忤無城にても諸大夫被仰付毎冬鷹一拜領す席芙蓉間○當職の寛永九年壬申より始めり

寺社奉行

當職四員時に寄見習一員あるとありみな御奏者番より兼帶す兼帶中の參勤交替無之定詰也且兼役になれの後役にても御奏者番上座となる又兼帶に無之寺社奉行計相勤る者の御奏者番の下座也兼帶の寺社奉行の式日立合日に御奏者番の當番を除き外の御奏者番勤之○當

職ハ寺社并寺社領關八州之外私領并關八州内にも寺社領より御府内へ懸り候出入一切月番より裏書出之定也○評定所式日立合相定一座役人寺社奉行町奉行御勘定奉行右を三奉行と唱ふ其外御目付一人并同所へ相詰る末々役人ハ御右筆寺社奉行吟味物調役評定所留役御徒目付御小人目付御臺所方役人坊主評定所番月番町與力貳人同心三人非番方町與力貳人同心三人石出帶刀附同心町年寄等也○式日ハ毎月二日十一日正月計十三日廿一日也立合日ハ毎月四日十三日廿五日内寄合ハ毎月六日十八日廿七日三奉行銘々月番の宅にて同役中寄合其支配下の公事訴訟を裁判す目安訴訟狀の裏書ハ支配々々の月番初判相濟其後殘三奉行令判形但御勘定奉行ハ公事方兩人計令判形依之都合ハ判なる俗には御八判と唱ふるよし右判形の裏書を相手方へ渡其日限に双方内寄合へ出る也○當役ハ寛永十二年乙亥十一月九日安藤右京進松平出雲守堀市正を以て始とす又御奏者番より兼役の始リハ萬治元年戊戌七月四日板倉阿波守とす

大坂御定番

當職二員妻子引越大坂在住也御役料三千俵毎組與力三十騎同心百人を附らる御暇の節金拾枚時服五を賜ひ又引越に付拜借金三千兩出る在府の時鷹芙蓉間に伺公し悴無城にても諸大夫被仰付御城代に差繼彼地の事を司る○當役ハ元和七年辛酉三月廿日高木主水正成稻垣攝津守重種を始とす

大坂加番

當職ハ定役にあらず毎年其人を撰て被仰付事也萬石已上四人内三四萬石一人 壹貳萬石三人毎年八月交代

御暇拜領物ハ其家々にて在所御暇の節被下候矢數の函時服羽織等被下○役高一萬石迄ハ本高夫より已上ハ大方十分一の引高にて勤之尤彼地にて其一倍の御米被下○當地發足壹番七月十五日二番十六日三番十七日四番十八日○彼地交代一番八月三日二番四日三番五日四番六日○加番小屋割山里一番中小屋青屋口雁木坂○寛永三年丙寅始て三員を置く後四員となる

鷹間詰

毎日詰番の割有て平日ハ三番に六七人つゝ鷹間に伺公す御禮日ハ不殘登城三山御參詣の節ハ大紋行列に仕ふ又衣冠行列の事有之但四品以上の供奉無之豫參有之○菊間縁頼詰の面々ハ供奉有之詰番等無之

高家

當職定員無之當時 人當番有之老中支配千五百石此内肝煎三人ハ御役料各八百俵を賜ふ官位ハ從五位下侍從より從四位上中將迄に出る 伊勢日光 御名代京都御使并公家衆參向之節諸事御用向司之鷹之間へ詰る但京都年頭御使ハ肝煎三人にてかはるゝ勤ると也御祝式御成 御宮御靈屋御參詣之節ハ御太刀之役相勤む尤豫參也其外神酒御進獻御酌等相勤む正月御規式御三家方御盃事御酌之役相勤 肝煎被仰渡ハ芙蓉間にて老中列座月番の申渡也御太刀之役ハ肝煎に限ると也故に肝煎被仰付候へハ改て御席にて御太刀之役被仰付と也

御側

定員無之當時 人老中支配五千石高○御側向の御用を司り三番の泊番をつとむすへて奥向御小性御小納戸醫師等の身分を進退す惣員の中三人御用懸りと稱して泊番なしに毎日登城し老中退出後退去す其間御前并御用部屋との中間にありて諸事を取扱ふ故俗に御用御取次とも申す也小身の者此職に補せらるれり世祿を増して貳千石となさるゝ例也又御用懸り十年已上無滞勤仕すれり其上にも俸を増さるゝと也至て劇職なるか故なりといふ○泊方の老中若年寄中退出後の御殿向の事一切沙汰す諸役人々も御側衆へ伺ふと也○御成之節兩人歩行にて御輿の左右に供奉す○當役の承應二年癸巳九月十八日久世大和守牧野佐渡守内藤出雲守土屋但馬守只今迄の番頭御免御前へ晝夜相詰候様被命四人のうち一人充御次間に泊番勤むへきよしをも被命是當役のはしまり也又御用懸り享保十一年丙午正月十一日有馬兵庫頭加納遠江守兩人御用多に付泊番御免とみゆ是今の御取次の權輿也○位次の萬上已上は上にたち萬石已下の先輩次第御取次といへともかゝりなき也

駿府御城代

當職一員老中支配御役知二千石諸太夫致在府の節芙蓉間に列す妻子引越駿府在住也御暇の節時服五領羽織を給ひ又御黒印をなし下さる引越に付拜借金千五百兩下る彼地の事萬端指揮揮し人馬宿次證文をも出す○勤番組頭一員五百石高御役料 三百俵布衣役勤番三十人三百俵高與力十騎同心五十人を附屬せらる○當役の元和七年辛酉十月十四日松平石見守康安を始とす

伏見奉行

當職一員老中支配諸大夫役御役料三千俵妻子引越御役宅に住居す府の時芙蓉間に候す御暇の時金五枚時服三領羽織を賜ふ又御黒印をなし下され彼地の事萬端指揮す引越に付拜借金千五百兩出る但し萬石已上なれり貳千兩拜借出る也且萬石已上の位次も駿府御城代の上たり○與力十騎同心五十人を附せらる○當役の慶長五年松平下野守康忠を始とす

駿府加番

當職は定役にあらず年々其人を撰みて被命と也萬石已上一人是と俗に大加番といふ五六千石高の寄合兩人部合三人也御城代の指揮を受けて護衛の事を勤む御暇の時拜領物萬石已上の在所御暇の格を以賜ふ寄合の何も時服三領羽織を賜ふ毎年九月交代也○加番屋敷御城外にあり町口の大加番小屋四足と草深の平加番の小屋也○萬石已上の減高一萬石にて御役扶持四百人扶持被下其他の右之割にて給ふと也然るに天保十四年癸卯八月晦日より平加番の高に拘りらす貳百人扶持可被下旨被命○當職の寛永十年癸酉始て二員を置く

御留守居

當職五人老中支配五千石高諸大夫役にして芙蓉間に列す毎組與力八騎同心四十人を附せらる其職の大奥御廣敷女中方御守殿御住居等の事一切司之依之奥向諸番所にての番士みな惣下座也○又御城櫓御多門等を預り外曲輪御門番等を進退す依て寄合御門番の御留守居より奉書を以て達し駿府加番も同斷也○毎日一人泊番あり部屋に御廣敷七口の前御多門際にあり晝の大奥へ出仕し御用を達し或は芙蓉間に伺公す夜の右の部屋に泊る故に殿中に部屋な

し火之番の部屋をかりて休息所とす○與力同心の上梅林坂の御番所に勤番す○又諸國關所女通手形を司る月番の時右願を受取則手形をしたゝめ初判を居願人へ渡す願人非番月の方へ廻り判を取る事也○當役の寛永十年癸酉三月十一日始て四員を置く

大御番頭

當職十二員老中支配五千石高諸大夫役萬石已上打込勤但萬石被下にて萬石已上の格式也菊之間に列す○每組々頭四人六百俵高御番衆五十人貳百俵高與力十騎同心二十人附らる○十二組の内二組二條御城二組大坂御城在番を代るゝ勤む一組御番衆五十人の内組頭四人にて一組を四つに分ちて支配す○當役被命時組を被下とあり兩番頭御預被成と云よし與力同心等の全く被官の取計ひ也○毎日一人殿中に相勤老中退出後退去又一人の二丸に宿直す御番衆の二丸御立關與力同心の同銅御門に勤番す○大坂にて御本丸を預り御座敷向の鍵を預る御城代にて大番頭に達せされ御座敷の見分不成也與力同心の御本丸入口の御番所を勤め加番の山里を勤む依之大番頭の次に就く也○二條にて番頭の内御本丸と二丸と請取あり筆頭の方御本丸也組頭の隔番に御本丸のかりに泊番を勤め與力同心の各入口の番所を勤むる也○在番中加番同道にて大坂市中并近邊寺社等見分有之此節二本道具にて加番よりの先にたつと也○在番之節於京大坂御合力米被下御番衆與力同心共同斷○御番衆の内残り役といふあり是の江戸殿中向其外日々の違變を三度飛脚にいひ遣す依之書役を抱置也飛脚の双方より出る是又在府にて御合力米下さる○御番衆の内江戸にて廻り番といふ

事あり右廻番の内當番相除日々御城下を廻り辻番々にて火之元等の事申付る馬の先に棒を持たる者兩人召連る事也故に世上にて棒ふりといふ兩御番衆よりも出役あり兩御番の御曲輪内大御番の御曲輪外を廻る定也但雨天の節の廻りに不及す○二條在番先番頭江戸發足四月二日與力同心隨從す同組中發足三日四日五日六日但組頭一人ツ、添之同諸番頭發足七日與力同心隨從す各道中十泊也○近年御番衆の内高の者一人宇治御茶壺御用相勤るに依て御數寄屋頭一人同坊主二人御露次之者二人一同出立故に五月迄居殘江戸發足○二條先番頭彼地交代四月十四日與力同心隨從す同組中交代十五日十六日十七日十八日但組頭一人ツ、添之同諸番頭交代十九日與力同心隨從す右交代前日番頭入城申談相濟翌朝未明組中共交代す○大坂在番先番頭江戸發足七月廿三日大の月廿四日與力同心隨從す同組中發足廿四日廿五日廿六日廿七日但組頭一人ツ、添之同諸番頭發足廿八日與力同心隨從す○大坂先番頭交代八月七日與力同心隨從す同組中交代八日九日十日十一日但組頭一人ツ、添之同諸番頭交代十二日與力同心隨從す右交代の次第二條に同じ○近年御番衆の内高の者一人宇治御茶壺御用勤之是の交代時節先達て彼地へ發足す○二條大坂在番御暇の節拜領物番頭金五枚時服五羽織組頭銀拾枚時服貳御番衆白銀十枚此節御番衆悴共 御目見被仰付○與力現米八十石同心三十俵二人扶持○大番頭已上の下屋敷無之者の願ひ候へ下屋敷を賜ふ○寛永九年壬申諸番諸組の母衣指物具足等の御定番頭へも仰出之○當役の天正十五年丁亥始て三組を置かる菅沼藤十郎定吉松平善四郎康吉渡邊久三郎重綱是也

御書院番頭

當職六人西丸四人若年寄支配四千石高諸大夫役菊之間に列す○每組に頭一人若年寄支配千石高布衣役菊之間南御襖際に列す兩御番與頭の大番與頭と違ひ組頭の權重くして番頭與頭をすへて兩頭と稱す○御番衆每組五十人但與頭此人數の内也三百俵高與力同十騎現米八十石高同心廿人同三十俵貳人扶持高○御立關前中雀御門番所を與力同心相勤但上理御門の番頭預り□□勤之○御番衆の虎之間に勤仕す五十之内半分充御詰番頭の御立關前御櫓に泊番相勤一人充殿中に相詰る○西丸附の西丸御立關前御門番所を與力同心相勤御番衆の西丸虎之間に相詰御本丸より詰所も挾く組數も少き故五十之内四分一充勤之番頭泊番御本丸に同し○當職の慶長十一年丙午十一月二日に始るといふ御小性組番頭同斷也

御小性組番頭

當職六人西丸四人若年寄支配四千石高諸大夫役菊之間に列す○每組與頭一人若年寄支配千石高布衣役すへて御書院番與頭に同し○御番衆每組五十人三百俵高與力同心無之○番頭泊番詰番等すへて御書院番に同し御番衆の紅葉間に勤仕す○兩番頭共御規式之節御前御給仕又正月表向之御酌相勤む○兩御番衆の數十人撰人にて進物番相勤五番に勤仕す又三人撰人にて新地屋敷改を相勤是の平日野服にて登城且分限に應し野扶持被下

大目付

當職四人或五人老中支配三千石高諸大夫役芙蓉間に列す○五の字指物を用○殿中にて諸大

名の席を改惣して萬石以上并老中支配への觸流し或は御宮御靈屋御參詣の時大紋行列供奉の觸諸大名御禮日病氣差合斷又の諸大名兼養子判元見届其外非常の檢使等を掌る○諸大名御旗本御家人等評定所にて御詮議等之節の立合を勤む是を俄評定とも五手懸りともいふ五手といふ奉行大目付御目付五役の評議になるか故也○當役にて一人つゝ切支丹宗門改御鐵炮指物帳改分限帳改道中奉行服忌令懸等の加役を勤む○宗門改の例年七月より十一月迄の内奉行所へ諸大名より兩判の詫文差出す之を一紙證文といふ類族の生死嫁娶養子改宗剃髮の義二季の届也追放の近年不苦趣にて是亦届にて濟む也本人は何事も其時に伺之上奉行中差圖を以其通申付其段當座届書出之本人同然之者なれ其子孫末々迄類族になる本人より都合六代七人本人になる其外本人同然の忌懸りの者不殘類族也本人の躰鼻の忌服なしといへども類族になる定也○當職の寛永九年壬申十二月初て四員を置かる水野河内守守信柳生但馬守宗矩秋山修理亮正重井上筑後守政重是なり

町奉行

當職二員老中支配三千石高諸大夫役芙蓉間に列し御役宅に住す外に役所入用金として毎歲貳百兩給ふ○御役宅數寄屋橋御門内貳千六百貳拾六坪餘之を南組といふ吳服橋御門内貳千五百六十八坪之を北組といふ每組與力二十五騎同心百二十人與力の給知貳百石同心三十俵貳人扶持各八丁堀にて大繩組屋敷を給ひて居住す○月番の時の諸公事願訴訟を引請退出已後聽之式日の早朝より評定所へ詰御用畢て登城す立合日の評定所にあり非番も同し○惣して月番之時願訴訟

を請則裏判を出し或の双方對決の上六ヶ敷公事の非番月へ持越捌之事也○すへて江戸町中并寺社領之町寺社門前并境内借地之者共より御府内へ懸り候出入の月番町奉行裏判いたし候定也○又人馬宿次證文を出す○出火の時の二本道具にて場所へ出馬し町人足火消等へ消防手當等を指揮す○家來の内口人つゝ内與力と唱各地方百石を配當し御役屋敷内に居住し別に町屋敷を所持す目安讀一人五十石配當す○町方非常之檢使并捕者等與力同心勤之○大傳馬町牢屋敷并囚獄石出帶刀以下支配す○すへて遠國の公事の寺社奉行關八州の公事の御勘定奉行江戸中の公事の町奉行と各引請司之○當職の始詳ならず松園雜記に江戸町奉行の始の板倉四郎左衛門彦坂小刑部御入國の時分より仕候其後土屋權右衛門米津勘兵衛其後島田兵四郎廿年計も相勤申候其後加々爪民部後大堀式部奉行仕候と見ゆ

御勘定奉行

當職四員老中支配三千石高諸大夫役芙蓉間に列し御役宅に住す外に御役入用として毎歲各三百兩を給ふ○御役宅の虎御門内神田橋外小石川御門内小川町にあり○四人の内公事方兩人御勝手方兩人と引分れ御用承る又公事方奉行の内より一人道中奉行兼帶す○關八州御料私領并關八州之外も御料より御府内へ懸り候出入の月番公事方奉行裏書出す定也○大手御門番所後に御勘定所あり御勘定組頭以下支配向不殘此所にて御用承之諸家留守居呼出申渡等惣して此所に於てすこれを下勘定所といふ又殿中にも御勘定所あり奉行吟味役者與の間に詰るこれを内座といふ正面に御勘定奉行其横の方に吟味役着座す故にこれを横座といふ

付箋
家屋造營

其外組頭以下各座席在て諸事引請御用承る○組頭十二員三百五十俵高其懸々によつて御役料百俵つゝ被下○御勘定支配勘定合貳百五十人御勘定の百五十俵高支配勘定百俵高此外出役數十人あり本役出役の差別なく打込にて御用を達す○當職の始の慶長八年癸卯十二月大久保石見守長安を以てはしめとす長安始十兵衛といふ

御作事奉行

當職二員老中支配貳千石高諸大夫役芙蓉間に列す○御作事方小普請方其掌る所持場の別あり御作事方の御本丸西丸表向御座敷御門御櫓御多門内外郭御門番所増上寺此外諸國寺社御修復等也○五の字指物寛永九年壬申九月二日免許○兩人之内一人切支丹宗門改加役に勤む○御作事方定小屋の龍口にあり○御疊奉行三人百俵高御役扶持十五人扶持御大工頭二人貳百俵高御役扶持二十人扶持御作事下奉行八人百俵高御役扶持十人扶持此外御被官以下を支配す○當職其始の御目付御使番御番衆等より臨時出役にて勤め定員なし定役を置く事寛永九年壬申十月三日佐久間將監眞勝神尾内記元勝酒井因幡守忠知を以て始とす

御普請奉行

當職二員老中支配貳千石高諸大夫役芙蓉間に列す○御城石垣堀普請地形繩張所々土居石垣堀浚并神田玉川兩上水掛樋埋榭組合出銀取集其外一切上水にあつかる事を司る○又江戸中明屋敷并拜領屋敷請取渡等の事司之○定小屋辰之口にあり○五の字指物の寛永九年壬申九月二日免許あり○下奉行二人百俵高御役扶持十人扶持これの明和五年戊子九月五日長田越

付箋
土木方

中守久松忠次郎兩人へ上水并道方加役被命によつて下奉行二人改役四人新規に置かるゝといふ○當職ももと御使番等もより兼帶の處承應元年壬辰二月廿八日永井彌右衛門直元城半左衛門朝茂を以て始て定役を置かる

小普請奉行

當職二員若年寄支配諸大夫役中之間に列す○御本丸西丸大奥向二丸御殿向紅葉山御宮御靈屋東叡山濱御殿品川東海寺池上本門寺其外所々御役屋敷御普請御修復を掌る○定小屋辰之口にあり○小普請方五人百俵高御役扶持十五人扶持小普請方改役四人百俵高御役扶持十人扶持此外吟味役已下の支配向あり○當職の貞享二年乙丑九月十四日始て一員を置く小菅伊右衛門正武是也時に小普請奉行組頭と稱す

御旗奉行

當職二員西丸一員老中支配貳千石高諸大夫役平日詰番なし御禮日其外出仕の時の菊之間縁類に列す○御旗御預あり同心これを勤番す○每組與力一騎現米八十石同心十五人三拾俵二人扶持○當職寛永九年壬申六月廿五日始て二員を置く大久保彦左衛門忠考横田甚右衛門尹松是也

御鎗奉行

當職四員西丸一員老中支配貳千石高布衣役平日詰番なし御禮日其外出仕之時菊之間縁類に列す○每組同心十人御預數具足番として頭宅へ一人つゝ勸番す○又八王寺千人頭を支配す

依て千人頭一人在府にて諸事千人同心用向を達す○千人頭十人貳百俵高武州八王寺在住各同心百人を支配す頭一人同心五十人を具して日光火之番半年代に勤之○當職寛永九年壬申六月廿五日始て四員を置く富永主膳今村九郎兵衛松田六郎左衛門寛助兵衛

百人組之頭

當職四員若年寄支配三千石高布衣役出仕の時の菊之間縁類に列す○御番所泊番勤む○四組にて大手三之御門御番所勤番す與力八九人同心四五人也又下乗橋之外に箱番所あり與力貳人同心四五人又升形之内に同心番所あり同心二三人詰る但五節句惣出仕の時の加番ありて人數を増す下乗橋之外に與力同心の立番あり○兩山御參詣之節上野の文殊樓増上寺の山門前を警衛す○四組の内甲賀組根來組伊賀組與力各二十騎青山組の與力二十五騎同心の每組百人也依て百人組と號す此内根來組同心の不殘惣髮也此組計の同心より與力に御取立あり他組と異也○當職の慶長初年よりおかれ往古の皆萬石已上也寛永年中より今の如く御旗本より被命といなれり

小普請組支配

當職八員老中支配三千石高布衣役中之間に列す○古來小普請の輩不殘御留守居の支配たり其後御留守居支配止て三千石已下の分は當役にて支配す○組頭毎組一員二百俵高御役料三百俵持高三百俵已下御手當扶持廿人扶持○支配の内御目見以上を支配と唱御目見以下を組と唱ふ每組五人世話取扱あり御手當扶持十人扶持近來の正月元日御禮に登城し御流頂戴す

又組之内に毎組三人小普請組世話役あり五十俵三人扶持高○逢對定日御目見以上の毎月六日十九日廿四日但正月の廿三日を始とし十二月の六日を終とす御目見以下の毎月十四日廿七日但正月の廿七日を始とし十一月廿七日を終とす○寄合日毎月十日廿五日○春秋兩度濱御構内新馬場にて乘馬見分あり○當職の享保四年己亥六月廿五日始て十員を置かる坐席の新番頭上と定む

新番頭

當職六員西丸二員若年寄支配貳千石高布衣役中之間に列す○新番所の中之間の奥にあり御番衆五人代々勤番す○御城内吹上等へ御成の時御供に候す○三山御參詣之時の御先へ相越勤番す○頭泊番詰番御先番等あり中之口部屋に候す御成の時御輿の前に侍す○組頭毎組一員六百石高御番衆毎組廿八人貳百五十俵高○承應三年甲午八月六日新番の指物五色の吹流に定らる○當職の始の寛永二十年癸未八月七日始て四員を置かる玉虫八左衛門宗茂安西甚兵衛元貞中根次郎左衛門正頼遠山十右衛門景重

御持弓筒頭

當職五員弓二員筒三員西丸二員各一若年寄支配千五百石高布衣役出仕の時菊之間縁頼に列す○大手中之御門を與力同心勤番す御臺部屋口に同心二人勤番頭も泊番あり○兩山御參詣の時御成先御靈屋前を警衛す○與力毎組十騎現米八十石高同心毎組五十五人三拾俵三人扶持高○當職元和九年癸亥六月朔日始て四員を置かる弓組一筒組三也

御先手

當職廿八員弓八員炮廿員西丸六員弓二員炮四員若年寄支配千五百石高布衣役○御番所の蓮池御門平川口御門下梅林坂御門紅葉山下御門坂下御門右五ヶ所をかゝ勤番す頭も泊番あり此外昔の山里御番所を勤番す今の伊賀者勤之○上野御參詣の時仁王門凌雲院前覺成院前等覺院前屏風坂御本坊表御門同裏門此七ヶ所増上寺御參詣の時の方丈庫裏門切通山之内垂跡門此四ヶ所を警衛す○一組火附盜賊改加役を勤む故に此組の勤番なし○西丸附六組の吹上御番所一ヶ所を順番す○與力毎組五騎より十騎にいたり不同高も給知貳百石より現米八十石に至り是亦不同也同心毎組三十人至五十人不同高の一同に三十俵貳人扶持也○當職の始の久しきとにて不詳水野左近武功覺書に小牧御陣の時十人の御鐵炮衆といふと見えられたれ其頃はやく御鐵炮頭十員置れたりし成へし寛永九年壬申六月廿五日弓十組砲十五組合て二十五組に定められしや今時の如くなれりし始なるへきか

御留守居番

當職五員老中支配千石高布衣役中之間に列す○鹽見坂御番所を與力同心勤番す御廣敷七ツ口前之部屋あり晝の御廣敷御立關の内に詰所あり泊番の部屋に在て勤む○御女中様方御登城の時御輿の側に供奉す其外御女中様御使等惣して輿向の御用を達す○與力毎組六騎百五十俵高同心毎組廿八人貳拾俵貳人扶持○當職寛永十九年壬午二月五日始て五員を置かる宮崎備前守筒井内藏久松彦左衛門長井五左衛門松平庄右衛門是也

御目付

當職十員西丸六員若年寄支配千石高布衣役中之間に列す○御城内外の改殿中席々の進退非常之節指揮評定所立合兼養子判元改城引渡檢使御詮義事立合若年寄支配之輩へ觸流御成先御場所御供方諸懸引諸御普請御修復所立合出來榮見分、月切駕籠斷、判元見届、濱御殿學問所醫學館淺草御藏猿江御材木藏諸所見廻り臨時遠國御用諸向問合辻番所取扱諸届物其外一切引請司之○出火之時出馬場所にて消防手配等指揮す○月番の貳人あり○五字指物寛永九年壬申九月二日免許○泊番の本番加泊兩人あり本番の御立關より登營加泊の中の口正面より登營す其餘の中の口の右手より登營する事常也臨時御用に懸り野服勤の時の泊番除きになる○御徒目付御徒押火之番御貝役御太鼓役濱吟味役御挑灯奉行御臺所番等の直支配也黒鉄之者頭御掃除之者頭御中間頭御小人頭御駕籠之者頭者元若年寄支配にて御目付預支配也○當職の大坂冬夏御陣御供二十四人の内元和三年丁巳正月十一日始て定役十六人置かる

御使番

當職四十五員依時不同若年寄支配千石高布衣役○御城詰火事場目付所々上使等を勤む○出火の時出馬場所にて消防等萬事御目付同様指揮す○御鷹の鳥被下の節上使を勤む其外大名の家格によつて參勤御暇之節に上使を勤む○三山御規式御參詣の時隨身の裝束にて供奉す此節唐門より内の御使番外の御目付也○二條大坂御目付の兩御番の内一人差添都合兩人にて一年詰也三月江戸發足先京着二條御城に十日程逗留夫より大坂御城へ相越兩所往來日を

定めす右兩所逗留中所々見分あり京の洛中洛外伏見宇治并宇治川の猪飛步行渡りの場勢田八幡山崎供御の瀬の渡大坂の住吉天王寺南都長谷等也○御三家方在國の節臨時上使勤む○城請取の上使兩番の内一人差添勤む其外地方の事の御代官差添勤む先早朝其城へ入見分あり町宿へ下り請取渡の人数相揃上使出て大手前に床几に腰懸請取方の大名も大手前に陣す大手の門開くと段々に入替る入者の門の左出る者の右也一人出れ一人入る幕鍵其外飾道具右之通に立替る外之番所より入替段々内の番所へ入替る也替り仕廻案内次第上使入城臺所前の床几に座す但御使番計也其外ハ數草を用ゆ請取方の大名其所に敷草を設け座す夫より盃出上使より始て城請取の大名へ指し引渡出盃事終て其所に簾立る城主の臺所口より入上使の立關より入城主出迎て書院へ通し料理出る御代官も同斷并供廻りへも料理出る但料理は町宿よりの仕出し也○駿府御目付は八月末發足十月より十二月迄同所に罷在夫より甲府へゆく暫く逗留して又駿府へ歸る也○諸國巡見使の御使番一人兩番二人差添五畿七道幾組にも分廻る事也道中定式の人數三十五人也各人足十人馬十四疋の御朱印を給ふ所々領分界に名主出迎一人頭一人つゝ駕籠の棒鼻に立尋に隨て應對す別案内者也○大名領分界にては使者并爲案内每頭一人騎馬之士差圖し使者口上を述案内として家來一人つゝ差添御用品々可被仰付旨申達并在國の面々よりの城下御通行の時下屋敷御立寄遂對面度由申越對面する事もあり又の急候よしにて斷に及ぶ事もある也又城主の了簡次第町口へ出向遂對面事もあり馳走のすへて斷也泊に着案内の名主共を呼領分の事共尋る事也○右案内の士騎馬にて一人つゝ三頭の

先に乗事也其外重き頭役の士一人惣勢を押へて乗る都合四人也先に領分界にても又右の如し○西國筋巡見の大坂より乗船也筑後久留米より迎船を出す一頭に五艘つゝ也巡見使之座船の六十四挺立之大船也船頭一人水主六十四人揖取十四五人にて梶を取る也外に乗替の舟一艘供舟一艘水船一艘小早船一艘つゝ都人十五艘也大坂を乗出すと道筋所々の大名より見廻使者小早に乗來り船中より口上申達す○右舟路豊前小倉を通越筑前若松浦へ着船夫より所々巡見肥前鳴子に着夫より乗船舟は佐賀より二頭分唐津より一頭分の船を出す此より壹岐へ渡海此海上三十五里壹岐を廻り内國勝本浦に着此所にて日和を見定對馬へ渡海此海上四十八里但對馬路ハ六十六丁一里也○大隅薩摩巡見都て薩州領を通行する事都合十九泊なり右入口の兩方山中を切通し其間に五六間の長屋あり此内を通りて入る事也此所兩方に番人あり各鐵炮に玉を込切火繩を狭み置くと也○當職舊定役なし大坂御陣御供の内より二十八人元和三年丁巳正月十一日始て定役を置かる五字指物寛永五年壬申九月二日免許

御徒頭

當職十五員西丸五員若年寄支配千石高布衣役○每組與頭二員百五十俵高歩士三十員七十俵五人扶持高○泊番御先番加番御供番等あり○御成之時御先拂辻固其外御猪狩御鷹野等の時の御塲先之奔走或の御奉書使等を勤む○歩士の輩夏中淺草川にて水泳稽古あり四五年に一度上覽あり每人御帷子一を給ふ○當職慶長八年癸卯正月初而走衆の頭四人を置る松平右馬助原主水松平志摩守三井左門是也

小十人頭

當職七員西丸四員若年寄支配千石高布衣役○每組與頭二人三百俵高平御番衆二十人百俵拾人扶持高○本番御供番詰番御供加番等あり御番衆の檜之間に御番所有て勤番す○御番衆へ御借貸カ具足渡る何も海老胴也○平番二十人の組頭を加へたる數也西丸は組頭共每組二十五人も一組を十三人十二人と折分し八番に勤仕す○當職の元和九年癸亥六月朔日始て四員を置く三枝宗四郎稻垣藤七郎中根傳七郎鶴殿新三郎是也往古の御小性組番頭より兼帶定役を置く事の此時を始とす

御納戸頭

當職二員西丸二員若年寄支配七百俵高布衣役○寛政御改正已前の元方掛方を分掌ありしかと御改正後の打込に勤む元方拂方各二員ありし也○御小納戸御廣敷御用よりはしめて献上金銀吳服御裝束被下金銀三節時服卷物筆墨紙已下諸渡物等一切當局の進退とす○組頭四員西丸二員四百俵高御番衆廿四員西丸十二員貳百俵高○每暮褒賞として時服二領を給ふ○當職其始を詳にせず四組頭計にて頭の後に出來しものと思はる寛永十二年乙亥十二月廿八日横山藤左衛門間宮忠左衛門御納戸頭被仰付元此兩人組頭也と江城年録にみゆ恐らく此頃より頭のはしまりしものなるへし

御腰物奉行

當職二員若年寄支配七百石高布衣役二人にて西丸御用をも兼帶す○御指御腰物をはしめ御

進獻御太刀獻上被下御刀御脇差御拵御拵御手入惣して御腰物にあつかり候事一切司之○御腰物方十六員西丸八員貳百俵高○當職の承應二年癸巳十月十五日始て一員を置く押田三次郎是也

御勘定吟味役

當職四員或五員老中支配五百石高御役料三百俵布衣役中之間に列す御用之時の土建間内へ入る○御勘定所一體の御取締として奉行組頭已下取計非分ある時の其段直に老中へも申達する事ありすへて局中の目付也米金受取手形も初判の必ず當役にてする也諸吟味物も當役の吟味を受けて後奉行へも申達する等皆當役の規模也○每暮褒賞として金三枚を給ふ○吟味方改役同並同下役等の支配向あり何も御勘定方取調候書面類再應吟味を遂る事也夫故計府諸懸共吟味方にてあつからざる事なし○當職の天和二年壬戌六月十四日始て二員を置く佐野六右衛門正因國領半兵衛重次是也

奥御右筆組頭

當職二員西丸一員若年寄支配四百俵高御役料貳百俵御四季施代金廿四兩貳分布衣役也但御役の御次にて老中申渡畢て御目見あり此類を御次布衣と唱ふ○每暮廻勤褒賞として金三枚時服三領を給ふ○當役二人にて隔日に當日の御用を承る此職の禁裏御所方御用より始め年中御規式御禮事御次第書御三家諸大名諸役人官位述職承襲差除驛報刑名すへて老中若年寄中被承候御用向一切引請承るを以て甚繁劇也○奥御右筆三十員奥御右筆所留物方十員あり

て諸御用向を分掌す○奥御右筆貳百俵高御四季施代金組頭に同じ廻勤賞金貳枚時服貳領を給ふ但當役二十年已上の賞金壹枚を増給ふ留物方百五十俵高御四季施代金本役に同じ廻勤賞金一枚時服二領を給ふ是の表御右筆の内より一年期の定也當番の隔日也本役の闕あるまての年期を繼て勤む本役にの年中定式懸あれ共留物方の定懸りなし○當職の元祿二年己巳十月廿六日始て一員を置かる蜷川彦左衛門是也

醫師

當職定員なし奥表本道雜科の差別あり何も若年寄支配○奥醫師御番料貳百俵但外科雜科の同百俵部屋住より見習勤の者の御切米貳百俵被下御番料なし○御番醫師持高貳百俵已下の者の御番料百俵部屋住より見習勤の者の二十人扶持給ふ○法印法眼之醫師の御連歌之間北御縁類に相詰御目見之節の御白書院にて獨禮也其外之醫師は御白書院に並居一同之御禮也○寄合醫師の御禮日に計出仕奥醫師奥詰醫師十日に登城御機嫌を伺ひ晝計伺候其内御用次第御廣敷御守殿御住居等にも伺公す○御番醫師の兩丸打込にて一人つゝ勤番す席の桔梗間○半井今大路兩氏の典藥頭に任し從五位下に叙す此兩氏より隔年に正月の屠蘇白散を禁裏へ調進の事を司る家老爲名代上京し假諸大夫に任するよし

明治三十五年十月以東京帝國大學本一校了

塵芥集

せんくのさいはひにおゐていりひをたすにおよすいまによりのちのこの状を
わひまもり他事にましいるへからす

一 玄んじやの事

さいれゐの事ハ年のゆたかなるにもあしき年にもましおとりなくかれいにまかせこれをつとむへし

一 村さどよりのせんきのとくまつりのものふさたなきに玄んしよくかのてんぐをむさぶりおこたりをなすに付ていはやくかのまよくをあらたむへき也

一 ざうゑいの事じんりやうをふさけ候いべつたうかんぬしゑゆりをなすへしふさたにい
たつていはやくかのまよくをあらためかへしたししたいはのときハじぎによるへし若
又玄んりやうなくいのそやしろのへつたうかんぬしのやくとしてくわんじんをもつてゑ
ゆりをなすへしなを事ならずいゑさいをひろうのうへがうりよく有へき也

一 玄んりやうのひやくしやうけんもんのいをかりぬんくまよたうよくりうせしめいはい
いをくはふへきなり

一 玄んぼくの事さうゑいに付てきらば是非におよばすじぶんのようくとしてきり取る
事さいくわたるへしかひて又つみをおなしくすへし

一 玄んしやにつくるまよたいの事とき別たうかんぬしみたりにうるへからすうりてかひ

て共にもつてさいくわたるへし又き玄んいたすまそんかのまよたいけいばうせしめいら
んにおよふへからす

一 さいれゐのどうやくたいくいんをもつてあいつとむへからすゑゆとちうかんぬしねきを
のはかどうせん

一 ばう寺の事

寺家のゑゆりふつし等の事玄んしやのさたにおなし

一 ちうちまきいゑしやうまかせたるへしたしもんたうあらはときしゆこまよくひろう
のうへその是非にまたかふへし

一 ちうちまきさたまらざるいせんましやうさうせいのおどの事かつういその人のきりやう
によりかつういしゆこのはからひたるへき也

一 出家のてしそくなる事そのましやうにいとまをこいさるともからかくこいたすへから
す又そのまうていをあらためたしうになる事どうせんつきにひくにのさたもかくのとし
しゆつけ所へをんないて入あるへからすたしとものけにんしきいんせいにあたり
す

一 出家たるの人かたなさすへからす

一 ちりやうの事わたくしのこんりうのどころいたんなまかせたるへしくはうまよ其外さし
いてたるてらへき玄んの地の事はんぬしのまそんせんそのき玄んのちなるよし申とりか

へすへからす時のちうちかひめあらは彼子細をひろうせしむへきなり
 一せんくよりのちりやうときのおうちみたりにこきやくせしむる事よのまよたいはいと
 くせしめかれわたくしにはいとくよし申そくゑんのともから又いてうあひの人にゆ
 つる事あるへからすたしせんくのちりやうにてを付すときのおうちふくゆうのうへ
 かい地をいかほどいたし候ともそのぬしのまゝたるへしたんないはうあるへから
 ざるなり

一せつかいのとかの事

右人をころすかうりよくのやからたちどりいたし候いとうさいたるへしよかるにかの
 かうりよくにんそのとかをまぬかれんためにほんにんをうちまかりいて候いゆうめん
 あるへし又たちどりいたさす候とも本仁にあひかりとりたはねをなすやからのさいく
 わほんにんのとくたるへき也

一かけむかひにて人をまちうたれたるやからまたれてうたるいといひ人をまちたるものく
 ちなしにうちまたれたるにふんのはたらきをもつてまちてをうつなといひもんとうに
 及候い相たかひのましやうを尋へしましやうなくいうたれ候かたのりうんたるへきな
 り

一人のひくいんいけ人をころし其外ちくてん候いまうにんにとかをかけへからすたし
 まうにんせつかいにんをきよようにおゐていとうさいたるへし又くたんのとかにんまう

にんかくこのよしてきにんあひさへる事ありそのたうさならいまうにんさい所をさか
 さすへし然にのちの目これを聞そのおう人きよようのよし申いつるのときせうこまきれ
 なくいまへのするかことし又敵人のささへ候事せうこなくいまうにんのかあるへか
 らざる也たし又まうにんのいこんあるのあひたひくいんそのいきとほりをたてんため
 に人をころしちくてんのうへまうにん相しらすといふともそのとかをのかれかたし然に
 かのとかにんをまうにんしやうかいさせまかりいて候いいせんのかをゆるすへきな
 り

一とかにん命をまぬかれんため人の在所へはしりいらはかの在所のぬしはやくおひいたし
 候へき也もしおひいたすにおよひすいさいまよのうちをさかさせへき也同はうてらへは
 しり入事かくこあるへからざる也

一けんくわころん闘諍のうへりひひろうにあたりすわたくしに人の在所へさしかくる事
 たどひまこくのたうりたりといふともさしかけ候かたのをつとれたるへし

一すいきやうに人をころす事申むねありともさいくわにまよすへし人をきり又いちやうち
 やくする事とうさいたるへき也

一さかゑひ人をはうこんする事時宜によるへしねうはうまゆつけとうせん

一とかにんをうつるときひらきのかからいかほどうちをへ候ともうたれたる者のふうんた
 るへしたしにんたいとどうたう候いそのはをのかしひろういたし下知を相待へきな

り

一 おやこ兄弟のかたきたりともみたりにうつへからすた、しくたんのてきにんせいはいをいつての、ちはいりやう中へはひくひのときむた人はしりあひおやのかたきといひこのかたきといひうつ事をつと有へからざる也

一 おやこのとかたかひにかくるやいなやの事

右あるひはたうさのけんくわによりあるひはしゆゑんのすいきやうによりふりよのほか
に人をころすにおおてのその身をせいはいをくへゑよたいをけつしよすともそのち、
そのこあひましいらすいたかひにこれをかけへからす人をきるとかの事もこれにしゆん
すへしつきにあるひのこあるひのまたおほちおやのあたをころすにおおてのおやおほち
たどひあひあらすといふともとうさいたるへしおやおほちのいきどほりをとけんためた
ちまちがいまをくいたつるのゆゑ也もし又人のゑよたいをうはんともしもし人のさ
いほうをどらんとして人をころすのとき其ちゑらざるのよし申事まきれなく其つみ
にゑよすへからざる也付たりきやうたいのさかた
かひにこれにゑゆんすへし

一 たりやうにてとかにんをうつときそのとろの者いらんにおよふ事あるへからざる也

一人のひくいん本まうにんをすてあらためゑうをとる事あらひいまめしつかふまうにんのかたへ申とけ候うへなをよくりういたし本まうにんへかへさす候ひ、一ひつをとり見あひにこれをうつへしもし又ふみの返事にもおよすゑさいをひろうすへし其是非に

よりくたんのひくいんならひにきよよういたし候やからともにもつてせいはいをくはふへきなり

一 どまりきやくゑんころざる、事ていしゆのおつとなりた、しうちてまきれなくそのうへの時宜によりおつとあるへからざる也

一 客人ときやくゑんけんくわにおよひ一はうたれ候ひ、ていしゆくたんのせつかいにんをからめおき披露すへしもし又そのきにおよすはゑんしやくいたし事のよしを申分へき也

一人のさい所のうちより人をよひいたすのときよひいたされ候ものそのま、いつかたへもありきやみうちにうたる、事ありいせんよひいたし候もの、越度たるへした、しあやまりなきしさうあらひさいくわにゑよすへからす

一人のかたへよはれそのとろよりかへりの道にてやみうちにうたる、事あらひいせんによひてのやくとしてせつかいにんのしせう相尋へき也

一人のつかひとして人をよひいたし候とき相たのみ候人いまよひいたす人をうちちくてんのうへかのつかひにたのまれ候ものこんはんのしさいをゑらすといふともとうさいたるへしせつかいにんにくみするのゆゑなりた、しこれをゑらざるしせうまきれなく其どかをのかすへし

一 たこくのあきんとゑゆきやうしやころざる、事あらはさいくわにいたつてのそのむらさ

どにあひとまるへき也たしかのかうないのもの一人なりともくたんのどかにんを申いて候い、そのむら中のおんとたるへき也

一 志かいの事たいもくを申おき志に候い、ゆいこんのかたきせいはいをくいふへきなりいしゆを申おかすいせひにおよふへからすたし志きによるへき也

一 人ちかいいたしうち候事さいくわたるへし志かるにもしうたれ候ものあるひぬす人と申いつりあるひのどかにんのよし申のかるいふともそのものいきたるうちにひをひろういたさすてにせつかいせしむるのうへりひをたすにおよすせいはいをくいふへきなり

一 くひちかひの事どくをのみくいしぬるうへ其ていしゆの越度たるへしたししくすりのまこといつりいまたさたらざるにいたつてい志きによりつみのふかきあさき有へきなり

一 どかにんかくこのさいまよへ申と、けすしてこれをうつへからすもし申と、くるのうへせういんいたさす志あてかく候い、志さいをひろうせしめそのさいまよをさかすへきなり

一 けんくわこうろんにより人をきる事にておひおほきかたのりうんたるへしたししておひしにんおほくともかゝり候い、かゝりてのおつとたるへき也

一 人をきるとかの事ひろうのうへせいはいをまつへきのところ其儀におよはすわたくし

にきりかへしすへからすかくのどくのもからたとひ志こくのりうんたりともはつとをそむき候うへせいはいをくいふへきなり

一 人をちやうちやくする事さふらぬにおつてい志よたいをとりはなすへしむそくのやからいたこくへおひはらふへし志かるにせいはいをまたす志ふんとしてうちかへしする事有へからす志かのときやから志よたいをめしわけへしむそくのもからいたこくへおひはらふへきなり

一 せつたうかうたうかいそく山おとしの事

右志せうなくいけくちをとりそのさた有へきなりどうるいの事いけくちまかせたるへしもし又は志やうの人志ゆのうちあやまりなきのよし申むかひいけくちをとりかなきのむね申わくるにいたつていせいんとり候いけくち五十日のあひたさたところにつなかせたかひのくちをきかせあやまりのかたせいはいあるへきなり

一 ぬすむところのさうもつけにんうしむま等の事てつきをひくへしもし又たこくの者なほ志らざる人しにんなどひき候い、其身のおつとたるへきなり

一 くらやくをせすしてぬすみもの志ちにとるともからぬす人どうるいのよし申志かるにとりておきぬしを申いていとかあるへからすたし志ちとり候ものおきぬしを志らすいとりてのおつとたるへき也

一 ぬす人と志らすしてさと町屋におつてやといたし候ともおつとたるへきなり

- 一市町にてやりこからぬ候とき相さへ候ものとうさいたるへし
- 一ぬす人と申かけ候とき其支證をこうのうへたかひにろんにをよひておひまにんありぬす人に有なしの支證おちつきのは是非により其成敗をくひへきなり
- 一にくる人見つけ候ひ、則ちうにんのかたへ返しおくへしもしかへおきいんまんにおよぶのうへかの下人かさねてにけ候ひ、見つけ候人ふうんたるへしまからはをどこの三百疋をんなの五百疋の代物をわきまへへし
- 一にけ人見つけいんまんあらは一人に三十ひきつゝのれぬせんをわたしうけとるへしたしどほきつかひよりつけきたらはろせんさうし以下人ぬしのかたよりつくのふへしいたき物の事相をへかへし付へしかへおしむにおゐてのとうさいたるへし若又にけ人くたんのいたき物中途にてうしなひ又のうりなどいたす事ありていまみつけ候人これをあらすいかの下人のくちにまかせせひにおよふへからざる也
- 一いけくちをとるのときうち候事とりてのおつとたるへく候たししかのるいにんをかさねてとりいせんうち候をはくしやうにのするに付てのとりてあんとたるへきなり
- 一いけくちをとりはたらかざる事とりてのおつとたるへしたししかのるいにんかさねて取披露のところにかうもんにあはするのうへいせんはたらかざるいけくちとるのよしはくしやういたさはとりてのりうんたるへきなり
- 一いけくちたいくいんをもつてとらせざるまへにはらをきりまをくひきりまする事是非

におよふへからすたし時宜によるへし

- 一いけくちをとるひき候ろしにて其ちかくのかうむらのもの又いさうにんえんしやまゐるい大せいをもつて取かへす事ぬす人とうさいたるへし然にくたんのいけくちまかりいてあやまりなきのよしちんはういたさは則其身をからめかうもんいたしせひのさたあるへきなり
- 一いけくちをとるのときまあはせとゝのはてなにもおよひすおひにかす事あらんにかのいけくちのかれきたりとりての人まゆかへつて山たちひつはきなど申いつるうへとりていけくちにとるのよし申さうろんにおよふたかひのませうなくてけつしかたくの相互にいけくちをとるまかりいてあくたうおちつきのかたせいはいあるへきなり
- 一ぬす人をわたくしにせいはいする事たとひまきれなきぬす人たりともせいはいせしむるかたのおつとたるへしたしそのまう人へ申届のうへまうにんのせいはいにつゐては是れにおよはす
- 一ぬす人せいはいはいつてのちくたんのぬす人かくこいたし候ともからとうさいたるへし同せいはいを申うけむて人うちわにて相すます事りやうはうともにさいくわにまよすへきなり次にぬす人さたなしにあひすますへからざるなり
- 一人のどの事うけかへし候ものくちにまかせそのさた有へしたたし時宜によるへし
- 一たうそくに付ておやこのどの事おやのどにかいこにかけへしたしこたりともどほきさ

かひたんかうなすへきやうなくのこれをかけへからす同このとかおやにかけへからすた
 一しひとつ家に候の、どうさいたるへし又時宜によるへきなり
 一地ぬしのとか(た脱)なこにあひかゝるへし名(唐カ)子のとかちぬしにこれをかけへからす
 一とかにんせいはいのときさいほうさいしけんそくどうえんしやまゐるいはしり入きよ
 ういたし候の、どうさいたるへした、しひろうのうへつみのかるきおもきに付てようし
 や有へしそのつみをなたむるともからにおゐて、かくこのにんたいくるしかるへからさ
 る也
 一せいはいのぬす人ともどうるいの中にて其類人をうちまかりいて候の、ゆうめんあるへ
 きなり
 一たうそくとしてせいはいののちくたんのぬす人ともいかやうのちうせつなし候ともつや
 一、ゆうめんあるへからすならひにかのぬす人の志そんみたりにめしつかふへからす又
 志なん有へからさる也
 一たうそく人おつかけ人のさいまよへとめほうしをうつとかうしてもんかきをきり其てい
 志ゆへ申と、けすしてまかりかへりぬす人かくこのよし申かへる事ひふんのさたなりか
 くのことくのあくたうひるにてもよるにても人かしらあるひうしむまあるひにておひ
 など在所のうちにて其者をさしとりいたすへき志せうある物ならばていしゆへ申と、け
 かの在所をさかすへしさかさせましきのよし申に付て、さいくわたるへし然にもしぬす

み物とさしぬす人とかうし申つるへき支證なきものならばその在所へ申と、くるにお
 よはすいけくちをとりひろうすへき也又人の在所をさかしぬす人あら、れさるに付て、
 其在所のぬしさかしてどもにおつとあるへからさるなり
 一ぬす人とうさいの事さうもつわけはふくの時そのはへいてすといふともぬすむところの
 者をとるに付て、いどうさいたるへきなり又たうそくのとりたくみたんかうの人志ゆ俄に
 かくこをひきかへそのはへいてさる事ありといふともはく志やうにするにいたつて、
 さいくわたるへしぬす人にくみするのゆゑなり
 一たこのあき人其外わうふくのはんみんあるひ、山たちあるひ、事をさうによせ人のさ
 いほうをうはひとる事あどさきのかうむらのおつとたるへした、しかのとかにん申い
 るにおゐて、其とかをのかれへきなり
 一山中ゆきかへりの人をぬす人かり人となすらへ人のさいほうをうはひとる事そのれいお
 ほし志かるうへいいまよりのちかり人路次中より三里のはかにしてこれをなすへし三里
 のうちにてかりをいたし候の、ぬす人のさいくわたるへした、しかも人志、にめをかけ
 おひきたらば是れにおよすなり又山人たき木をもとめにみやまへわけ入のとき山たち
 かり人となすらへ山人をとる志かるに山人ふりよにのかれきたりかり人をみえるのよし
 申いて、いくたぬす人たとひまことのかり人なりとも山人のくちにまかせたうそくのさ
 いくわに志よすへき也

一人のさいふよのうらへかきをこえ入候者ぬす人とうさいたるへきなり
 一身うりの事ぬす人のさいふくわたるへし然にかいてくたんの身うりゆらいなきのゆゑにけ
 ぬすみの事はんふやをたてゝかふのときにかの身うりにけうするときはんふやの事の申
 におよすやとひたし候もの共にさいくわたるへき也
 一下人其はかうりかひのうせ物の事其うりて相うせ候におゐていはさんのをつとたるへき
 なり
 一ふたいの下人あるひにければしりあるひに人にかとはれうられものゆくまゝに去せんは
 んこくにかひとめられ人にめしつかれるゝのときほんのあう人かれのすてにどかにんた
 りあかるにめしつかれるゝ事ぬす人のよし申かくるいまめしつかふところのあうにんか
 のものいなにかしのかたよりあろくかひとるのよしてつきをひくあろくろいまたさたま
 らすとかくのもんたうに月日をうつすのうへかのけにんなすところのつみをおそれかさ
 ねてにけうするのときまへにてつきをひきゝうりてうらさるよしもんたうにおよふ相た
 かにひませうまかせたるへしもしませうなくさうろんけつしかたきに付ていいまかひと
 めぬる人のおつとたるへしぬす人とうさいたるへき也
 一ろしをとほるやからあるひにさくもうをとるひいてんやのものをぬすむ事あらぬす
 ないち其身をからめひろうすへきのところにすてに人をころしてのゝちふにんのどかを
 ひろういたすといふともりひをたゝすにおよすせつかいのちうくわにふすへきなり

志にんのあやまりあせうなきゆゑなり
 一みちのほとりにて見つけ候ひろひものゝ事にし山のはしもとにふたをたてかのおとした
 るものゝいろあなをまきれなく申ひて候ともからに返しわたすへき也あからすの十分一
 のれぬをいたしうけとるへき也もし又見付候ものなかくかゝへおくに付ていさいくわた
 るへき也
 一人の下人こうちかくれの事きよくういたし候ともからとき日をうつしいたす事あらぬ
 す人とうさいたるへき也たゝしふさいによるへし
 一ぬす人のさいふよへおしかけ候ときかのどか人あひはつるゝのうへぬすむところのさう
 もつたつぬるところにとなりといへにありかの家ぬしも又にけならひの在所へはしり入
 其在所のぬしをたのみどかなきよし申事ありはしり入候ものかくこいたし候ものどもに
 さいくわたるへしとかにんをたすけんどうあんするゆゑなり
 一いけくち志にゝものをはたらくのときその年月をかんかへその子十よりうちの事ならば
 おやのどかをかけへからす十才よりうへのときの事ならば志にたるおやととうさい又む
 こもみやうたいつき候いゝとうさいたるへし
 一人の家に火を付候事ぬす人とうさいたるへし
 一地とうと百ふやうとのあひたの事たいゝのひくわんたりといふとも人のひやくふやう
 をふるのうへいねんくあよたうの事あひさたまるとくこれをはたらくへしふさたのとき

いかの地けんよにんにあひわたすへきなり然にゆうまよのよし申けんもんをひきかちかの在家にいらんいたすに付ていせいはいをくいふへきなり

一ひやくまやうちどうのねんくまよたう相つとめすたりやうへまかりさる事ぬす人のさいくわたるへし仍かのひやくまやうきよいらのかたへ申とつくるのうへせういんいたさす候いかくて候やからどうさいたるへきなり

一まよくの地どうそうせいはいまゆこのつかひちけにんにたいし年貢もろくのくうしふさたのよしまちどりにおよぶのとき百まやうらはやくまちをわたすへし然處に地下人のむねをそむきもんたうにおよぶのうへどきのまあはせにより百まやうをうつ事あらひひくいんたりといふどもはつとにそむくのゆゑうたれ候やからのふうんたるへし如斯のまさいあらはまつまちを相わたしまゆこのつかひそうせいいちどう申かくるところもしひふんたらは其さた有へし但其様躰によるへき也

一ちどうりやうまゆまさいあつてさくもりにふたをたつるのとき其百まやう事のよしを申わけすしてかのふたをぬきすてさくもりをかりとる事さいくわにまよすへき者也

一一百まやうゆまよのさいけをまさりたりやうにしてつくりいたす事かつてもつてきんせいたるへし此はつとをそむきゆうまよのさいけへかへらすいいますむところのちとうくたんの百まやうどもにまつてせいはいをくいふへきなり

一地どううつりかひるまよたいの事たうちどうかのさいけのさかひてんはくのありところ

まらさるのゆゑ百しやうてんちをふみかくし年貢まよたうを抑留せしめはちうさいたるのうへさいしけんそくなこのもの以下さいけ一けんのうちのをどこをんなことくくちうくわにまよすへきなりたし其名子にんも百しやうのひくいんにてもかくすとどろのてんちを申あらすにいたつて其者のとかをゆるすへし仍地どうにたいしてちうせつたるのうへかの在家のゆうまよふんをわたすへきか

一在家一けんのうちてんはくならひのさいけにふみそへ候事ふみそへ候ものふみそへさせ候ものどもにまつてさいくわたるへしすてにたんかうせしめどうまいたすのゆゑなり又たりやうふみそへ候地百しやうとひやくしやう同心の故かの地のせんくよりなにかしもちきたるところ也ふみそへ候事いつりのよし申又さへ候ものどもんたうけつしかたきに付て其郷内の百しやうどもめしいたしこれを尋さくり其うへの是非によりそのさた有へきなり

一ゆうまよもんたうの事地どうまかせのよしさたおのりぬまかるに百しやうまうにんをひきかち又いけんもんのちからをたのみあるひいさくもをなきあるひいてんちをうちかへしかのまよたいをあらしいらんにおよぶ事あらは百しやうの事申におよすかうりよくのやから共にもつてさいくわにまよすへきなり

一よう水の事せんきまかせたるへし然にせんくさたまり候せきくちをあらためみつかみの人はとほすましきのよしいらんにおよぶ事可爲越度又河下の人せんきまかせにどを

すへきのよし申川かみの人のせんきよりとほさゝるよし申もんたうのきあらんに相互に支證なきのうへ理ひけつしかたきにいたつての萬民をはこくむのゆゑ彼用水をとほすへきなり

一用水に付てせきをわけつゝみをつくのときせんくどほり候みをほりかひくつれとしてたいてんのときならひの在家の内に江ほりをたてよう水をとほすところにくたんの地とらひやくしやういらんにおよふへからすせきせんありなしのせんれゐにまかせへきなり

一せんくのせきのあるひふかき淵となりあるひくわうやとなりまゆりたいたるのうへたいてんのときちきやうのこしらへやすきたよりに付て川かみにても河下にてもせきはをあらたむる事一かうのうちたらはせひのいらんにおよふへからすもしたかふにいたつての事のまさいをひろう致へし其上をもつてそのさた有へきなり

一はんにんののみ水としてなかれをくみもちゆるのところに河かみの人けからしき物をなかしふしやうをおこなふ事あるへからす次に一人のために其人の在所へせき入なかれをといめのみ水にうゑさす事さいくわたるへし

一用水のためにつゝみをつくのところにれんく水まし人の領分このつゝみゆゑにわれ地となる仍かの地ぬしいらんにおよふそのいはれなきにあらすまからしこれをあいやめへきなりたし用水いはんみんのたすけなり一人のそんまうによりこれをやめん事すこふ

るたみをはこくむたうりにかないさるもの也せんするところのわれつへきふんさいかんちやうをとけさうたうのねんくをくたんの地主へはたらかせこしらへかたむへきなり一せんくよりありきたるつゝみまゆりをなすすしてたいてんのときくわうやとなるまかるをそりやうしきとなすらへほしひまゝにかうさくはとなす事有へからすせいはいあるへきなり

一河のはどりのまよたいの事おしきりの本地に付へし川くつれのおし付次第たるへきなりまかるに水よけをなす事あらは本川をなかるゝのやうに是をなすへし又川むかひの地ぬしも同然たるへきなり

一みついさかひの事用水のはうにまかすへし然にもんたうに及ひ人をちやうちやくせしむるともからのおつとたるへし人をころすにいたつての是非におよす其成敗有へき者也一山川をうりやうしきのよしそのれいおほしまかるにしかたもちきたる地ありせんきにまかせ是をあらたむへからさるなり

一まよたいりやううりの事せんはんに付へしうりてのどかの事の時宜によるへし一まよたいりやうかふのときせうもんをとりわたすのうへかいてたいもつをすまささるどころにうりぬし申こくゝのようゝ有に付てさうてんのまよたいをうりわたすのどころにたいもつふさたのゆゑよんにうるよし申うりて越度有へからすたしうりてかひてなつとくせしめせうもんどりわたすのどころにあたひのたかきやすきによりしてせんはん

をくゑかへし別人にうる事うりての越度也仍志よたいにねゐてい先判につけ後判のかたへいうけとるところの代物を返へきなり

一志ちにかき入候志よたい餘人にたんかうせしめ永代うりかのしやくせんをすまし候に付てい是非におよす若又かの所帯なかれ候に付て一人い志ちにとりなかつのよし申一人い永代かひおくのよし申問答あらは兩買のさたのとくたるへき也

一ねんきにうり候所帯を餘人にたんかういたしゑいたいうる事ねんきのうちたらはりやうりの志ゆんきよたるへしたし年記のすゑを買候いうりての越度あるへからさる也

一ちきやうの事い任證文たるへく候

一年記にうる所帯の事たかひに證文をとりわたすといふともうりてにんもかひてたりともさいくわあるのときい先例にまかせけつ志よの地たるへきなり

一はいとくの所帯書きたしをとりちきやうせしむるところにくたんの志よたいようく有によつてうり地になす志かるにうりぬしさいくわあるのとき成敗をくいへ所帯等けつ志よせしむどかにんのうり地たるによりおなしくけつ志よになる然處かいぬしまへの志よたいぬしにかきわたふるはんきやうを用て書きたしの地なるよしをせうをくいたつなんをどかにんにあたふる判形相立へけんやかくのとく心のしきよくをかまふるともからいまよりのち相やむへきものなり

一書きたしをとらさるかひ地の事かのうりぬしとかあるのゆゑけつ志よの地となる志かる

にうりてめしいたすのうへはんりやうのよし申をせうのときかへしたふに付ていいせんのかひてにかへし付らるへしたとひうりての志そんにあらすといふとも其名代をあひつき候人體ならはうりけんのせうもんにかせこれ付あたふへきなり但別人のおん志やうとしてあておこなふにいたつていさたのかきりにあらさるなり

一本せんかへしねんき地の事うりてかひてたかひに證文とりわたし一はうのふみうするのときい一はうの一せうもんをもつて年記のかきりを相すます事いはうれぬなり然に一はうのせうもんばかりにてうるのときかの證文うするのうへかひてい本せんかへしのよし申うりていひら年記のよし申さうろんの時いせうにんまかせたるへしもし又證人もなくいかひてのそんたるへきなりもし以後して證文みいたし候い其もんこんにかせちきやうをさたむへきなり

一かきくたしをどるかひ地の事名跡さうそくのこちきやうせしむる事せひにおよす然にそのおやかのはんの地をかきわけいたしすゑの子にゆつる事おやまかせたるへしたしちやくしにてもはつしにても其者の名を判形にかきのせ候い、かきくたしにのるともからのちきやうたるへしおやのいろひあるへからさる也

一地下人かひ地をいたし書きたしにその志う人の名をのするのうへい其ひくいんたるのこちきやうすへきのところによかたへはうここの子にかきわけをなしゆつる事これ有へからさるなり

- 一 又ひくいんのかひ地ちきに書きたしをなすのときさう人かの志よたいにけいはういたすへからすかきのするところの志そんの志んたいたるへき也
- 一 によしゆつりの志よたいの事そのおやのかきわけまかせたるへきなり
- 一 そりやうとそしの洞よりたかひに志よたいりかふへからすたとひおほくの年をふるといふも本代をたてうけかへすへしこのむねをむくともからにねるていかの志よたいけつ志よたるへきなり
- 一 そりやうよりそしのふち分として所帯をかす事いまよりのちいたかひにせうもんをかきわたし是をかすへし
- 右ふちをえるのともからかつうの志そくのことくかつうのらうどうのことくたるへし志かるにそりやうにたいしふきをなす事まへのふちのはうねんをわするゝにたり仍きせつのみきりくたんの志よたい本ぬしの志そんとりかへすにいたつていそりやうの儀まかせたるへしたゝしゆつりえるふちの分各別のほうこうとしてもちきたるに付ていそりやうのけいはう有へからざる也
- 一 志ちにかき入候所帯の事むかひり月過候者とりなしたるへし但其内も志やくしやうのもんこんまかせたるへきなりつきにうけせんすこしもわひかゝり候いゝふみをつくりかへへきなり
- 一 月日をかきり志ちにおき候所帯なかるゝのときかの志よたいをねんきにうりしやくせん

- をすまし志ちのふみとりかへさすしせんすこしきたるところに志ろかし候にんたい志きよしてのち一人の子の志ちにとりなすのふみをもつ一人の子のねんきのふみをもち二人たかひにゆつりえたるのよしもんどにおよふ志ちのふみねんきのふみさうらんけつしかたきに付ていせうにんまかせたるへしせうにんなくい二のふみをひきあひせもんこんの是非により其沙汰有へき也
- 一 志よたい志ちの事おきてうけかへすへきのよし申代物をあひたて候ところにとりてかの志よたいにのそみをかけとかくあひのふるにいたつていとりてのとかたるへしたゝしうけかへし候いんよし申とゝくるのきまやうなくいおきてのおつとたるへきなり
- 一 志ちやにてうせ物の事くらかたのおきてのことくたるへきなり
- 一 志ちやにて志ちの物うせ候事は紛なくふさたのしやうて見え候いゝ不及是非候たゝしふさたのしやうて見え候いすい半分まどひたるへき也
- 一 さうたうせざる志ちとりてのちおきぬしのかたへとりていらんに及事有へからざる也
- 一 志ちなくしてかし候代ふさた候いゝぬす人のさいくわにひとしかるへきなり
- 一 人のうりものをうけとりうり候て彼代物を其ぬしへあひたてさる事ぬす人たるへくもしくたんのたいもつ志きりにさいそくのうへ其身ちくてん候いゝかのさいしにとかをかくへきなり
- 一 くにうを相たて物をかり候ところにかりぬしふさたにいたつていくにうのわきまへ是を

すますへきなり

一人のおひものをあひすまますしてたりやうへにくる事いまずむところのちどうへ申とくるときの是をすまさせ候いてなをかく候いぬす人かくこに志ゆんしせいはいをくはふへき也たしかのちどうくたんのふさたの人たいおひはらふにいたつていをつとあるへからざる也

一人の子を志ちにかき入たいもつをかり用るともから志きよの後其子にさいそくせしむるところにふさたならい志うにんへ申届へしもしその志うにんいらんにおよふに付ていぬす人かくこに志ゆんすへき也

一むすめを志ちにかき入てうもくをかるのときそのおやかのしろふさたいたし志きよしてのち志ちのふみにまかせむすめのかたへさいそくのところにどつくところのをつとどかくいらんする事ありおやのふみにのするうへいはやくかのをんなをあひわたすへきなり志からすいふさたするところの志ろその越度をつとわきまへあひすますへきなり

一人にさいほうをあつらへ志きよのちその子かのあつらへものをあひかへすへきよし申どころに志きよしたるおやにこれをえたるよし申さうろんせしむしさうなくいたどひえたる事まきれなくともその子にかへすへきなり

一うちり物の代ひさしくふさたせしめ候處うりぬし志きよのちその子おやの代をさいそくせしむるとき死去のおやそんめいのうちに相すましたるよしもんたうにおよふ事あらは

志きよのおやのにつきにまかせ相すますへき也もし又なし候つるしせうあらは不及是非一ふるきさかひをあらためさうろんいたす事

右あるひいさゝかなりともむかしのさかひをこえわたらしきさかひをかまへならひの志よたいにさまたけをなしあるひいちかきとしのれおをかすめふるきせうもんなどをもちひてこれをろんすりうんをどけすといへともさせるそんなきのゆゑやゝもすれいことをたくみをせうをくはたつ理ひをたゝす事わつらひなきにあらすいまより後のまどある使をつかいし本さかひのあとをたゝしあきらめいま申いつるかたひふんのせせうたらはさかひをこえろんをなすのふんさいをはからひひふんのかたの志よりやうのうちをさきわけりをもち候かたへつけをへられへきなり

一せんくよりさかひなく入あひにかり候山野の事さくはにいたし候に付てもんたうあり志からは山い山野の野せんきのとくさくはをあひやめへきなりなを此旨をそむきしめてさくはになすともからあらいたんのさくはをりうんのかたへ付へきなり

一さかひ相たゝさるの山の事せんきまかせたるへしかくのとくの地もしちきやうのきあるなきのものどう相たかひにちきやうの年記をかんかへたう志よむ廿一ヶ年過候者さたをあらたむるにおよはす志かるに一はうの年久しく志よむのよし申一はうのちかき年むりに手を入らるゝひふんのよしたひくもんたうにおよふといへともおしかすめらるゝのゆゑ年月をふるさらにゆうしよなきにあらざるのよしをせうをくいたつ志かのこときと

もから相たかひに申旨をたし、さくり理のおすかたへくたんのろん志よをつけならひにいせんにのするとくひふんの申いつるかたの志よたいのうちをさきわけかのろん志よほとたうりのかたへ付へきものなり

一 みやうたいもんたうの事おやまかせたるへしたしちやくしかうくの道おてたらすほうこうの事も年久しくつとめきたるといへともあるひいどけなき子をふかくいとをしみあるわいまはのさんけんによりかの名跡を別人にわたすへきのよし申さはおや子ふくわひのおこりをあひたかひに尋さくり其子あやまりなくの志きにより下知をくひふへき也他人の子をやしなひけいやくの事も可為同然なり

一 さいく人の志よたいみたりにうるへからすかひてともにさいくわたるへきなり

一 さいくやにおわてあるひい火事あるひいぬす人のためにうる事かのうせものしせうになるへきものい是非におよひすするところのものしせうになるましきをうせたるよし申さいさいくにんのわきまへかへすへしたしねのたかき物ならいふきやうを付へしれいしきの物ならばさいくやへわたすのときそのあたひをさたむへきなり仍後にうるのときいせんさためのとくわきまへへきなり

一 たこくの志よをかへ候事そのちどうろ人へたんかうの事申におよひす志ゆこしきへひろうせしめこれをとるへししゆこのきをうけとるのうへそのところのちどういらんにおよふへからざる也

一 おなしくにの内にてたかうの志ちにおよふ事そのちどうろにんへ二度三度たんかうせしめこれをとるへし志かるに志うにんちどうふさたによりたかふのちどうへ申とけすいどりてならひにちどうともにもつて越度たるへきなり

一 おなし國のものたこくに志ちにかへられ候い、其根本のどかにんを尋さくりせいはいをくひふへきなりたしくたんのどかにんふさたのものにあひあたるほといま志ちにとられ候かたへとくくわきまへすましわひといたし候い、いせんのとかをゆるすへきなり

一 人をきり人をころし候へんほうとしておなし國の者たこくに相かへられ又いうたるい事あらん根本おかし候つみのやからを尋さくりせいはいをくひふへきなり

一 人にきられ人にころされ候返報としてたこくのものをつくさすうつ事これ有へからすかくのとくのさたあるのときいてきのくにの人をかへおき志ゆこ所へひろひたすへし然におかし候つみのともからをてきの國にて成敗の志せうまきれなくいかのかへおき候人をいそきもとの國へあひかへすへきなり

一 かつせんはにてみかたにうたれ候ともうち志にどうせうたるへきなり

一 志なんもんたうの事志なんどたのむへからさせるうらみなく餘人をたのむにいたつていあひたかひのりひをたし、さくり志きによるへき也

一 ほう志よの事さふらひたらん志よたいをけつしすへし所帯なくいたこくさせへし城下

のものたらはそのおもてにやきかねをあてへしたのまればかき候にてとかどうさいたるへき也次にもんたうの所帯のせうもんをほうまよたるよしねはくこれを申いつるひけんのところにもしほうまよたらはまへのするとかにおこなふへし又せうもんのあやまりなくいくたんのろんまよけつしよたるへきなり

一せんそのはんもんたうの事いまちきやうの人廿一年過候者あらためたにあたひさるなり但によしゆつりの地たらはたとひおほくのとしをふるといふともかきわけのもんこんにあさいなくいそりやうへかへし付へきなり

一みちはしのまゆりの事せう分たらは其所の地ぬしこれをこしらへかたむへしたいといいたつていそのかうむら又いちどうのやくたるへしなを事ならずいくわんまをもつて是をなすへき也

一くかひのみちをむさふりとりさくはになす事ぬす人のさいくわたるへし仍みちはたの地ぬし右左ともにくろをゆつりせんきにまかせみちのひろさ一ちやう八しやくにあらたむへき也

一ろしをゆきゝの人みちのはどりの家かきをこぼちたへまつになす事あるへからすたうたうの事い申におよひさる也

一地下人又ひくわんの子めしつかふへからすしなないたすへからす

一地下人たまよへいてあかりの事そのところをたのみすまをなしたまよへまかりこえ候

いゝそのちどう又は地ぬしにいとまをこひまかりいてへきなりたとひねやといひ子といひのこしおくといふとも其地ぬしまんところへ相とはらす他所へにもつ其外はこひおくるのときそのむら中のものであひかのいつるところもの相かかへ候ともからさらひにか事にあらず仍いてむかひの人しゆいてあかりのものひきつれ候者うちとめ候共かうないのものおつどあるへからすうたれ候やからあまた候ともふうんたるへきなりたゝしいてあかりの本人かのさいまよへかへりすみ候いゝうちてのはつとたるへきなり

一 下人のをとこなそのほかはしり入の事すこしのあひたもきよようあるへからざる也
一 下人の子よそへはしり入あるひいさうにんのおとしたねの子のよし申あるひはさうにんに一たひいとまをえるのよし申はうこのむねをのそむともいそきはんさうにんおやのかたへたゝし返へきなり

一 をとこなさうにんまぢくゝのけにんのうむところの子をのここの男親のかたへつけをんなこいはゝおやのかたへ付へきなり

一 ひくわんまよへよそへはしり入候ときさうにんより申とゝけ候處に相かへさすしてよかたへこれらうり候事ぬす人たるへし然にかのはしり入のものもとのさうにんのかたへにけかへる事あり仍いまかいとめ候つるさうにんにかしのかひおくのよし申とかにんのかたよりかひおくのうへいどうさいたるへしたゝしかひてあやまりなきしせうあらは時宜によるへき也

一人のむすめよめはしり入の事いかやうの子細申共其親をつとのかたへかへしおくへきなり

一にけはしりの志もへたこくにておなしくにのものがひとりかへるのときもどの志うにんいらんにおよふへからず志かるにもどの志うにんふたいのものよし申はんしろをたてかひかへし候いんよしのそみ候いゝかゝへどゝむへからず若又かの下人うりかひのとき本志うにんのなを申いつるのところにかひてはん志うにんのかたへどゝけすしておしかくし別人にうる事ぬす人どうさいたるへきなり

一志もへのをどこをんな身の志ろをたつへきのよし申志うにんなつとくせさるのうへ身の志ろたてたりといふともひくわんにめしつかいれへきよしふかくのそみをなすによつて志うにん身の志ろをとる然處彼下人よの志うをとる事ありはん志うにんのかたへいそきかへすへき也又をつとの事いはん志う人にかへすといへともさいしの事かへすまじきよしふかくかゝへどゝむそのいれなきものなりそのをとおやに付ていつるのうへいまかりかへりのときもをつとに付返へきなり

一みやつかゐのねうはうその志うにんにいとまをこいすしていはしる事をどこをんなのかいり有へからずをどこのはうこのとく本志うにんのかたへ返へき也

一志さいあつて下人をひきわけきんしゆのものにめしつかふところに其子ともまちゝの志うをとるいはれなきものなり根本のたうりにまかせあまたありともことゝく本志う

にんのまゝたるへきなり

一さうてんの下人見合にとる事其さまたけあるへからずたゝしにんたいめしつれ候いゝそのかたへ申とゝけこれをうけとるへし志からいゝまめしつかふところの志うにんはん志うのかたへかへしおくへしかのくちにより是非のさたあるへきのところにくたんの下人ふかくかゝへどゝむるにいたつていぬす人のさいくわたるへきなり

一どかにんの在所をいはひのときさいはうしむまけんをく以下そのたどうにて候いゝたいくわんのものうはひとるとも不及是非其はをのかれてのち人をあひたのみあるひいはしり入と申あるひいもどの志うにんにえたるよし申やから候とも其地頭へかへし付へき也さくもうの事いたいくわんしゆ一かうけいゝうあるへからず地頭之儘たるへき也

一たてめぐりにてどかにんせいはひのときかの在所放火あるへからす仍らんはう志ゆその四壁の木竹をきりとりいへかきをやる事さいくわに志よすへきなりどかにんのたすけにあらすといへともすてにはつとをそむくのうへさいくわかるからざる也

一わらゐへいさかひの事おやきやう弟おとなしきものゝいろひあるへからざる也

一たかみつけ候てあひかへさす候いゝぬす人のさいくわにおこなふへきなり

一はくちの事うちての人しゆい申におよすやとならひにかしいたし候ともからどうさいたるへき也付すくろくふひき以下同

一むまうしあひはなれさくもうをくひ候時かのうしむまをつなきおきぬしのかたへそんも

うのおほきすくなきによりとかせんをとるへし志かるところにちくるいをきり又いこ
ろしなどする事いはれなきものなりうし馬にきすを付候者其ぬしのかたへかへつてくわ
せんをわひわたすへしころし候いゝそのあたひをわきまへ返へしれうしいたし候ともか
らゝ其すむいゑをどちこむへきなり

一いぬうち候事たかのゑに候者おつと有へからざるなりたゝしにんたいのものうちへお
しこみうつ事あるへからず

一すくみちの事わひとめ候みちおしやふりとほる事さふらひにいたつてい志ゆつしをやめ
られ以下のものたらはおひはらふへきなり

一つかひそらことこの事さふらひにおひては所帯をけつ志よすへし志よたいたく他國させ
へきなり以下のともからゝ其身をめしいましむへきなり

一在々所々にてらうせき人之事其まうにんに申届候ところにそのいましめなくい志うにん
の越度たるへしひくわんにいたつていせいはいをくいふへきなり

一かりこといたし候ともからめしつかふところの志うにんくたんのそんなもつをわきまへわ
たすへしたゝし其身そのはよりちくてん候いゝさたのかきりにあらざるなり

一人のめをひそかにとつく事をどこをんな共にもつていましめころすへきなり

一ひつくりひの事おしてとつくもたかひにやゝらくもなかたちやとなくしてこれあるへか
らすかくのとくのとともからとうさいたるへきなり

一ひつくりわいのやからはんのをつどのかたより志やうかいさするのときをんなをたすくる
事はうにあらすたゝしねやにおゐてうつるとき女はううちはつし候いゝうちておつと有
へからざるなり

一いんやくわひさたまる人のむすめよこわひにうはひとる事ひつくりわいのさいくわにおな
し仍かうりよくの人志ゆとうさいたるへき也

一いんやくさうろんの事一人いちゝにつゐてこれをさたむ一人いはゝに付て申さたむるの
うへもんたうありちゝに付て申さたむるかたの理うんたるへきなり

一女をつといさかひの事その女たけきによりをつとをいゝたす志かるとかの女をつとにい
とまをえたるのよし申あらためとつかん事をおもふそのおやきやう。(たい脱魅)もとのを
つどのかたへとゝけにおよすしてかの女あらたむをつといまとつとところのをつとを
んなにもにさいくわにおこなふへき也たゝしりへつまきれなきにいたつていせいひにおよ
いさるなり志かるとまへのをつとをなかはりこうくわいなかはりいまさいわいのをつとに
いこんあるによりりへつせさるよしもんたうにおよふいとまをえたる志せうまきれなく
いまへのをつとさいくわにのかれかたし

一志ゆつ志のともからなやううつはつつけめしつれへからす志かうしてたかの又いた志よ
へともものときその身うつはをつけすもちたうくもたせさる事いはれなきものなりいまよ
り後はこの掟にたかふへきなり

一 田島ならひに山野やしきどうのさかひの事せんきまかせたるへし然處ふるきさかひをあらためわたくしにはうしをたてそせうをくはたつるのとき本主ろんをなす事ひきよたるにあらす仍りやうはう申旨これをきうめいしひふんのせせうたらはせせう人のりやう地のうちをさきわけ論人のかたに付へきなり

一 市町におゐてぬすみ物をかふのところ本主くたんのかひてをぬす人のよし申志かるにかひてうりぬしをひき付候いゝかひておつと有へからざる也

一 たうそく人ひとのかどのうちへね入たるさたの事は其ていうちにて出し候へき事若又見え候いすいよりおゐて入さかさせへしむりにおしこみ候いゝ越度たるへき事但町屋にてい數百人の中にて候間やりこの事いおしこみ候てもうち候へく候

左京大夫植宗 御判

敬白起請文

評定之間理非決斷事

右もうまいの身りひの分別およはざるによつて旨趣あひちかひの事さら心のみかるところにあらすそのほかあるひい人のかたんとゝしてたうりのむねをまらなからひふんのよしを申かすめあるひいひふんの事せうせきありとかうしあるひは人のおろかなる心をあらいささらんかためにあさいをまらなからせんあくにつきこれを申さすい事と心とさういし後日にみたれいてきたらんかおよそひやうちやうのあひた理ひにおゐていうときもあたしきも有へからすよしあしも有へからすたうりのおすところ心のそんふんはうは

いをはゝからすけんもんをおそれすことばをいたすへきなりせいはいの事たしかにでうくたどひたうりにちかひすといふとも一同のけんはう也あやまつてひきよをおこなふといふとも一同の越度也いまよりのちをせうの人ならひにえんまやにあひむかひ其身いたうりを存すといへともはうはいのうち其人のいふとをもつていさゝかいらんのよし申きこえいすて一味のきにあらずほとんと諸人のあさけりをのこさんものか兼又道理なきによつてひやうちやうのはにすておかるゝともからをつそのときひやうちやうまゆのなかに一筆をかきあたへは自餘の人のはかる事みなもつて無道のよしひどりこれを存すににたるか但ちきそうのときひやうちやうまゆかたひいきをなしふせうのともから申ところおほひかくすに付ていこのはうれいをやふるかとしこの時一人たりとも存知のむねを申同心いたすへからす又人のさいかくによりむてにんを申しつめんとし又いもうまいのやからたうりをもちなからことばにのふる事をえすさかしき人のひふんどおろかなる人のりうんどこれをれうけんいたさすのかつういふひんのいたりかつういけんはうのりをまぐるにたりでうくまさいかくのこく此うち一事たりといふとも心のまかり心に口口存違犯せしめははんでんたいしやく四大天わうそうして日本國中の大小神祇別てまほかまの大明神たうしや八幡大并まりしそん天満大自在天神ふるいけんそくまはんはつみやうはつ各まかりかうふるへき也仍きまやうもんかくのことし

金澤

上 總 介 宗 朝

天文五年丙申孟夏十四日

國分	左衛門尉景廣
中野	野介親時
上野	彌長悅
萬年齋	沙彌
宮塚	近江守仲綱
伊藤	大藏丞宗良
峰	駿河守重親
濱田	伊豆守宗景
牧野	紀伊守景仲
同	安藝守安興
中野	沙彌 土木
常陸	陸介宗時

此一部者伊達十三代植宗朝臣所令錄在判并家臣之連判誠可重寶之書頃村田善兵衛藤原親重令進上之處破壞之間令畑中助三藤原經吉新寫加與書者也

于時延寶七年季冬朔日 伊達十九代左少將藤原朝臣 綱村 花押

明治十五年九月十五日華族伊達宗基藏書ヲ謄寫ス同年同月十九日校二級寫字生金子兼弘右壹冊以東京帝國大學本謄寫之一校了明治三十五年十月 近藤 圭造

和簡禮經總目錄

- 第一 座右抄一
- 第二 座右抄二 目錄部
- 第三 座右抄三 披露狀品々ノ事
- 第四 座右抄四 御内書古案
- 第五 座右抄五
 - 一 御下文事 直ノ御判又ハ奉書ノ下狀アリ
 - 二 御判物事 二色ノ御判日袖ノ御判
 - 三 御内書事 同御請之事
 - 四 御教書事 同御請事
 - 五 施行事
 - 六 遵行事
 - 七 打渡事
 - 八 請取狀之事
 - 九 御賦事
 - 十 御下知事
 - 十一 感狀事
 - 十二 連書連判事
 - 十三 兩判事 上下之分
 - 十四 宛所書様事
 - 十五 上包事 名付中ト外ト上下分別事
 - 十六 觸狀事 觸折帛觸日記何も同
 - 十七 解狀事
 - 十八 問狀事
 - 十九 召文事
 - 廿 舉狀事
 - 廿一 目安事
 - 廿二 制札事
 - 廿三 朝臣書事
 - 廿四 過書事
 - 廿五 頸注文事 同居ル板寸法事同手負着到事
 - 廿六 着到事
 - 廿七 下馬札事 同寸法
 - 廿八 異國へノ御書跡書事
 - 廿九 神馬奉納奉書ノ事
 - 第六 座右抄六
 - 一 禁中部 繪旨勅書同御請院宣女房之奉書同御請當今院御請禁中エノ御内書
 - 二 攝家清花 攝家エノ古案アリ
 - 三 門跡并院家 門跡エノ古案有
 - 四 御比丘尼御所 古案アリ付女中方へ御判事
 - 五 名家 平公家歟大申納言以下諸大夫共ニ
 - 六 寺院 古案アリ

- 七弘安禮節拔書并公卿員數事
- 第七 座右抄七
- 一体字鷹賦速彦深類聚源順政賴流
- 第八 座右抄八 制札部
- 第九 座右抄九 有色々 公帖位署書
- 一公帖事 二勘合事
- 六願書事 七免許狀事
- 十一證文紛失之時繼日書出事
- 十五請取之書樣事十六借狀書樣事
- 十九武田光錄ユカケノ書絨事
- 廿二靈陽院殿信長公御問御誓紙事
- 廿五印可狀事伊勢因幡守
- 第十 座右抄十 奧陽明之遊物
- 一雲客上下江之禮法事付返書連署連判其外請文觸狀立文認樣其外色々注之
- 二色々事攝家清花平公家衆准后親王月卿雲客堂上堂下差異事
- 三木具之事付布衣隨身侍事 殿上人官事
- 七同書禮事
- 八禁中之詞
- 九僧中官位事
- 二支體字
- 三器財字
- 四詞字
- 三神社奉納目錄事四位署書事
- 八掟事
- 九補任狀事
- 五奉加帳事
- 十二目安事同初答
- 十三陳狀事
- 十下文事
- 十七沽券事
- 十八式正之時供之者召列樣事
- 十四送狀事
- 廿犬追物日記事 廿一御下知事
- 廿二靈社起請文案文事廿四弓法師弟付而誓紙事小笠原案文
- 廿六奧書之寫
- 廿七上所事僧俗
- 廿八矢印事
- 四制札板事
- 五折紙認樣事
- 六僧中禮節事

和簡禮經第一

○座右抄一

- 一書留之詞 上所 充所 脇付次第輕重事
- 第一 書留此等之趣宜預御披露候此外有輕重
- 上所 恐惶謹言
- 充所 家司名
- 右披露狀也
- 上所事弘安節禮ニハ進上謹上之事ニ相見候於武家ハ恐惶恐々之事ニ相心得申候
- 第二 書留可得御意候 上所 恐惶謹言
- 充所 名字官殿三
- 除名字官計書事二
- 除名字唐名ヲ書事一
- 此方之名字ヲ除事向ヲ下タル事也
- 脇付 人ノ侍中
- 右披露狀之次之賞翫也
- 右之内唐名計書證據從赤松申務少輔細川右京大夫勝元
- 可得貴意候弘安抄
- 五月十日 義村列
- 右京兆人ノ侍中 上包アリ
- 慈照院殿御代右京記赤松官領也兩人事
- 第三 上所 恐惶謹言進覽ヨリ劣也
- 脇付 恐惶謹言
- 第四 上所 恐惶謹言
- 脇付 侍宿所於陣中ハ侍陣所一同也
- 右等輩ニ用之
- 第五 上所 恐惶謹言
- 脇付 恐惶謹言
- 第六 上所 恐惶謹言
- 脇付 恐惶謹言
- 如何之時ハ此方之名字ヲ除キ官計タルヘシ但可寄事歟
- 第七 一候也

一、どのへ
此書様家來其外以下之趣也此時の名
乗もなく判形計たるへし

返札之次第

- 第一 披露狀
- 第二 可得御意候 尊報 尊答(同上)可依時宜
- 第三 恐惶謹言 尊報 序報 序報ノ上ニモ用也上下兩說
- 第四 貴報 序報 序報ノ上ニモ用也上下兩說
- 第五 序返事
- 第六 打付書
- 第七 候也

已上

事短キ時之事

- 一 披露狀 返札亦同
- 二 恐惶謹言 返札尊報 貴報 御報
- 三 御宿所 返札序返報
- 四 進之候 返札序返事
- 五 打付書 返札亦打付書

一字面ハ尊貴御と心得候とも御書トハ或高
位或主人ニ書之尊書トハ平人之敬方ハ調
之加様之准據候歟御報モ貴報ヨリ上ニ大
半用來也

一 恐惶謹言ニ 人々御中

恐々謹言ニ 御宿所

右共以位相當也然處ニ

恐惶謹言ニ 御宿所

恐々謹言ニ 人々御中

踏違テ位相違也是ヲ片敬ト申候畢竟此

兩條等輩ヨリ賞翫之儀候

一 進上ト書テ人々御中

謹上ト書テ 御宿所 是モ相當之處ニ

進上ニ御宿所 謹上ニ人々御中

是又踏違テ片敬也

一 進上書事

主君父師匠等殊ニ敬人に書之但主君等ニ

進上之詞布而有其恐云々其故ハ進上ト書
時ハ直ニ獻スル狀之義也都不限主人可敬
人ニハ充所書たるへし家人ト爲等輩ハ可
致等同之禮者也

一 謹々上ハ進上ニハ劣レリ謹上ニハ勝レリ

一 謹上書事

上中下へ渡タル詞也但眞行草之以字形可
有差別

一 謹上ハ准
協付なし打付書也此說伊勢貞宗
又說ニ協付シテ

謹上ト書時ハ人々御中
所以上ト書時ハ人々御中
協付有無之兩說所詮右兩人之說可宜哉近
代其趣也

進上書之時ハ必有禮紙禮紙之時之調様
與ニアリ

一 進覽書之事 上古如形賞翫と相見申候
畠山左衛門督ヨリ細川典厩ナトへ如此被
書候

返事之時 或人々御中 或進覽之ナト

書申事モアリ

返事之趣ハ文言ニ相見候

又 此報人々御中其書申候也

一 參ト云字之事 何レノ位之内ニテモ書加

レハ其位之内ニテ亦賞翫之心アリ

一 進之候書 上古規模之由候至近代ハ下輩

へノミ用之不謂様ニ古人ハ被申候シ三職

ハ互ニ進之候と有之事候但當職之方ハ

人々御中也

從三職 山名一色以下御相伴衆も進之

候書也自御供衆常之諸太夫へも進之候書

也

一 打付書事 事之外下輩之様ニ候へとも從

或ハ假名ニテモ有ヘシ是モ内封之體但禮紙ハナクテモ此調様ハ不苦又可仕も分別次第也當時折紙之體以之外之略儀候乎雖然時節相應之御禮義尤候也

一 斷紙事

切狀云

禮紙云

内封之時ハ烏子又杉原モ用申候 豎文之時ハ杉原一重也 式正之時ハ禮紙上卷アリ 腰文折紙又杉原也

一 御内書御請事

就一一儀被成下 御内書忝謹致頂戴候被仰出之段奉存其旨候此等之趣宜預御披露候以迄

月 日

名乘判

名字官

上古ハ畏謹致頂戴候有之

押紙云

一 御内書御請文之事

去月十九日 御内書今月廿三日到着謹而

頂戴仕候仰一一發向事被 仰出候不日馳向彼館可屬戰功候此旨宜預御披露候以迄

十月廿三日

加賀守真吉上

裏判

進上御奉行所細川讚州ハ上文字ノ頼テ左ニ判被居

表卷ニ面ニ日ノ下ノ如ク書候テウラニ

名字計書之 右式正之時如此

一 御請之事

押紙云

被成下 御内書忝謹而致頂戴候

抑一一事宜預御披露候以迄

十月廿三日 真吉判又實名右ノ脇ニ上文字

櫻井周防守改

右略ノ書之時如此

御内書御教書御請何も同前也

一 御教書 御下知奉書云御請之事

去五日之御教書御下知今日到來忝頂戴候仍一一

一一儀被仰出之趣委細得其意存候此旨

可然様御披露所仰候以迄

月 日

名乘判

名字官

大方御内書之御請同前但謹而致頂戴候ヲ忝令頂戴ナト、書宜預御披露ヲ御披露所仰候ナト、可有之候哉少充之心得有ヘシ何れも上意之上ハ餘ニ甲乙不可有之者也

一 御教書御請事

七月十三日御教書今月七日到來畏拜見

仕候抑一一發向事被仰出候不日馳向

彼館可致忠節候此等之趣宜預御披露候

恐惶謹言

永享六年八月七日 但馬守國成上判

進上 御奉行所

上文字ハタテマツルト讀判形ハ上文字ノ

左ノ脇ヨセテスユル上包ニモ月日ノ下

ノ如ク面ニ書テ裏ニ名字ヲ二字書

右之分式正之時也

又云上文字計ニ其通ノ紙ノ裏ニ判ヲス

ユル事モアリ

一 右之趣ヲ少略ノ書時ハ

一一一事此等之趣宜預御披露候以迄

以迄

八月七日 國成判

一一改ウハ卷ニ面ニ名乘計ウラニ名字官

一 上古ハ披露狀ニ進上書恐惶書必有之弘安

禮節ニモ兩儀共ニ披露書ニ相見申候雖然

中古以來今川了俊略之云々但其比モ恐惶ハ

細川讚州常久披露狀ニ恐惶謹言ト被相調

名乘之右之傍ニ判形ニ並ヘテ上文字ヲ被

書候是ハ進上ノ心也進上ノ二字ハなし

一 披露狀之充所日來ハ恐惶ト書來半ナレハ

勿論可有之又等輩ナラハ等同ノ禮ヲ可存

也此說伊勢宗五

從御供衆
一攝家之事

又御書忝頂戴ナト氏人ニ可依

來五日和歌御會事可令參上之段被仰下

之趣畏存候必可致祇候候此旨宜預御披

露候忍々滲々

月 日

名乘判

充所殿 殿上人ニテモ
諸大夫ニテモ

右式正之時ハ

以此旨可令洩申給候某恐惶謹言

月 日

官名乘判

進上 某殿 如此モ有ヘシ上卷アリ

一充狀事

披露狀モ布而有其憚ト存ル此方之仁躰

ナラハ號充狀テ文章ハ如披露狀シテ脇

付ニ人々御中又ハ御宿所ナト、書之如

此アレハ披露狀ヨリモ猶敬體也

然時ハ書出シニ

從御家門被成御書候ト加様ニ可有之候

似披露狀而私狀之會釋也

攝家ヲ家門ト稱ス 執柄攝政殿下皆同

惣別地下之四位五位ノ諸大夫ヨリ大臣家

ヘ之書札ノ禮法無之弘安禮節ニモ相見不

申候大納言ヨリ以下ヘハ有之儀候

一清花之事

文章畧之

大概ハ攝家同前之様にして物毎少シ輕ク

相見候式正之時ハ

惣別大臣家

上所 以此旨可令洩給候某頓首誠恐
謹言又畧ノ誠恐謹言ト計モ

攝清之間ヲ次テニ可申 公方様ハ攝清御

禮之時攝家ハ御童體トテヲサナキ時分又

ハ御官大納言迄ハ攝家も無御送大臣ヨリ

御送候清花ハ淺官之時ハ不申及大臣ニテ

も無御送候爰ヲ以被存差別事也

攝家ハ殿上人諸大夫被召仕候

清花ハ諸大夫計被召仕候

名家ハ諸大夫も不被仕候

右攝清之事

信尹公御説

四位五位ノ殿上人ヨリノ體也

大箱入道常興説

於武家ハ從御供衆之體也

一 大納言中納言參議等之公卿ハ

某忍滲々

名乘判

月 日

大納言殿

中納言殿

右某ヲ書時ハ名乗ノ上ニ官途有ヘシ但某

常興説御供衆ヨリ

一 大納言之事

先日者令參上事之外沉醉之體其恐不少

候重而遂參拜可令申候此等之趣宜令申

入給候忍滲々

月 日

名乘判

日野殿參人ノ序中

上古ハ如此披露狀ノ如ク書留直札ニスル

事モアリト見ヘタリ

一 中將 少將

四位ヨリハ忍滲々
五位ヨリハ忍滲々

月 日

名乘

一 諸大夫

諸大夫ニヨリテ
忍滲々

月 日

名乘

一 北面上下

上北面ハ聽院昇殿也
同前

月 日

名乘

某殿 脇付有ヘカラス

いつれも侍從ヨリノ分近衛殿御説

同説同

一 中納言之事

爲和歌御人數早々御上洛候者御本意候
由可令申旨被 仰出候可得御意候以滲
滲之

謹上 月 日 左衛門佐

常興說從御供衆
一宰相之事

今朝者於殿中申承尤祝着之至候仍來十
日御參内之事内々伺申候處御治定之由
候必御參可目出候可得御意候以滲之

月 日

勸修寺殿人々侍中

右三通之文章御供衆ヨリノ體也大館入道

常興說

一殿上人之事中將少將此内ニ有

就明日御連歌御會攝家門跡可有御參候
爲御配膳可有御祇候由被仰出候可得御
意候以滲之

月 日

名乘判

甘露寺辨殿を凌ぐ

常興說御供衆ヨリ

昨日御鞠 上覽御感候珍重々々旁以參

上可申入候可得御意候以滲之

月 日

名乘判

御方飛鳥井殿を献ぐ

介様ニ肩ニ御方付也

同說同
一諸大夫之事

昨日者爲 家門御使光臨其恐不少委曲
御返事ニ申入候必近日以參上御禮可令
申候宜預御意得候以滲之

月 日

名乘判

北小路大膳大夫を凌ぐ

諸大夫ナ(家カ)カラ三位ナトニ成タルヲハ

又賞翫也を凌ナト凡有ヘシ攝家之諸大夫

ハ花族清花之諸大夫ハサマテハナシ

常興說自御供衆
一外記官務事

大概諸大夫同趣也

一社家方事

是モ大形諸大夫同前也但吉田二位ナトハ
賞翫各別事也

吉田二位殿を凌ぐ

一醫陰兩道事

是モ大概諸大夫同前也

一北面上下同前上下ニ打付書

從御門跡御折十合御樽十荷拜領仕候過

分之至候忝存候趣宜預御披露候以滲之

月 日

名乘判

應御房

一門跡事

大形攝家同前之由候殊准后ニ御成候ヘハ
勿論其分之趣也親王門跡准后門跡品々有
之通候

古案年始御持僧御禮者正月八日候則於御對

面所御加持例年之御儀候其外御門跡之

事者御參賀式日各別仍不及御加持之儀

候此等之趣雖可爲御覺悟候就被仰下申

入候宜令申入給候以滲之

月 日

名乘判

伊與法眼侍房

青蓮院殿坊官也又ハ侍法師ニテモ

常興說自御供衆
一脇門跡事

古案爲歳暮之御禮令參賀候處御出之段其恐

不少候猶期來春候可得御意候以滲之

月 日

名乘判

定法寺及侍房を凌ぐ

但其身宿老ニテ大僧正ナトニ御成候ヘハ

人々侍才可然也

一出世之衆事

今度別而預御祈念誠以祝着畏入候所願

成就勿論候_レ滂_レ

月 日

名乘判

無量壽院

花徳院

妙觀院_{持坊中}

一坊官事

先度來臨遂閑談於于今難忘候御隙之節
重而御出可爲本望候_レ滂_レ

月 日

名乘判

菊坊持房

右殿中_レ供奉之時_ハ庭上ニ伺公ニ而御縁
ヘモアガリ不被申候自分ニ御禮被申上候
時_ハ殿中伺公御太刀持參攝家ノ諸大夫同
前ニテ候

一侍法師事坊官ヨリハ下也

先日者於御門跡御取合誠以喜悅候猶期
向顔之時候_レ滂_レ

月 日

名乘判

備中法眼御房_{持坊中}

一社家方事

爾來絶信非本意候如何様以參拜事々可
申承候_レ滂_レ

月 日

名乘判

善法寺殿持房

押紙云_ハ幡善法寺田中ナトヘハ
可得御意候_レ滂_レ

月 日

名乘

善法寺殿人_{持坊中} 貴報

田中殿

伊勢祭主殿人_{持坊中} 貴報 持報

右從官領家老如此調來

千句可有御興行之段每年珍重候爲連衆
可參由承候令得其意候_レ滂_レ

月 日

名乘

松梅院持房_{持坊中}

從細川勝元_レ滂_レ

松梅院_{持坊中}

於飛鳥井殿近日御鞠之由承及候可致見
物候自然者御心得所仰候_レ滂_レ

月 日

名乘判

松下三位_{持坊中}

一同朋衆事

先日者來臨祝着候芳隙之節時々參候而
御雜談可爲喜悅候_レ滂_レ

月 日

名乘判

吉阿彌陀佛_{持坊中}

一武家方三職_レ之事

先日以奉行被 仰出間之事急度被加御
下知候者可然被思召之段得其意可令申
之由 上意候此等之趣宜得御意候_レ滂_レ

(此_レハ依上意之儀候哉不審)

月 日

名乘判

右京大夫殿(官領也)參人_{持坊中}

從御屋形鷹二雉十被贈下候畏入候通御
心得候而御申所仰候_レ滂_レ

月 日

名乘判

安富筑後守殿

加樣ニモ可有之候此書樣充狀也

從御供衆 一吉良殿 澁川殿 石橋殿

大概三職同事之義候

一御供衆_レ之事

松露一折御進上則致披露候處心得候而
可申之由 御意候猶期拜顔存候_レ滂_レ

月 日

名乘判

右馬頭殿_{持坊中}

細川典厩也除名字書之事彼限一人規模之
義候

右文章有之分ハ何モ御供衆ヨリノ體也

春日社爲一御馬一疋可牽進之由被

仰出候也仍執達如件

年號月日 伊勢守判

春日侍師

春日社爲御出張御祈禱御太刀一腰景光御馬一疋可進之由被仰出候

永祿九年六月廿三日 一色式部少輔 藤長

春日侍師

刑部大輔

與州常興モ如此被相調也
可得御意候

晴忠

細川右京大夫

ウラ書大館伊與守

右永祿九五ノ九

被 仰出候可得御意候

晴忠

久我殿

御副狀如此

ウラ書大館伊與守

吉良 石橋 久我

一僧中禮事

聖家事

官僧正 可准參議

位法印 官法務 同僧都 可准四位殿上人

位法眼 官律師 位法橋 可准五位殿上人

諸寺三綱及八幡社官僧綱 可准地下四

凡僧可准五位諸大夫但日來如殿上五位

弘安

右後宇多院御宇

大僧正准大納言 正僧正准中納言 權僧正准參議

以上建武之比

後醍醐天皇 宣旨

是ヨリ左二階堂入道行二説

恐惶敬白

恐惶頓首

恐惶謹言

院號

寺號

一一一僧正御房

御同宿御中 人々御中程ノ事

御同宿中 人々御中ト同前

御坊中 御宿所程ノ事

御兒御中 是モ人々御中之心也

進覽之 尊床下 玉床下

返札 尊答 尊報

聖家ハ寺ノ位主ノ位又俗姓ニヨリマテ

俗姓鼻寺モ下劣ノ人ハサセル賞翫ナシ又

下位ノ人ニテモ或 勅願寺或御願寺ニテ

候ヘハ賞翫也又官位モナキ人ナリ凡俗姓

可然候ヘハ賞翫候如此之義禪家ニカハリ

タル義候二階堂入道説

三綱ハ僧正 僧都 律師也 官也

三階ハ法印 法眼 法橋也 位也

一禪家事

長老ハ准參議

此條信尹公御説 國師ハ依天子御師範 准太政大臣規模也

上所第一恐惶敬白 其次 恐惶謹言

上ニ 拜上 拜進 拜投 謹呈 凡書

宛所 院號 寺號 一一和尙

脇付 第一侍衣閣下其次侍衣禪師其次侍者御

中

此外數多有之略之也

持者五人ノ事 香合之役者 書狀侍者司書札事

燒香侍者 香合之役者 書狀侍者司書札事

請客侍者 客人ノ事ヲ司ル 湯藥侍者司藥事

衣鉢侍者 袈裟鉢ヲ司但萬事ヲ被持問脇付ニ此

侍者ヲ本トス俗家ノ家老ノ心ナリ

同長老分の 金猊下 狻座下
 西堂 井可然 衣鉢閣下 衣鉢侍者禪師
 首座 寺の 侍者禪師 勿論長老へは書之
 書記 異名記室 禪公記室 玉案下
 藏主 異名知藏 禪公藏局トモ 書案下
 知客の知賓 侍司下
 俗主の知浴 玉床下
 侍者の侍史 侍丈 足下又座右
 上書ニハ僧ノ諱ノ二字アル下ノ一字ヲ 玉机下
 取テ何公一禪師ト書也
 長老西堂ハ寺號院號ヲ書事賞翫也
 平僧ニハ道號ヲ書事賞トイヘリ雖爲平
 僧一寺ノ住持タラハ可賞也
 一尊宿の返札事
 拜答 拜復^{ナト}間 大字ニ書テ右ノ方ヘヨセ
 小字ニ院號寺號ヲ書左ヘヨセ又大字ニ侍
 衣閣下ノ類脇付ヲ可書也

一長老分
 恐惶敬白
 月 日 名乗判
 大字 小字 光源院少右ノ方ヨスル
 拜上 參侍衣閣下左ノ方
 眞中ニ 又方丈 名乗
 上包ニ 拜上 光源院 參侍衣閣下
 右至極敬ノ書様也
 一書札ノ發端 謹啓之類可書モ此方仁體ニ
 ヨルヘシ
 一西堂分
 恐惶頓首 又恐惶謹言 名乗判
 月 日
 拜呈 策西堂 侍者侍中
 上包ニ 拜呈 策西堂 侍者御中 名乗

ウラニ名字官途
 人ニ依テ右ヨリ輕ク可有ナラハ
 寺號院號勿論也尊床トアルヘシ
 一首座分 首座ニヨリ可被賞事勿論候
 前堂後堂可有其心得候也
 忍々^シ 名乗判
 月 日
 策首座尊床下 玉床下共
 策公首座
 策公座元禪師ナト 上包同前^{表ニ名乗}
 ウラニ名字官
 一藏主分
 忍々^シ 名乗判
 月 日
 策藏主 玉床下 床下 机下 名乗
 上包同^{表ニ名乗} ウラニ名字官途
 人ニヨリ尊床下 策公藏主

策公知藏禪師 一侍者分
 忍々^シ 名乗判
 月 日
 策侍者机下 床下
 上包同前^{ヲモテ名乗} ウラ受領
 策公侍者 策公侍史禪師ナト、モ
 何篇人ニ依テ高下有ヘシ不可有一篇候乎
 惣別出家ノ上俗姓雖不及沙汰依人體直札
 不成事モ有ヘシ
 一律家事
 忍々^シ 名乗
 月 日
 泉涌寺 禪家ノ同納所也
 知事侍中
 侍者侍中 禪師ナト、ハ如何

一淨土宗長老

禪家ノ輕キ様子ニテ可有御座候但禪師
ナトハ不書之

忍性添々

月 日

名乗

一寺侍者侍才

講座下閣下ト二字モ可書

法座下閣下ト二字モ可書
日蓮法花 衆時衆 此二字衆ノ字ニ見貞觀格式

一法花宗上人

聖家之少輕キ様子タルヘク候但其人之

可依信仰

忍性添々

月 日

名乗

本國寺侍同宿中

七條道場 一時宗上人(藤澤)遊行上人此者衣長老ヨリ下勿論也
藤澤(藤澤)他阿上人(御内書ニモ)

忍性添々

月 日

名乗

清淨光寺

藤澤上人

金蓮寺上人

侍同宿中

七條道場

金光院 近習侍中 侍近習中

一金剛峰寺 衆徒中

一大傳法院 行人衆中 預衆中
衆徒中 沙汰所中

一熊野山 本宮衆徒中 那智衆
徒中 新宮衆徒中

一粉河寺 衆徒中

一東大寺沙汰所中 一寺衛衛下沙汰所ト御
中同位衛衛トハ御中不入

一興福寺

書留ニ此等之趣滿寺ノ可被洩申候忍性添々

供目代侍房 五師中 凡

一松尾三綱代 此代ノ字披露之心少アリ

一卷尾寺 年預 年預中

一執行 雜掌

一觀世 保昌 金剛 今春

忍性添々 又 忍性添々

打付書也

一女中方之之事

一いつれの侍局侍中

上ヲカナニ

名乗

是ハ披露狀ナリ

一いつれのはかたへ是モ披露書也

其外

二參人ト申給へたれにても 三人々申給へ

四參申給へ是ヲ等輩ニ用申候 五參へし

六參 七參御内書ナトニモイニ

返事之時參返事御中 參返事申給へ

一此比も靈陽院殿御内書ナトニモイニ

かうさうす

いつれの侍所より

上ノいさとの守とのへ參へし又共

か様ニ御比丘尼所ノよりのかたにあ

そのし候

私ニ注之

一上古 人々御中ト有之所ヘハ當時ハ宛所

之名字ヲ除可得御意候ト書留恐惶書ニ勿

論人々御中ニ參字可有之哉事

一上古 忍性添々 忍性添々候ナトニハ

當時恐惶ニ人々御中ト字カロクタルヘキカノ事

一上古 侍宿所ニハ當時忍性添々ニ人々侍才

一上古 忍性添々書ニハ 當時侍宿所タルヘキ

哉ノ事

一上古打付書ニハ 當時忍性添々書可爲尤歟

右五ヶ條ハ當時之體以了簡如此一位ツ、

引上テノ心持也但其人ノ位其人ノ所存ニ

依テ如上古モ有ヘシ

私云

一禁中ニ之披露狀并大中納言宰相迄從四位

五位之殿上人調樣事

一禁裡ヲ除キ其外攝家清花大中納言宰相ニ

至テ武家御供衆ノ位ヨリ大形右同前ノ調

樣事

此兩條從殿上人ハ信尹公御説共一同也

弘安禮節モ粗見合也

一上古御供衆ノ位事此條當時書禮不引合者依不被計用如此書顯者也

三職武衛 島 細川 山 御相伴衆 此内ニ四職之衆國持何モ大名アリ

御供衆此内ニ御紋桐受用之輩アリ然而攝

家門跡殿中御參賀之時殿上人御配膳也其

時自然殿上人依故障無人又ハ武家御一族

御列座之刻ハ必右之御供衆相交テ御給仕

也惣而將軍家ニ十一位アリ其内三職之上

御供衆之下前後略之此書大半御供衆ヨリ

ノ下心ニ付テ如此書付申候也

一諸大夫事禁中ニハ無之付而惣名ヲ地下ノ諸大夫ト申候也將軍家ニモ無之

今時御當家諸大夫之儀大閣秀吉ヨリ相始ル例式之諸

大夫ニハ可爲雲泥乎其子細上古御供衆之

役義其身御用平ノ體古ノ御供衆ニ相當也

殊攝家ノ諸大夫ヲサヘニ花族ト申上ハ勿

論當時諸侯ノ諸大夫不可混自餘者也

將軍家記録預置家也宗五之

此書者二階堂入道行二大館入道常與伊勢

一册故實以下武家ノ明鏡此作也

下總入道宗五各以舊記永祿元龜之比御内書御賦以下調之亡父兵庫頭

部先哲之輩縱雖有誤非予不學之罪者也

于時元和元庚申年季秋日 平尙祐

和簡禮經第二

○座右抄二 目錄部

禁裏從公方樣御進上之目錄ノ事

假令ハ

御太刀	一腰
御馬	一疋
以上	

太刀 <small>二字 國俊</small>	一腰
黃金	三百枚
馬	一疋
以上	

御太刀	一腰
御馬	一疋
以上	

右從大樹御進上之躰

元和五年七月廿五日御參内之刻禁中御

進上之目錄

如此相調大高一枚也

候刻目錄認様ノ事

大永四七十五之比之事也

寛永元年十二月四日大御所様大樹ニ御成

提婆品

此時ハ小高檀紙一枚也廣橋殿御參アリ

春日御局渡御申あり申次

又ハ伊勢守なども渡可申

五千疋

候也不定云々

此趣上古ノ體也近年令混亂之間此分ニ相調伺上意處傳 奏衆ハ可遂内談旨被 仰出之御返事之爲證據後藤源左衛門折節伺公候間相具於藥院亭廣橋前内府公三條大納言殿ハ右之通申渡候處一段尤候上古此分之由啞啄之返答ニ依テ則御返事ヲ申上此趣令調進候也

一後柏原院御燒香ニ泉涌寺ハ公方様御成御香奠之御折紙万疋貞忠調之此時ハ引合一枚也三條西殿ハ尋申候て如此也此御折紙依爲寺奉行飯尾近江守寺家ハ渡シ申候也

万疋

万之字是也

御燒香ノ御香合ヲハ同朋衆持テ參ラセ候也 惠林院殿御代

一攝家清華ハ之事

從公方様御目錄事御料紙ハ小高檀紙又ハ引合一重押折て端ニハ何共不書たとへハ

太刀	一腰銘
馬	一疋 <small>毛付印</small>
已上	

一銘アラハ銘ヲ可書 無銘ナラハ持ト云 字ヲ可書也

一金糸ナト、書事モアリ 一毛付印何モ可書又 不書モ不苦也

一伏見殿常磐井殿御室其外宮門跡攝家同前之儀候

右御料紙ノ事當時如何大高檀紙タルヘキ歟

一折紙事

鳥目折紙ニテ攝家清華宮門跡平公家其外不依貴賤書様事何も同前也付被召仕候輩ニモ又ハ觀世大夫以下

ニモ同前也

折紙ノ中央ニ

万疋

千疋

多少ハ可依時宜

一近衛殿就拜賀先規常徳院殿御代御助成アリ然ニ目錄調様三條西殿ハ尋申候也小高檀紙一重也

例令ハ

伍千疋

御使海老名刑部大輔也

一一色ノ時ハ以上書ハ不可有之也 一小太刀ハ一腰ト書一振ト書事ハ中半太刀長キ野太刀ナトヲハ一振ト書申候はかれ 変しき太刀ハ何も一振可然云々

但同シ書狀ノ内によそより一腰ト有之候時ハ此方ハ一振進之候と調事常之儀候

一折帛のたけのたかきは狼藉ノ事候

一公方様ハ從諸家進上目錄折帛事公家門跡其外大名衆何モ備中帛之小高檀帛を一重子二ツに折て御用候御供衆其外大形ノ衆ハ小引合又小高ヲ上下詰ても杉原なども被用申候

禁裏ハ公方様より御進上之目錄ハ前ニ如申大高檀紙一枚ニテ候官領の御母より進上も大高一枚にて細川殿より進上モ大高一枚にて候彼御一人に限り如此候也 大高ノ事公儀にも少御用捨ノ御心持ありましていやノ事可有分別者也

一公方様ハ攝家より進上ノ目錄事色はかりあそひし候て以上迄ニ候勿論進上モ御實名もなし

但宗五一冊ニハ實名有テソバニ上文字アリト有之

一 清華同前候

一 餘の公家衆モ進上ハ候ハデ以上ノ奥に實名ヲ被書候テ傍ニ實名上是ハ進上ト有る心にて候惣別公家衆進上ノ字不被相調候此段憺菊亭殿モ被仰聞候シ

一 門跡も進上ハ候ハデ以上の奥に何院ト計候

一 從武家進上事

例令ハ

進上	銘アラハ銘無銘ナラハ持ト云字毛付又ハ印ヲモ可書但何モ不書も不苦也現馬ノ時ハ毛付あるへし馬代ノ時ハ一疋ト計アレハ則代ト可心得也
御太刀 一腰	
御馬 一疋	
以上 名字官 名乗	

右至極ノ敬の書様ナリ

進上御太刀御馬ト三ハ同シ通也以上ハ一字サケテ可書也進上モ少サクル流モアリ半字

一 吉良殿事ハ他家ニ不混合進上之二字更無之御名字官名乗何モ無之已上計也引合一枚也從昔如

一 石橋殿澁川殿兩家計進上ト候テ名乗計也此ノ仕付ニテ有之ヨシ

一 三職トシ

一 三職 武衛細川畠山進上ト有之而名乗計也細川殿大晦日ニ美物進上之時引合一枚帑を押折テ種々進上候を一書ニ被注付也奥ニ炭五十荷進上モ被書入也其外之衆折帑ニ一枚帑ヲ被用事ハ無之候也

一 土岐一人名乗をハ不書して土岐左京大夫ト計候也

一 山名彈正少弼又同前也

一 三職并御相伴衆迄ハ被調様大略同前也名乗計也

一 進上之折樽目錄事

御盃臺繪様ヲ書

御折十合 又押物十合ト

モ時之進物次第

御捶十荷 京都ニテハ柳

十荷兵天野ナラハ天野之筆

ヲ加私ナラハ御字あるへからす

一 狀ニ太刀一腰馬三疋など、有之時毛付書様事

太刀一腰馬三疋栗毛 鶴毛 蘆毛大略加様ニ認申候也

一 進上之御太刀御馬ノ目錄ニ魚鳥など一切不書加之

常興説

一 御樽目錄之内ニ魚鳥次第事

先鳥次ニ魚若精進之物わらひいち奥に書

進上	御盃臺繪様ヲ書
御折	十合
御捶	十荷
已上	名字官

へしもとくハ進上ニ精進物のなき事也金仙寺説

一同魚鳥之前後之説

魚鳥目錄に前後事大内左京大夫ヨリ伊勢金仙寺へ被尋候時分返事に云さのみ見及不申候但精進の物の前に候ハんする歟ト候し又昆布などきときたる時不見及事候との義也

右大館常興ハ精進ノ物を未たるへき由也又伊勢ノ金仙寺ハ前たるへき歟の由也上古ニハ精進の物進上ハなき上ハいか體にしても流々により不可苦者也

一 公方様ハ御佛事之時御香奠の折紙如此

御經	一部
万疋	御香奠
已上	

私ニテハ御字有へからす

一 兒など進上目録

一 喝食ノ目録

進上	御折 十合	進上	御折 五合
御樽 十荷	御樽 五荷	已上	御樽 五荷
已上	善法寺 茶々丸	已上	大智院 永林

如此道號を被書也

かなをませて被書事もあり

一 進上折紙并目録等可被調様體事

三職 細川右京兆 斯波武衛
畠山左金吾

山名右金吾入 細川讚州
一色左京兆 畠山左金吾
佐々木京極光祿 大内左京兆
赤松左京兆 武田光祿
土岐濃州

以上

右三職并御相伴衆迄ハ被調様大略同前也
名字官ナトハナクテ只名乗計也然に如例
式名乗ノ肩ニ稱號官ヲ被付候方モ有之是
ハ無案内ニテノ事候哉と云々稱號とい名
字ノ事名字トハ名乗之事也

進上	御太刀 一腰 天國
御馬 一疋	河原毛印 兩目結 書眞
以上	勝元

紙一枚字クハリ如
此名乗ヲハ今少奥
端ヲヒロク殘シテ
被認候
進上ハ御ノ字ヨリ
半字サケテ以上ハ
御ノ字ホド一字サ
ケテ料紙ハ引合也

大箱入道説私
一 攝家ノ目録被調候事

進上ト端ニ書以上ノ奥名字官名乗を書へ
し太刀馬ニツ共ニ
御ノ字有ヘシ
一 清華同前

一 大中納言の進上とい有へからす奥の右

同前但大臣ニ御成候者進獻と可有之序字

ニツ

一端書を不書ノ官ニ名乗を書脇に上文字を
付たるは進上程の事也假令ハ

宮内太輔晴完上

公家方にハ吾と稱號を書シルス事を自由
ノ様ニ有之也

一 伏見殿常磐井殿御室など攝家同前たるへ
き事

一 諸門跡の右同前事

一 勸修寺殿 廣橋殿 日野殿 三條殿など
への端書を略して奥に名字官名乗有へし

御字ニツ如此行
字たるへき歟

一 三職の事進上とい有へからす持太刀一
腰の馬一疋如此御字一字行一字の草に可
書此段三職に限ての故實也其外折樽も

御字同前也但此方ノ家々ノ分別尤候也

コレハ御供衆ノ覺悟也申次ヨリハ
ニツナカラ御字如此有へし

奥ニ名乗肩ニ名字官を書へし

但人により進獻と端可書之たの御伴相
衆の不可書之也

鳥目之折紙同前異名書ニ不及千疋万疋と
員數計也已上もなし

一 御紋の御相伴衆の事大概目前之様ニ候
へとも三職之儀者公私御賞翫之事候間各
別候御字有へからす但太刀馬二色の内一
色にハ御字付るも故實也奥に名乗肩ニ名
字官但折樽同前也

一 御紋せられざる大名の事少ハ勝劣ある
へく候へとも大概同前たるへき事

一 女中方の目録事一段と敬候ニハ端に進上
奥ニ名乗肩ニ名字官但名乗之事上ヲ假名
下字ハ眞名也ソレホドニナキ方ハ進上

なく名字官計可然也眞名假名を可書交事猶下手の以上計也

一大上臈小上臈の進上有へからず名字官名乗有へし中臈の名乗有へからず

一從公方様面々の御樽など被下候時申次の方より可被贈之候然者御折十合御樽十荷など御字勿論可有御座候事

一人の家人よりいつれも公方様の各武家より進上の書様可常之者也

右是迄の大館入道常興說道齋所持ノ一冊大和宗恕所持ノ一冊何も一同也

左伊勢六郎左衛門尉貞順説

一目録認様事進上御太刀銘御馬毛付印三ツを同シ通ニ書候以上の少さけて書候奥に名字官實名あるへし是の主人貴人等

のにて候等輩への進上も實名も不可有之只名字官計書候馬太刀ノ御字も不書候又御太刀一腰馬一疋如此太刀計御字を入候事も有之是モ吾ヨリ上たるへし又等輩也是を片敬ト云

目錄事

一主人又の至極敬ひのかたへ如此

進上

御太刀一腰銘

御馬一疋毛付印

以上

名字官名乗

無銘ナラハ持ト云字ヲ可書

金覆輪ナラハ金ト書

三字モ書之糸ト云ハ

糸卷白太刀ハ白黒太刀ハ黒

一主人之外別而敬方へ如此申次之位ヨリ三職ナトへモ加様ニ被書候一段賞翫也

侍太刀	一腰
侍馬	一疋
以上	名字官

名乗も覺悟ニ依テ加之右の書様ニ進上ト名乗ナシ

一右之次大形貴人の如此三職の御供衆よりの書様モ是なり

侍太刀	一腰
侍馬	一疋
已上	名字官

一等輩ヨリ上衆たるへし三職へ伊勢守かた

より如此太刀計ニ御字有之又等輩也龍山公

侍太刀	一腰
馬	一疋
已上	伊勢守

折	十合
柳	十荷
已上	伊勢守

右ニツ三職の伊勢守貞宗より如此なり

一等輩へ如此當時ハ下輩タルヘシ

太刀	一腰
馬	一疋
以上	名字官

一下輩ハ如此

太刀	一脇
馬	一疋
已上	

一伊勢守進上之時

猿樂田樂家來之輩ニ

モ如此

私曰人ニヨリ腰字如

此モアルヘシ

進上	御太刀一腰吉光
	御馬 一疋 鶴毛
	青銅 万疋
已上	伊勢守 貞宗

鵝目鵝眼青蛛等の錢の異名を不書由其沙汰もあり不苦鳥目一色ノ折帯ニハ不書之一美物はかり進上目錄にハ鳥より書出鯛鯉鱧ト干魚ヲ與ニ可書也

志ん上	
侍おり	十合
又柳共	侍たる
名字不書之	十ウ
已上	伊勢守 貞宗

一公家衆目錄事進上も稱號(名字之事)官もなき由也三ツニ折ル折紙の内に一間ニ太刀ト馬トひとつに不書由也天正十九之比菊亭殿直ニ相尋申即座にて書付裏ニ加判有而給候也于今所持之

假令ハ

御太刀	一腰
御馬	一疋
以上	

如斯也

一目録上中下品早ク爲一覽右之趣圖ニ注之

進上	上	進上	上
御太刀一腰	侍太刀一脇	御馬 一疋	侍馬 一疋
以上	名字官	以上	名字官

上輩ニ進上ノ字其外何モ行ニ書ト實名ナキト二色ノ替リ也是亦一脇也

右是より賞翫書様ナシ
△三職ハ伊勢守ヨリ如此
○人ニヨリ端ニ進獻トモ書之御字草一字ハ行

中	中	中
侍太刀一脇	侍太刀一腰	侍太刀一脇
侍馬 一疋	侍馬 一疋	馬 一疋
已上	以上	已上
名字官		名字官

等輩三●△上古ハ等輩當時如何

○此書様三職御供衆ヨリ如此也
●從官實名ニ書續ケ上文字又一鉢

下	太刀 一脇	馬 一疋
下	太刀 一腰	馬 一疋
已上		已上

右上中下ノ内中ヲ等輩ニ用申候但中之内ニモ品アルヘシ

目錄ニ限リ流ニ無際限御事候間不可有一篇者歟折帛ニ點ヲカクルハ以上ニカクル也

一氣い物(ケダ物)魚鳥折ニ入候次第折帛の認様
同女中方へ進候様體ノ事

魚鳥のすへやう流々により次第可相替候魚一ツノ時ハ左を上へなるやうにすへ披露ノ時ハ魚の頭を主人の左へ可成候又五ツの時ハ端から四ツ迄ハ左ヲ上へなしてすへ又端一ヲハ右ヲうへニなしてすへ候すへ右様に有之儀候又鳥をいあふのけて鳥のくひをい鳥の左へ成候やうにつねにすへ申候

樽目錄の認やうの事
昆布鳥魚獸ト次第スル也

進上	白鳥 一	鴈 一	鯛 一	鱈 一	海月 一
已上			三桶	折	折
名字官					
名乗					

是ハ主人貴人等ハの認様に候鯛鱈見たり能候へこれハ此を書事有之也又此物ハ折共認候也次けた桶に入候ものい桶と書申候歟樽添といちおくに書申候也

進上ノナキ時ハ目錄ト口ニ可書申也

目錄	鶴 一	鯉 一	鮭 二尺	海老 一折	蛤 一折
已上					
名字官					

是ハ等輩へノにて候進上も實名も不可有候もし荒卷あれ何のあらまきいくつといち奥ニ書申候

白上	お	お	お	お	お
た	一	一	一	一	一
た	一	一	一	一	一
さ	一	一	一	一	一
ふ	一	一	一	一	一
御	一	一	一	一	一
已上					
名字官					
名乗					

是ハ主人之女中ナト如此認候歟又等輩へハ白上モ名乗モ樽ノ御字モ不可有之也

白上	お	お	お	お	お
ゆ	一	一	一	一	一
あ	一	一	一	一	一
や	一	一	一	一	一
は	一	一	一	一	一
以上					
名字官					
名乗					

是ハ女中より男へのみ書様に候料紙のいつれも引合一重たるへし又主人などにて候ハ自然ハはしに進上共可有之歟奥にハ名を可被書歟又書候ハぬも不苦

一注文の認やう大形此分候歟但流々ニヨリ可相替候

進上	段子 一	唐布 一	大口 一	唐筵 一	丁子 一
已上					
名字官					
名乗					

主人へハ此分等輩ハ進上實名等不可有之料帛ハ何も引合を用也紙ハ折ても又其まハ折候へても書之大形タテ帛也下ニ員數ヲ書事もあり

ニ實名迄書申候等輩へハ進上なく奥ニ實名なし又下輩へハ名字官もなし

進上主人貴人	等輩
方疋 <small>中ノ折目 ノ中央</small>	方疋 <small>中ノ折目ノ中 央たるへし</small>
已上 名字官 名乗	名字官

女中より男かたへの調様ノ事
おくに名をば不被書之候

一書狀ニハ鳥目之異名ヲ書鶴目鵝眼青峽など
有之折帟ニハ只萬疋千疋なり已上なし
式正
一或御引出物目錄調様大方此分候歟但流々
によるへく候弓征矢を書つゝくる人も有

如此數多書時ハ端ヨリ書出ス

進上 <small>此進上少サケ テ書モアリ</small>	一腰白
御太刀	一腰
御弓	一領 <small>糸色可 付之</small>
御征矢	一疋 <small>栗毛印雀目 結御鞍置</small>
御鎧 <small>弓征矢ノ以前ニ 書付流もあり</small>	已上
御馬	吉見宮内大輔 長成(盛カ)

右等輩之時ハ進上も實名も有之へからず
候也
右御成之時御座敷ニ被置候間不及目錄但
翌日進物以目錄進上ニ如此認申候也
細川殿御成被申時之目錄認様事 秋場備
中元重注置之

進上

御太刀	國安	一腰	銘付毛付色付
御香合	堆朱 楊茂造	同盆	何モ上下の中
御畫	花鳥 舜舉筆	二幅	央少上て可書
金欄	紺牡丹貳卷	一疋	之
御馬 <small>鶴毛印 雀目結</small>	已上		

奥に官實名などもなし但餘仁ハあるへき
歟

一目録 太刀目錄 樽ノ目錄 注文 折帟

品々事少充替目
有之事

一目録ノ事

たとへハ馬太刀ニ數多之進物わらハ口ニ
太刀ヲ書奥ニ馬を書其間ニ何ニテモ色々
ヲ書なり又馬太刀なき時ハ色々計を書也
一文字なし已上あり

目錄の時の帟の端より書出進上ナラハ口
ニ進上奥ニ名字官實名あり

等輩ナラハ進上モ實名も有之へからず口
ヨリ目錄ト書出す

一太刀目錄事

常のとく馬太刀書之自然一色など別ニ進
物の添時ハ馬太刀ノ間ニ書加ル事もあり
雖然書出ス所ハ常のとし口より書出候へ
ハ只ノ目錄ニナル太刀目錄にてハなし

一樽ノ目錄事

肴ノ品々魚鳥を書奥ニ樽を書へし先鳥よ
り書次ニ魚也精進ノ物ハ進上なし若あり
共魚鳥と前後の事前に書顯候とく兩様な
り是も進上ナラハ進上ノ二字奥に名字官
實名あり

等輩ナラハ進上も實名も有へからず
是も帟の端より書出ス也

一 注文事

注文といふ時の一文字ヲ書何〜と何ヶ條も書續ル也ヶ條いいか程にても半たるへし口より書出ス也

一 注文ノ時の大略たて帛也若の折ても可書是も進上ならの進上ノ二字名字官實名あり

一 折紙事 等輩ナラハ進上も實名も有へからず

折帛之時は鳥目を異名ナシニ万疋千疋なと、折帛ノ中央に書之以上の字なし

五千疋三千疋ノ時は疋ノ字也万疋ニ至ての百貫とあるへきとの事也中古以來如此ト也

進上ナラハ進上ノ字名字官諱あるへし進上アルハ以上アリ進上ナケレハ以上ナシ等輩ならの進上も實名も有へからず

猶々下々へならの名字官もなし

右之品々人皆令混亂候間不及申改歟但不得心は書顯ス時に筆たての分別一文字ノ有無彼是相違たるへし

一口にていふ時の馬太刀といふても不苦候紙面ニ書時の勿論太刀より書口にての太刀馬といはれぬ故也か様ニ前後ノ申様あまたある事也鹿子惚領の心也

一 折紙注文目錄替目ノ事

折紙トハ千疋万疋ト認申ヲ申候也

注文トハ一ツ書ニ何色ト書ヲ申候也目錄トハ太刀一腰馬一疋ト書申候ヲ申候也此内ニ權目錄也ノ書様アリ

一 東照權現御進上之跡書

元和六年正月 日

進獻

雄劔 一腰

龍蹄 一疋

以上

一大納言様御參内之時ノ御目錄

御太刀 一腰

御馬 一疋

以上 家光

敬白

奉獻上

日ノ御前社

雄劔 一腰長吉

龍蹄 一疋鶴毛

右爲國土安全萬民快樂所奉

寄進之狀如件敬白

天文十一年八月廿一日正四位下行大宰大

貳兼伊與介臣判多々良朝臣判敬白

右堅紙也

九州大内寄進狀也當社別當持參之刻元

和元之比寫留者也

此書者亡父又左衛門尉尙祐各舊記等之内數年令執學爲子葉孫枝被注置之訖後生努々不可出闔外者也

曾我喜太郎

于時寛永三丙才年仲春日 宣祐在判

第三和簡禮經

○座右抄三 披露狀品々之事

一從將軍家

禁裏ハ

宜預

奏達
叡聞候也

月 日

披露
御諱御判

宛所勸修寺中納言ハ

萬松院殿御代ニ狀如件
以テ遊シ候事モアリ

從大臣家

禁裏ハ

宜預奏達候也

月 日 信長

頭右中辨ハ

右惣見院殿官位辭退之刻之書緘如斯

符案 三光院

筆者 夕庵俗名武井肥後

一從大臣家

院御所ハ

此等之趣可預御披露候以テ

月 日 實名

別當ハ 此比當職菊亭ハ

天正十五之比菊亭殿以自筆書付給候也但

從將軍家者可被准當今歟是者宛所も大臣

に候得ハ可爲等同之禮者也

一從大臣家

女房奉書御請事

委細三條大なこんへ申合ハ此よしひろ

うあるへくハ

月 日 のふ長

勾當内侍はつはねへ

是も三光院之符案

菊亭ハ

此よし御心之いて申されハへくハ

ト有

引合一重堅文封目ノ下ヨリ書出

一從大納言中納言

女房之奉書御請之事

此よし御こゝろ之いて御ひろハ

くハ

ハ乗

勾當内侍とのへハ

右之趣伊勢國司北畠亞相ハ三光院被書與

之也

以上古案之分也

一大納言ヨリ

奉親王誠恐謹言人々御中

奉執柄同親王

一中納言ヨリ

奉親王某恐惶謹言

奉執柄同親王

一參議二位三位

奉大臣進上某恐惶謹言

一藏人頭

奉大臣以此旨可令洩申給仍言上如件

一四位 五位 殿上人

奉大臣以此旨可令洩申給仍言上如件

已上弘安禮節之分也

從是左陽明之遊候趣也

一四位 五位 殿上人

畏而言上抑ハ此等之趣宜預御奏達候

某恐惶謹言

月 日

宛所如常

一同位

攝家ハ

此等之趣可預御披露候某恐惶謹言

月 日

進上宛所殿上人ニテモ 月付之通

一同位

大臣家也

以此旨可令洩給候仍言上如件某頓首誠

恐謹言

月 日

名乘

進上宛所

式正ナレハ如右但略而誠恐謹言ト計モ可有之哉

一同位

大中納言 宰相等之月卿也

是ヲ除テモ 某恐洩瀆

月 日

名乘

大納言也 是等之官位ハ人ニヨリ披露狀モ有ヘシ

中納言也

宰相也 人ノ序中

一五位殿上人

攝家清華之大臣大中納言宰相迄ハ可爲披

露候但殿上人之仁體ニヨルヘク候哉書留可有輕重者也

一諸大夫并六位諸侍

殿上人也ハ可爲披露但文章之書留品々有ヘシ恐洩瀆

陽明之御詞

私云可有御披露トハ不書或可預御心得候或可得御意候ト書之テ恐惶ニ進上ノ下可爲宛所奏者與之事也

尙祐

私云先々將軍家諸侯之面々四品之輩多之右之平侍トハ可爲雲泥者也

以上是迄近衛殿信尹公遊付一冊之趣也

一御供衆武家

大臣家也 披露狀也

其外堂上方也直札也 大館常與説

御供衆之外

諸侯之面々

攝家清華也

殿上人諸大夫也アテ、被相調候文牒ハ披露狀のとくにして或人々御中或 御宿所

ナト、協付有ヘシ是ヲ宛狀ト申也披露ヨ

リハ賞翫也 秋庭備中元重説 但アテ狀之詞之事近代

此書樣斷絶也又云攝清ノ大臣也充狀其外

大臣家也披露狀外又直札之輩勿論之御事

也可依人牒

一御内書 從官領之書出之 奉行入書出之 御教書 御下知等 御請之事

何モ披露狀也

進上 名字 官版

右式正也

又如此モ有ヘシ 名字官版 常興説

一從攝家

武家之御所也宛所書也其外ハ勿論之御事也

一將軍家奉公之面々之事以次而書付之申也

後小松院御宇鹿苑院殿ヲ法皇之御位ニ被

准申御時三官領ハ 攝家 四職 准攝家 准大納言 諸侯

自餘帶之云々如此被注置タルモノ有之由

九條殿植通公對諸侯之輩被仰聞候也猶自

筆ニテ遊付晴完ニ拜領サセラレシ也

其後又

後土御門院御宇 文明 常徳院殿御代一條殿

對杉原伊賀守賢盛將軍家ニハ准后ニナラ

セ給候間近臣之面々ハ殿上人ノ位ナルヘ

シト被仰之候也然ヲ伊勢下總守貞頼同公

イタシ承候て注付侍シ也

和簡禮經第四

○座右抄四 御內書古案

改年之慶賀雖事舊候珍重々々更不可有際限猶期面候也

正月七日 御判

右京大夫とのへ

右鹿苑院殿御代

細川殿の頼之時分號水泰院 明德三薨

改年之慶賀逐日不可有怠慢殊大番之出仕

嘉例之式珍重候以候也

正月三日 義教御判

右京大夫殿

右普光院殿御代也

細川殿代々六郎右京大夫武藏守也依之

他人無競望

其國所楯籠之凶徒等早速對治殊家來之輩一段軍忠之旨具注進加披見候畢尤神妙候

彌成敗可爲肝要候以候也

九月廿一日 義教御判

畠山左衛門督殿

同御代

於結城コトキ中務太輔館被合戰親類被官人等或討死或被疵之條尤以神妙彌可勵軍功之狀如件

永享十一

八月廿八日 御判

若城左京亮殿

右勝定院殿御代

明應の時分の御內書惠林院殿御代

御自筆

就入洛之儀雖不可有等閑候彌急度被廻計略者肝要候委細政近可申候也

七月十七日 御判

畠山尾張守とのへ

息千夜又紀州中山城令在陣之由申候被感思召候畢彌致忠節者可爲神妙候也

六月廿一日 御判

畠山中務少輔とのへ

惠林院殿

爲八朔佳兆太刀一腰馬一疋粟毛 到來候訖
悦嘉候仍太刀一腰馬一疋河原毛遣之候也

八月朔日 御判

畠山尾張守とのへ

爲內書禮太刀一腰馬一疋印引兩丸 遠鷹 島カ到來神妙候也

八月廿五日 御判

奥州一本松

畠山左京大夫とのへ

就上洛之儀其砌抽忠節者可爲神妙候也

閏二月廿八日 御判

上杉播磨入道とのへ

雖無異儀候一筆被向候其國何事共候哉不斷床敷候西國彌可然候間大慶候さためて同心とし計候目出都にて對顔待節(思召カ)候也

七月三日 御判

畠山尾張守とのへ

惠林院殿御自筆

十月五日信太城合戰之時遊佐九郎次郎平三郎其外數輩討死之注進去月卅日到來候畢言語道斷且忠節且不便候雖然諸陣無異儀相踏候由先以大慶候彌成敗可爲肝要候仍細川民部太輔不存疎略通神妙候佐々木中務(少輔カ)內書事則遣候猶政近義隆可述候也

十二月十七日 御判

畠山尾張守とのへ

右同

巢大鷹一本並馬二疋鶴毛黒到來候訖神妙候也

九月十二日 御判

南部修理大夫とのへ

萬松院殿
就入國之儀菊童方へ太刀一腰馬一疋到來目出候猶晴光可申候也

閏三月廿日 御判

尾張守とのへ畠山也

太刀一腰國吉馬一疋鶴毛給候悦入候仍太刀一振金縁香合惟(堆カ)紅進之狀如件

二月九日 御判

左兵衛督左鎌倉殿也

御一族中
太刀一腰到來候畢悦喜候仍太刀一振遣之也

日下 御判

奥州探題 左京大夫澤

九州探題 右衛門佐綱

右類皆以殿文字

吉良左 石橋左 澁川左などへも殿文字也名字をば不書載之官途計也武衛細川モ同前也三官領之内畠山ハ名字ヲ書載也山名一色京極赤松今川皆以名字官途書列之也
古今之府案雖無際限具不注之

中得地事進上之旨以神文言上之間得其意

候處先役人種々申妨由風聞候於事實者一

事兩樣段先代未聞失面目候所詮少も違儀

在之者不可請取彼地由元政に申付候間其

覺悟肝要候當時料所儀進上之段外聞專用

令祝着候處菟角之儀者背本意候分別可喜

(畏カ)入候委細聖護院門跡可有演說候也

七月十九日 御判

毛利陸奥守とのへ

同右衛門督とのへ

就入洛之儀染筆候此節相談藝州早速歸洛之樣馳走頼入候爲其指越曾我常陸介猶昭光(横島玄蕃也)可申狀如件

九月九日

北畠中將左

就御歸洛之儀被成 御内書被指越曾我常陸介此節藝州(被カ)仰談於御馳走者尤

可爲御祝着候偏被頼思食候通能々可申入旨被 仰出候以昭光

九月九日 昭光

北畠中將左 系人中

三職之隨一勘解由小路家督可令存知之然

上者任武衛訖今度之忠恩依難盡如此候也

十月廿四日

織田彈正忠政

信長大忠ヨリて御内書三通被成之右一通ハ有辭退而返上兩通ハ頂戴則二通之御文

靈陽院殿

今度國々凶徒等不歷日不移時悉對治之條武勇天下第一也當家再興不過之彌國家之安治偏頼入之外無他猶藤孝(細川幽齋)惟政(和田伊賀守)可申也

十月廿四日 御判

向後父コトシ 父織田彈正忠政

今度依大忠紋桐引兩筋遣之可受武功之力祝儀也

十月廿四日 御判

織田彈正忠政

右左文字此時ヨリ初テ相調之亡父兵庫頭調之

今度當國退座之處忠儀神妙思召候向後身上不可見放猶大藏卿局可述候也

六月廿四日 御判

朝倉左衛門督とのへ越前國主也

今度差下曾我常陸介處馬二疋眞虎毛古今無雙之逸物自愛不斜候仍弘雀尾一尻虎皮一枚遣之次洛中敷地望事則申付之趣委細

兩人可申候也

八月十九日 御判

杖林齋

杖林齋

右出羽國人也土佐杖林齋ト號ス官途事任左京大夫訖同諱義字遣之猶兩人

可申候也

八月十九日 御判

大崎とのへ

受領事任三河守訖猶兩人可申候也

八月十九日 御判

氏家左衛門督とのへ

至其表相働勵戰功儀乍不始于今義苦身之
段感悅候彌馳走肝要候爲見舞指越松田盛
物委細可申候也

卯月十八日 御判

柴田修理亮とのへ

佐久間右衛門督とのへ

就甲賀儀服部分申子細在之條對信盛相談
可然由申聞候忠節者儀候間馳走別而可喜
入候也

正月十六日 御判

佐久間右衛門督とのへ

爲年頭之祝儀太刀一腰馬一疋到來被聞召
訖次去年已來忠節之覺悟無比類候猶感悅
之通久我右幕下可爲演說候也

二月廿七日 御判

岡周防守とのへ

當院境内西北門前地事雖有或令居住或競
望輩不可許容候彌被全領知可被專追善候
可得御意候

七月廿一日 義隆

慈照院侍者序中

右堅文杉原一重上包

一御所への御事參るへしと御座候又參
るとも被遊候由承候其内にて南御所の
御事の申給へと御座候御寺號大慈院と申
候間大慈院とのへとも又南の御所へとも
被遊候て申給へと御座候き其下へ御名字
を上字ヲかな下を眞名に可被遊也御文言

和簡禮經第五目錄

○座右抄五

- 一 御下文事 直ノ御判又奉書ノ下狀アリ
- 二 御判物事 二色ノ御判日袖ノ御判日之下御判
- 三 御内書事 同御請之事
- 四 御教書事 同御請事
- 五 施行事
- 六 遵行事
- 七 打渡事
- 八 請取狀事
- 九 御賦事
- 十 御下知事
- 十一 感狀事
- 十二 連署連判事
- 十三 兩判事 上下之分別
- 十四 宛所書様事
- 十五 上包事 名付中ト外ト上下分別事
- 十六 觸狀事 觸折紙觸日記何モ同
- 十七 解狀事
- 十八 問狀事
- 十九 召文事
- 二十 舉狀事
- 廿一 目安事
- 廿二 制札事
- 廿三 朝臣書事
- 廿四 過書事
- 廿五 頭注文事 同居ル板寸法事同手負着到事

御寺領などの御事にて御座候ハ、御知行
相違有へからすなど、可被遊也其外御所
へへ暇申給へ候と候を參へしなど、
被遊候へきにてこそ候へ御様體ハ此趣成
べし

蠟燭二百挺到來候訖悦喜候仍香合盆進之
候也敬白

十月廿一日 義教御判
他阿上人藤澤

御折紙小高檀紙一重堅文封セラレテ上包
同紙一枚横ニ上包

普光院殿者御諱アリ万松院殿ニハ御判計
何れも進之候也敬白トアリ

一御一族或家子等へ

太刀一腰到來候畢喜悅候也

鎌倉迄 何々給候喜入候狀如件或何々進之候

奥州探題以下皆太刀一腰遣之候也

諸所へ被下候物も悉遣之候也

一着到事 廿六
一異國の御書跡書事 廿九 一神馬奉納奉書事 廿七 一下馬札事同寸法

一御下文事

發端ニ下ト云字ヲ書出ス此時ハ必御袖判也其人之名字官實名マテ御文言ニ被書入也然間奥ニ宛所ナシ年號月日書續ル也假令ハ

御判 爰ニアリ

曾我左衛門尉師助此仁太平記ニ見ユ

可令早領知周防國與田保事

右爲勳功之賞所宛行也者守先例可致沙汰之狀如件

觀應元年十二月廿七日

字クハリ不違下ノ字右ノ字ヨリタ

カシ

右等持院殿御代

一奉書ノ下狀事

爰ニ在判

下 吉田社領酒戶土沼河綺等郷住人等定補田所職事

大舍人忠恒

右人任父成恒之讓所定補也早如先例郷務事可致沙汰之狀所 仰如件不可違失故下文永二年十二月 日

上古ハ直ノ御判不限仰之旨ヲ書出時ハ如此下文ニ相調申ト見エタリ近代斷絶也

二御判物事

御袖判之時ハ宛所ヲ不書名字官名乘悉文章之内ニ書載申候御下文モ袖之御判ナレモソレハ書様替也

假令御判爰ニアリ

武藏國富久庄事所宛行長谷中務少輔清長也者守先例可致沙汰之狀如件

應仁元年十一月十五日

日之下御判事

宛所アレハ御判必日下也文體ニ名字官已下不被載之兩御判共ニ年號月日書續ル也

武藏國比企部事所宛行也者守先例可致沙汰之狀如件

應仁元年正月廿八日御判

左衛門佐友

同日下御判

近江國守山郷地頭方事爲兵糧料所預置也早可致所務之狀如件

觀應二年八月朔日御判

日下御判年號書タレ件留ノ時ハ曾我左衛門尉ハ可爲御書御教書者也同日之下御判

さかみの國をかの郷の年貢みくたしはめん并しかの使ちやうしせらるゝな

觀應三年六月十七日御判

そかの上野介友右ノ左衛門也

右觀應ノ二通ハ等持院殿御代此内假名ハ御自筆ノ寫也

三御内書事

御内書の被撰貴賤被成候也假令被成下候とても表向ニテハナク内々ノ御書トアル心ニ御内書ト申也年號ナシ若ハ知行方ノ事御文言ニ籠リ候ヘハ年號アリ其時ハ御判ノ物ニ成テ御書御教書御判御教書ナト申也如此ノ時ハ賤キ輩ニモ被成也御内書ハサマテハナシ鹿苑院殿御代迄ハ直ノ御判其以來ハ御下知ニナル也

御内書ハ上古ハ引合一重近代は鳥子ノ半切表卷ノ上下不捺其儘押折テ置日下御諱ニ御判ト又御判計ト表卷御諱アルトナクテ書下シト差別被下候仁ニヨルヘシ御判ノ物ノ時ハ必豎紙一枚也

御内書

一今度城都檳島已來遂籠城至于若江堺津所々令供奉感悅不淺本意之上可恩賞彌可抽忠節事肝要候也

十一月十二日 御判

會我兵庫頭とのへ

右靈陽院殿御代

元龜之比筆者本郷下總守

御教書事

請上意諸事從官領被書出ヲ一ト申也若ハ所帶ニ付テ其國ノ守護ト申分アル輩ニ其身ニ宛テ被書出ヲモ爾云也依于事號ニ御書御教書ト直ノ御判アル事もあり其書様杉原一枚ニ書テ年號月日書續ケニツニ折テ奥ヨリクルト卷テ表卷不封上下押折テ墨不引上書アリ

タトヘハ

會我兵庫助教助申近江國野洲郡邇保庄内

宇津宮信濃守跡 事嶋社雜掌雖有申子細異于他爲先給之替被宛行上者任當知行教助領掌不可有相違由所被仰付也仍下知如件

文安五年十二月十五日

右京大夫源朝臣在判

右御教書也官領ナリ

右慈照院義政之御代細州政元 永正五號大心院

押紙云 御教書

就持氏御息隱謀常州凶徒等峰起云々不日令發向可抽忠節之旨所被 仰下也仍執達如件

永享十二年四月十一日

右京大夫判

會我小次郎

普光院殿御代官領細川殿持之 號弘源寺嘉吉二薨

押紙云 御教書

可令早會我美濃守氏助法師法名道昌領

知若狹國名田庄事

右募奉公之勞所宛行也者早守先例可致

沙汰 仰下知如

應安四年十二月廿五日

相摸守源朝臣判

鹿苑院殿御代官領也

一御内書ハ内々ノ御書タルニ依テ御文章不相構間ニ假名ヲモ被相交又御自筆モアリ大形者留或シテ移々又移々年號ナキヲ一ト申事

一御書御教書御判御教書ト申ハ件留ニ年號月日書續ケ御文章ニ被遊候ヲ一御教書ト申也

一御教書ト計申時ハ官領ノ被書出ヲ申也

一御下知并奉書ト申ハ奉行書出スヲ申也

押紙云

御教書事從官領其身ニ當テ被成ヲ御教書

ト云

施行事御教書ニ双テ從官領守護被付ヲ施行ト云

一、訴訟人ノコトヲ其國ノ守護被成ヲ云 遵行事施行ヲ請テ守護代ニ被付ヲ遵行ト云

打渡事遵行ヲ請テ從守護代訴訟人の方ニ書狀ヲ打渡ト云

一五 施行事 御教書ハ當職施行ハ先職人出ストアリ

其國之守護從官領是モ被書出ヲ施行ト云

會我上野介教助申近江國野洲郡邇保庄事度々雖被仰候守護遵行難澁之上は早任去年十月十六日還補之御判之旨可被沙汰付教助代之由所被 仰下也仍執達如件

寬正六年八月十三日

佐々木大膳大夫入道殿六角 官領島山也 尾張守在判 一行奥ニアリ

同

曾我奧太郎時助申駿河國沼津鄉工藤右衛門尉跡任去二月八日御下文之旨可被沙汰付之狀依 仰執達如件

建武三年十月十五日

武藏權守在判

此時分細川賴春號光勝院 是ハ御下知ナレ右ノ觀應二薨 施行ト云文言體ニ爲心得注之尊氏御代

少輔四郎入道加

一六 遵行事

其國之守護施行ヲ從官領請取テ守護代ニ被付ヲ一ト云今世ノ家老又代官タルヘシ

假令ハ

曾我上野介教助申近江國野洲郡邇保庄事任去八月十三日施行之旨可沙汰付教助代之狀如件

寬正六年十月四日沙汰判

六角殿家來

今江彈正左衛門入道加

江邊喜左衛門尉加

遵行之詞爲證據左ニ注之

御札委細承候了抑與田保事御書御教書拜見候き就其遵行申候了御代官下着刻可致遵行之沙汰之處從去五月以外相勞事候而遲々非本意候其段申御使候了他事期後信候忍之滲々

八月九日

大内殿也義弘ノ親父

沙彌道晴

大内介弘世法名道賢號延壽院

謹上 曾我美濃入道加序返事

御札委細令拜見候了抑與田保事遵行申候間御代官方被請取候訖當知行人千萬雖申子細候落着候間先以恐悅候定從御代官方巨細可被申敷他事期後信候忍之滲々永和四年之比

八月十日

大内殿也

散位義弘判

謹上 曾我美濃入道加

大内義弘香積寺應永六年十二月廿一日卒

一七 打渡之狀事

元龜四 六月十三日

曾我兵庫頭

助宗

松田主計助加折帶也

靈陽院殿御代ノ御賦ヲハ亡父兵庫頭

調之元龜永錄之比也

如何程も此趣也昵近之輩對奉行衆如此書

出スヲ是ヲ將軍ノ御口ツカイノ證跡ニ請

取テサテ御下知ヲ書出スナリ

右義昭將軍靈陽院殿御代

北小路室町南東賴預カ増田入道居住地子

錢事任中山家沽券狀可被成奉書之由候也

右同兵庫頭書判

奎田豊前守殿

從 禁裡御申ノ事

從 禁裏如此 仰旨可被成御下知由被

仰出候ト可被調候也

禁裡様ノ様ノ字不書モ古今之事候也

一十 御下知事奉書共云

從守護遵行ヲ守護代受テ庄園之百姓等ニ新附之地頭ヲ被付由ヲ言遣ル狀也

新給主也

又訴訟人之下代或新給主ニ之事狀ヲモ打

渡ト言也

出狀

周防國與田保武者六郎入道跡地頭職爲料所被預置

曾我左衛門尉師助由事任去貞和三年十二

月二日御教書之旨茲彼所沙汰付下地於師

助代候訖仍所打渡之狀如件

貞和四年三月晦日 左衛門尉定盛判

一八 請取狀事訴訟人ノ下代官之狀也

周防國與田保武者六郎入道跡地頭職事任去貞和三

年十二月二日御教書之旨使節守護方茲彼

所被打渡下地ヲ畢仍所請取之狀如件

貞和四年三月晦日 曾我左衛門尉代

御賦事

相國寺鹿苑院領事於當知行分者永不可有

異儀旨對彼雜掌可被成奉書由候也

御賦ヲ請取テ奉行入調之則奉行之名判也
堅紙ニハ 大和守藤原朝臣判又受領計ニ判
ハ上包ニ受領ノ
下ニ名乗ヲ加
横紙付年號ノ時ハ實名計ニ判形也

假令

知行分駿河國沼津鄉事就葛山押妨被成奉
書之條無相違之處號代官職進而可入部云
々事實者言語道斷次第也所詮早任御成敗
之旨退違亂之族彌可被令領知之由所被
仰下也仍執達如件全カ

文明十四年七月十九日 加賀守判

大和守判

曾我上野介

右常德院殿義尚御代也

右官判形ヲ年號ノ通一行ノケテ書事モア
リ心持有之限下知狀制札

惣領職并知行分諸國所々目錄在
別帶 事早任

去年七月十三日同名平次讓狀之旨可被
全領知之由所被 仰下也仍執達如件
永正五年十二月廿三日下野守判

左衛門尉判

曾我又次郎

右惠林院殿義植御代 號島ノ御所
侍ニ對ノハ大半堅紙也凡下ニ對ノハ必
折帛也

一感狀事付奉書ノ感狀事

當月ニ被書出ニハ日付計或月ヲ隔テ、月
ヲ加ヘ其次ニ國所其次ニ軍功ノ品ヲ書之
タトヘハ

去七日於丹波國八田庄山名宮内太輔對治
之時若黨四人討死剩其身令被疵致忠節條
尤神妙之至也彌可抽戰功之狀如件

應永六年十二月十五日御判

曾我平次右衛門尉

鹿苑院殿御代

感狀ニハ必年號アリ

今度於宮根山被官人等被疵之條尤神妙彌
可抽忠節狀如件

永享十年九月八日御判

曾我平治左右カ衛門尉

右普光院殿義滿御代

薄様半切一枚ニテ不封ノ表卷上下ヲ不捻
押折也何事ニモ御感ニ被思召事ニ被成下
候御書ハ可爲御感狀之處近年ハ戰功之御
褒美狀計ヲ申付候也

討死シタル子ニ御感狀被下シニハ討死ノ
仁ノ名乗ヲ書テ極高名討死尤以神妙之至
也トアルヘシ

今度於上州佐野庄羽繼原被致忠節之條誠
以感思召候向後彌可被抽戰功之旨被 仰
出候也仍執達如件

十月五日 越中守教次判

野澤左衛門尉

右奉書之感狀也

一昨日於笠原表父左近將監令討死事無比
類勳神妙之至尤忠節候家之儀如秀房時諸
事可被申付候聊不可有相違尙酒井左馬允
可申候也仍執達如件

六月六日 義治花押佐々木六角

横田猿千世

一連署連判事

連署ハ官ヨリ實名マテ書續ケ其通ノ紙ノ
裡ヲニ判形ヲ居申候其時者無稱號但尸書
ヲスル也次第ニ與上リ也

平家三門ノ連署云

仍當家ノ公卿等異口同音作禮而(十卷目連署
作禮而請所如
ノ所ニ此貳字出ル) 敬白

壽永二年七月五日

從三位行兼越前守平朝臣通盛
從一位前内大臣平朝臣宗盛
右拾人之内中八人除之

連判ハ名乗ヲ書肩ニ稱號官ヲ書付則表ニ
判形仕候是ヲ連判ト申候
連署連判共以奧アカリ也畢竟判形表ニア
ラハ連判也判形ナク有トモ裏ナラハ連署
ト云ヘキ也式正之時無稱號無判形判形同
意之故歟

或說ニ充所多ヲ連署ト云此儀不宜

一兩判事右筆之仁必日下判形タルヘシ上卷
ニモ右筆ノ名乗ヲ可書也但是ハ等輩之時
ノ事上首ト若輩ニテ以外ノ相違ナラハ上
卷ノ實名計ハ上首ヲ可書也日下者兎角右
筆也連判之衆中幾人モアレ位高ク
トモ日下右筆之判形タルヘシ御下知狀ニモ
本奉行人日ノ下則上包ニモ本奉行官名乗
ヲ書也名乗不書之幾人モアレ與次第賞翫

ナリ色々異説アリトイヘトモ此義ヲ可用
也

一宛所ノ書様ノ事筆始ヲ賞翫ト末ノ書留ヲ
充所ノ上首與端兩様ノ事常ニ沙汰アル也二階堂行ニハ
賞翫ト前後ニ賞翫ノ人ヲ書下輩ヲ中ニ書
先ツ書上首トセリ又故伊勢守貞宗ハ與ニ書上首トセ
ト以上三色也但三人より多キ時ノ事也兩
ラレ候也所詮アテ所ノ儀ハ行ニ被申候ヲ可然ト云々上書
人之時ハ筆始賞翫タルヘシ委ハ觸狀之所
上首一人ヲ可書事定レル趣也若又二人も書時ハ是モ先ツ
ニ一二ヲ圖ニ注之前後ニ賞翫ノ人ヲ書中
書上首トセリ

ニ下輩ヲ書事ハ是角モト角サキ中クホト
申候將軍家之御興ノ先ヲ走ル時モ此心持
あり角本ヲ伊勢名字角先ヲ佐々木名字中
ヲ入コミニ走申候左様之例モ有之
一上包ノ充所之書様中ト上卷ト相違タルヘ
シ前後打返して書之

タトヘハ

狀中ノ宛所ニ上丹波守ト書タラハ

上包ニハ下丹波守ト有之ヘシ

上包ノ筆始ハ下輩也 狀ノ奥ノ筆ハ

シメ上首也

此趣宗五

但是ハ内封ノ時ノコト乍去何レヘモ可通
歟又此名付ウチト外ト相違ヲ前後打返ノ
用ル人モ有

兩說伊勢寺貞宗
伊勢守宗五与

一三人之宛所次第事

月 日 伊勢守貞宗

結城左衛門尉

謹上二階堂中務太輔

左衛門 佐

次第あかりなり大館殿名字なし

上書 左衛門 佐

謹上二階堂中務太輔 伊勢守貞宗

結城左衛門尉

如此正文拜見之次ニ寫置もの也

兩流ニヨツテ書付之訖

一名字官迄書に不及又書ぬも如何之時之故
實

月 日 中務權太輔政行

左衛門尙氏

安富勘解由左衛門尉

秋庭備中守

上書同前

裏書なし 大館常興自筆之案文寫之

又如此内外同前ニ調ル流モアリ

一觸折紙事宛所與端上下ノ品有之ヘシ

從主人仰ヲ奉テ書出狀なり

假令 來五日犬追物可有之爲討手可被參勤之由候也
日付ヨリ少與ヨセテ相觸ル人ノ名乗ヲ書判形
アル常興説

來十五日御用之子細候各可被參候由被仰出候也

又已上共

急度申トアル事ニハ名判アルヘシカリソメノ事ニハ名判計ニテ候

正月十日

名判

名乘ナシニ名判ナシニテモ受領計ニテ判ナシニテモ已上三色ナリ

- 一 一某取奉
- 二 二某取奉
- 三 二某取奉
- 四 四某取奉
- 五 五某取奉

上中下ノ品數多有之

觸狀ニ我同名ヲ調事ナラハ惣ノ人數ノ跡ニ可書名字官途如常從御前フレ候時ハ殿文字不可有之私ヨリフレ候時ハ殿文字可加也

次第不同ト口ニ書テ

- 五某取
- 四某取
- 三某取
- 二某取
- 一某取

如此書時ハ奥ノ端アカル也

明日於殿中御用被 仰出候午刻已前可有

御參候也

正月十五日

伊勢守

各中

文體ヲ書其上ニテアテ所ヲ書ト先アテ所ヲ書テ其後文體ヲ書ト二色ノ認様アリ文體へ近キヲ上首トセリ

觸折紙ニ點ヲカクル事是人ヨリノ御觸ニ

テ有マシキ事也吾名ノ下少脇へヨセテ奉

ノ字ヲ一字可書

一解狀事訴狀又同

訴訟人訴ノ旨ヲ委ク書顯ノイハレヲ解ク

狀也今世ノ目安是也

貞永式目云依本所之訴訟若シハ就訴人之解狀自關東被召之如斯アレハ彌右分歟

一問狀事

依捧訴狀訴訟人ニ問狀ヲ給也前件ノ事

一召符事

召而令明メ狀也トアリ相手訴狀ヲ上ルニ付而被召寄狀也

一舉狀事

從古今以申鳴シ候心得也

同式目云

爲昇進申舉事不論貴賤一向可停止之以此

詞見則彌以常ノ事也

一目安事

但公方へ申狀共云具書共云申狀ハ目安ノ子細ノ涉物也

料紙ノ事公家門跡ハ引合武家ハ杉原但三職其外國持之衆ハ若ハ引合ヲ被用事モ候也

晴光

大形古案如此

紙ノ端ヨリ書出ス

常興又云某代謹而言上ト書事モ有代書ハ位ニヨル例式ノ諸侍ハ代書有ヘカラス代書トハ訴訟人ノ人ノ家

松田豊前守定行謹而言上

尾張國海東郡者定行爲相傳之知處飯尾大和守申掠今度被成御下知段致迷惑候所詮任證文明鏡之旨被成返御下知候之様可預御披露候仍目安之狀如件

右如此計ニテ名字官名乗何も無之充所も不書也料紙ハ杉原一枚堅ニ可書也クルト卷テ上包有之然ヲ奉行請取銘ヲ加ル也其書様ノ事永祿九 九 廿四如此加

之年ノ字月ノ字ノ畫程アクル也又ハ永祿
四^廿如此モ書之

又書樣

名字官名乘謹言上

右意趣者 右子細者 右旨趣者 凡書出

知行分備中國水田庄事爲勳功之賞拜領
以來帶代々御判當知行無相違者也 然
處一如此モ書出シ申候也

爲預申御沙汰粗言上如件

此等之趣可預御披露之狀如件共

始ハ猶重而可申事アル時ハ粗ト云字ヲ書
及兩度ノ時ハ重而言上ト書也

制札ニハ官ヨリ氏朝臣判也但無官ノ
人ハ名乘計モ不及了簡也 大常說

一制札事

禁制禁ハ止也制ハ令也 田戶村

一軍勢甲乙人等亂入狼藉事

一猥剪採竹木事付刈田島
作毛事

一相懸非分課役筋(矢)事此内一色
錢兵糧米

右條々堅被停止之訖若有違犯之輩者速可
被處嚴科之由候也仍下知如件

永祿十年九月 日

信濃守神宿禰在判

在所付并 禁 右 永ノ三字在リ口傳

同寺社方

禁制 清水寺

一寺内坊舍押而令寄宿事

一於山林剪採竹木事付刈草事
但除御殿人夫

一至寺中致生事付指鳥括犬事

右條々堅被停止訖若有違犯之族者速可處
嚴科之由所被仰下也仍下知如件

永正十五年八月十六日

美濃守藤原朝臣判

上野介藤原朝臣判

右惠林院殿御代近年迄此制札清水寺平等

坊ニ相殘ル

慈照院殿御代

長樂寺

一甲乙人等亂入狼藉事

一寺内放飼牛馬事

一剪取竹木事

右條々堅被停止訖若有違犯之輩者速可
處嚴科之由所被 仰出也仍下知如件

應仁元年十一月十五日

右京大夫源朝臣判

一^{又云}至寺家分領放飼牛馬事

一仰之時ハ被停止訖依仰下知如件ト書之

一禪家諸五山へ御判事

年號月日

右近衛大將源朝臣御判

如斯年號月日之與之上ニ可有之

御制札ナトハ板ニテハナシ鳥子ヲ四半

ニ切テ調之

一^{廿三}姓朝臣某朝臣事

職原抄 參議ノ所云

四位任之者 稱某朝臣

三位以上ハ稱姓朝臣也言ハ位署ヲ書
ク時ノ事也

四位ノ人ハ位階下ケレハ某朝臣トハ氏ヲ

書テ又名乗ヲ書キ其下タニ朝臣共真人ト

モ書也タトハ藤原定家ノ朝臣ト云是也

或源ノ頼朝ノ朝臣ト書是也

三位以上ノ人ハ位階高レハ姓朝臣トハ氏

ト名乗ノ間ニ尸書ヲスル也

タトハ藤原朝臣定家或又源朝臣頼朝ト

書是也

平家山門連署曰從一位前内大臣平朝臣

宗盛

一名乗ヲ呼ハ非賞翫音ニヨメハ賞翫也

又云

一朝臣書之事常ハ四品せずしてハ不書之四
品之時ハ名乗ノ下ニ書之又藤原國秀朝臣此
也又四品セテトモ氏ノ下ニハ書事有之
制札御下知などの時官氏朝臣如此書也此時ハ
名乗無之

又云藤原朝臣宗家コレヲ氏ノ朝臣ト稱ス
藤原定家朝臣コレヲ名ノ朝臣ト稱ス

大和守三善朝臣判但無官ニテハ不可書
右大館晴光說

一過書事

御教書ニモ右京大夫源朝臣細川ノ官領ノ時也

從信濃國上洛人數上下五百人輿拾了馬貳
十疋荷物百過有之事無其煩可有勘過之由
候也仍執達如件

五月十五日

實名判

諸役所中

關所ニ限タルコトニ候御下知ニテ被仰出事
モアリ其時ハ過書ヲ御下知ト申候又奉行

所ヨリ遣候時ハアイテノ高下ニヨリ充所
書狀ノ禮ニ可准 侍役所衆中 内役所
衆中 役所當番中 役所衆中ナトハ上下
内裡侍料所 公方侍料所 守護所ナト
已下可有其分別也

下知書事

何某被官太神官參詣人百人荷物等有之輿十丁
馬廿疋諸關渡以下上下無其煩可勘過之由
所被 仰下候也仍下知如件

永享十二年九月 日

大和守三善朝臣判

加賀守平朝臣判

又

若州下向人六拾人一一所被 仰出候也仍
下知如件

天文十四年五月日 沙彌判

前丹波守平朝臣判

如此モアリ

大概月日ノ下ヲ一行ノケテ名判ヲスル但
沙彌トアル御下知ハ月日ノ下ニアリ此子
細不受師說

堅紙一枚ニテ真中ヨリニツニ折サテ其奥
ハナノ方ヨリクルクト卷上卷又ニツニ
横紙ニ折ツ、ミ候也兩人ノ内本奉行一人
大和守光長或ハ沙彌ト可書之上卷ニハ名
乗ヲ書加是皆御下知ノ書様ナリ過書ノ書
様ト云ニテハナシ

一頸注文事

堅紙ニシテ人數次第繼而可書之

端ニたとへハ

康安三年九月六日於薩摩國青塚原及一
戰討捕頭目錄事

首一柳島九郎

蒲崎甚内討捕之

首二細田久内

道芝丹後討捕之

首三土山甚平

首一名字不知 河島壹岐守討捕之

首一高山左内

吉岡作平 三島民部少輔 相討

右頸數何百何十此外討捨不知數以上ト

ハ不書者也口ト奥ニ上輩ノ首ヲ書首ノ

名字ハ小ク討捕人ハ大キニ書奥ニ年號

月日もなし

一手負着到事

去何日於何所及一戰手負注文事付討死事

太刀疵深手被之

曾根川内匠助

鐵疵薄手被之

吉川武右衛門尉

矢疵又討疵共

早河與兵衛尉

鐵炮疵

花村作兵衛尉

討死

茂山作左衛門尉

又云 右何十人

曾根川内匠助

太刀疵深手如此モ書

一太刀疵深手

曾根河内匠助如此モ有

流々不可有一篇者也

同廿五 一頸スユル板并付ル札事

首スヘ候板八寸四方也自然主人ハ懸御目候時者板ノ下ヘ指ヲ四ツ入首ノ耳ヘ大指一ツかけて持也主人ハ首ノ面テヲ合セサルヤウニ可心得也左ノ方ヲ懸御目候也位ニヨリ三方ニモスハルヘシ持テ歸時口傳有之首ニ付ル札ノ事
眞草假名ノ書様ニテ上中下之品ヲ分ツ札ヲ板ニテ小ク作り一方ニ首ノ名字官令一方ニ討捕仁ヲ可書之タフサニ付ル

廿六 一着到事

端ニ
着到天文十年九月十一日
十一日
十二日
十三日
凡如此之體也

廿七 一下馬札事

「死活之點事殊新城ナトノ時其氣遣肝要之由候也口傳
「字ノ眞行草少之心持ニテ門々之分別事
「板ハ大形將基(象基)之馬ナリ也但寸法左ニ注之
「板ニ書候心持モ右同前ニ文字ヲ大キニ餘ルヤウニ見候て板ハ小キヤウニミユル

△神前下馬

- 一 劍頭ヨリ下 壹尺七寸
 - 一 上ノ横 壹尺三寸
 - 一 下ノ横 壹尺五寸
 - 一 雨覆 五分七分
 - 一 串 七尺但五尺五寸モ
- 右七五三ト可心得也
△大庭下馬
一 長サワキノ角ヨリ下迄 壹尺九寸

- 一 上ノ横 壹尺五寸
 - 一 下ノ横 壹尺七寸
 - 一 串 七尺五寸
- △佛前下馬
- 一 長サ 壹尺五寸
 - 一 上ノ横 壹尺一寸
 - 一 下ノ横 壹尺三寸
 - 一 串所ニヨリ少ハ高下有ヘシ 七尺三寸五分
- 一 武家法例之下馬 三々九也
一 佛前之下馬

小笠原大膳大夫長時
小笠原右近大夫貞慶

廿八 一ノヒスハンヘノ御書緘

日本國 征夷將軍 源秀忠・報章
濃 毘 敷 般ノ國 主・幕 下・
信書・入手・細覽・薰讀・特・贈ハ
數般之奇産・如別錄受之。

實至情也。地已雖隔遠其志・親則不異隣境・二國之商船・往來每歲・互ニ可通之時々欲聞國風耳・雖是薄物ナリト・本邦之兵器・鎧三領・共皆具寄贈之・以表寸志・餘事正信可傳說焉・敢不能陳也・不備

慶長十七稔・孟秋・中院

御朱印

右先年近衛殿至于江戸御下向之刻幸而此案文尙祐得賢意候處無子細相見候但大將軍之大文字事從他申時者尤候從此方御自ラハ可難被仰之由候依之大字令略之者也

信輔公

廿九 一 神馬率進之時奉書事

御神馬一疋鶴毛置御鞍可率進之由所被仰出也
仍執達如件

一一 年正月十一日 伊勢守判

石清水八幡宮侍師

諸社皆以同前表卷上下不捻押折テ置之惣
別ハ御厩別當書下也

攝津掃部頭 京中地ノ奉行也

二階堂 公方様御記録ヲ預家也

伊勢守 政所細下等ノ役也

町野 問注所天下諸公事之落
居ヲ注置家也

此書者亡父又左衛門尉尙祐各舊記等之内
數年令執學爲子葉孫枝被註置之訖後生努
々不可出圖外者也

于時寛永三丙丁年仲春日 曾我嘉太郎
宣祐判

和簡禮經第六目錄

○座右抄六

一 禁中部論旨勅書(同御請)院宣女房之奉書(同御請)當今(院御請)禁中之御内書

二 攝家清花攝家之古案アリ

三 門跡并院家門跡之古案有

四 (御)比丘尼御所古案アリ付女中方ハ御判事

五 名家(平公家歟)大中納言以下諸大夫共ニ

六 寺院古案アリ

七 弘安禮節振書并公卿員數事

八 禁中之詞

九 僧中官位事

禁中 論旨之事 三光院ノ説

一 論旨者職事書出之 勅裁ト號スル此事候
地下堂上并諸寺諸社へ被成候事勿論之儀
候此外守護武士之中或依勳功之賞或就所
帶被成 勅裁之儀連綿有之事候

勅書事 三光院ノ説

一本式 勅書ト申ハ大内記黃紙ニ相調敷
奏聞候其時年號月日之間ニ其當日を 勅
筆にて被遊入候是を御畫ト申候是ハ假令
ハ右筆の書たる狀ニ判を加フル心ニテ候
又内々ニテ 勅書ト申ハ 勅筆の御直書
也堂上并諸門跡等之外聊爾ニ不被染 御
筆候或眞名或假名交或假名計如此三重ニ
ノ品々有之御事候然處近年武邊之權威恣
ニ候條爲時之計策以 勅書被 仰出事共
候朝儀ノ雖似輕當座之了簡候但御文言勾
當内侍 令旨之分候然時ハ縱雖被染 勅
筆非御直書ノ道理候如此之用捨可隨時之
宜事候哉

論旨ノ文章

三院衆徒企山訴牒狀如斯台嶺及被滅者
朝廷忽ニ退轉之條所歎思食也且爲國家安

寧且爲武運長久早令還補者可爲神妙之由
天氣之所候也仍執達如件

元龜元年十月廿六日 右中辨經之

織田彈正忠政

院宣

一 被院宣僞一ノ事者依 院宣執達如件

年號月日 權中納言國資奉

一一 坂

女房之奉書事 三光院ノ説

一 是ハ内侍 宣准據候 天子ノ御口ツカラ
ノ仰ヲ内侍奉テ其旨ヲ傳ヘラレ候是ヲ内
侍宣ト申候以此准據諸事被書出候ヲ女房
ノ奉書ト申候被成候品々ハ大略論旨同前
候下々被 仰出候事ハ以宛所被書出候
或云内侍宣ハ宸筆也

たどへは

志やう國寺らんちやうゐんの中せうをん



有春ハ土御門三位事也御料紙ハ引合一重也上包有之無内納上之墨一ツ引上下ヲ捻假令如右

同御宇 同御内書

一淨忠久令存知沓(永口)代官職事子細申入候處任先々筋目被聞食分被 仰付之候尤忝存候此等之趣可然様 奏聞可爲本望之狀如件

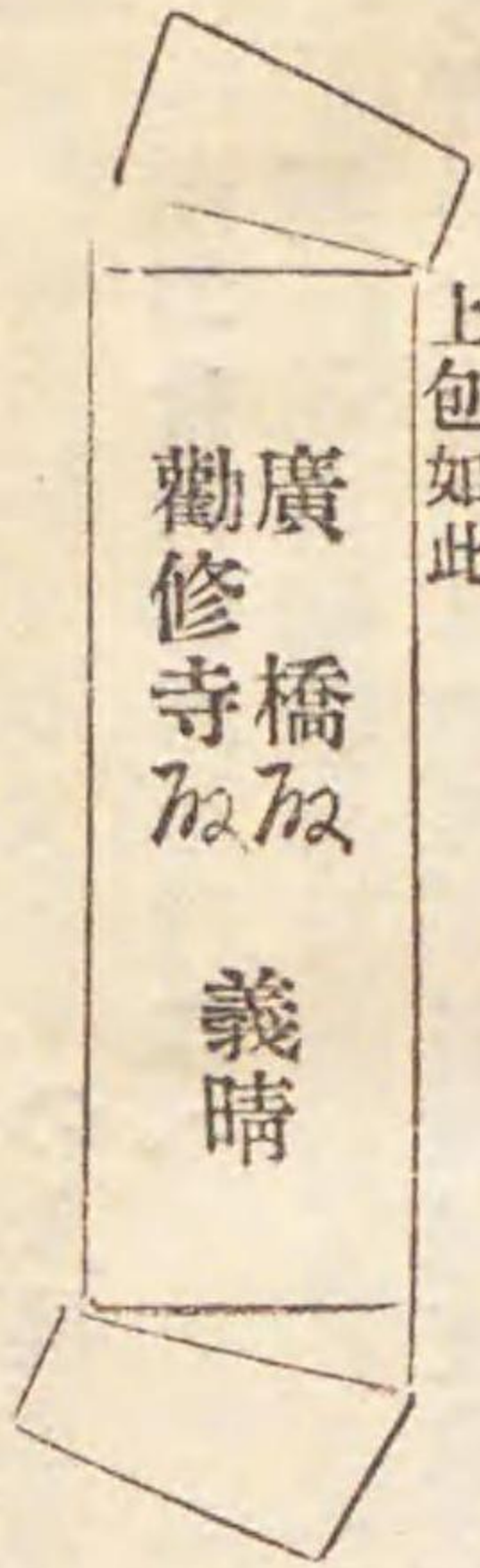
十二月廿五日

義晴

廣橋中納言殿

勸修寺辨殿

上包如此



此御内書案文大館左衛門佐晴光調進中ヲ封シ墨ヲ引也勸修寺殿事辨殿ト計有之儀被對晴光御不審御返事に云前々古案にも辨ト計有之由ノ御返事也是ハ辨官ノ時之事也因茲如此爰近衛殿植家公被仰シハ公家中ノ面向ノ書札等ニハ如此者無之由候又廣橋殿ハ當官新中納言ト可有之哉之由近衛殿被尋參候御返事ニハ新中納言ト被仰候者廣橋ノ兩字ヲ被略候ハ但廣橋ト被調候ハ、新ノ一字ヲ被略之廣橋中納言ト可有之由候如此之趣公家中之法度云々此段具注別記次奏聞ノ字闕事公家中ニハ奏ノ字ヨリ闕ル由也次辨官事今度ノ御内書ニハ何辨ニテ御入候事慥名無御存知ニ如此辨殿ト計有之何辨ト云事慥知レ候ハ、右少辨殿右大辨殿ナト、具可被遊事勿論之儀候也

一正親町院御宇ニ靈陽院殿ハ御諱被染 勅

筆趣如此御料紙檀紙一枚堅紙中央ニ此分也秋之御宇已後昭ニ被替候假令此勅筆今以所持之



于時御位五位下 御官左馬頭 別紙ニ傳奏調進セラル 永祿十一年 奥ヨリクルト卷也

晴光 一賦ニ禁中ヨリ御申ノ事

從禁裏如此仰旨可被成御下知由候被仰出候也ト可被調候也

禁裏様ノ様ノ字不書も古今ノ事也

一禁中へ從公方様御進上之御折紙并目錄之事目錄ノ部注之

菊亭殿從大臣家 一禁裏ハ參御文ウハ書ノ事なふみ 勾當内侍とのへ な乗

菊亭殿從大臣家 此よし御心えいて申されいへくハ 一院ハ參御文ウハかきの事

別當殿

か乗

此等之趣可預御披露候ハ、涉々當時院別當菊亭にて候由候大臣也然間右分候

右何モ菊亭殿書付文言不改天正十五之比給之候也于今所持

大中納言程ノ仁ノ御請ニハ

一此よし御心えいて御ひろういへくハ 勾當内侍とのへ 名字

三光院ノ説 申給へ

二 攝家攝家トハ攝政家ト云心候元來近九之二流ヨリ別タルヲ二條一條ト申候是ヲ攝家ノ五流ト號候攝家ハ有子細五流ヲ爲限諸家ハ力量次 第立家也

菊亭殿弘安 一從大臣奉執柄恐惶謹言

居所

名字

報柄トハ關白家ノ事執政トモ申國ノカヒヲ取トイフ故ニ申候柄トハ國貢財寶ノ事

執政トハ天下ノ政ヲ司トル事ニテ候
又親王家、同右、大臣ヨリノ書も親王執柄
異コトナシ殊禮ト申候而其人カラヲ崇敬
申候事ハ各別之事タルヘシ面向ノ書禮等
弘安ノコトシ

一親王家^{晴光}之御事誠恐謹言人々御中ト御座
候て御名字御座有へし公方様ヨリノフリ
一攝家^{晴光}之御事當官大臣ニテ御入候ハ恐

惶謹言と御座候而居所の名假令近衛一
條^{晴光}など被遊候人々持中ナト、ハ御座候
ハす候御名字御座有へし又こなたの御儀
も同程の御高官に候ハ、恐惶トハ被遊候
ハて恐々謹言と御座有へし打付書也

一清花^{晴光}之御事大概同前の御趣なれ共諸篇
攝家よりハ御用之様體少輕御座候也就其
御内書之趣も聊御用捨御座有へし大臣殊
相國などに御成候ハ、其官位に隨ふ御禮

節御座ある事に候條一段之御儀也

清花ノ御事攝政關白無御存知大臣ニ御成
候といへ共御對面之時不及御送也御息女

武家御所大上臈ニ被參候攝家ノ御息女ハ
御宮仕ニハ御參ナク候<sup>大臣ニ御成ナキ
時ハ御送りナシ</sup>

攝家ハ殿上人諸大夫被召仕候
清花ハ諸大夫計被召仕候輕重是以可有分
別歟

平公家ハ諸大夫も不被仕候

占案

左兵衛督昇進事則令申沙汰候次太刀一腰
馬一疋大鷹一本號冬木到來候自愛無他候
仍太刀一振并鞍橋(骨カ)一口丁字唐草宜御演
說可爲本望候也^{晴光}

卯月三日

義晴御判

近衛^{御上包ニモ御實名アリ}

關東鎌倉殿ノ御事也
左兵衛督ハ關東將軍ノ御也

一御取亂之時分雖存候當年無餘日候條令申

候何之事宜得御意候也^{晴光}

十二月廿九日

義晴

近衛^{近衛}

一近衛ノ家門ヲ陽明ト稱ス

一伏見殿常磐井殿御室など攝家同前之様に
候へとも猶以御禮儀ふかく候也^{晴光}

一九條殿御書關白

年甫之嘉幸彌可被任貴意候去年令下國之
砌御懇情不單是非候早々可展謝詞之處菟
角打過素懷之至候仍太刀一腰馬一疋薰物
令調合候間令進獻之候被妨爐中之興者可
爲本望候也^{晴光}

正月三日

忠榮

吉良侍從^{近衛}

一御返札

爲曆甫之嘉兆太刀一腰馬一疋并燒物贈給
之誠以珍重之至候慶事追日可申展候也^{晴光}

涉^{晴光}

正月十五日

秀忠御判

九條殿慶長十七之比

一親王又准后之事關白等同前之事候其内聊

差別ハ可有之候面向の書狀用捨之事候本
様之者如注右候弘安の禮義たるへし内狀
之分に候ハ、

内狀之事

名字

近衛殿

是モ近衛殿龍山のどく准后にて候へハ右
分候

伏見殿

名字

誰にても申給へ

書どめ^{晴光}涉^{晴光}又ハ涉^{晴光}と候ても不
苦候自餘親王准后等同之攝家と清花と共
以大臣の時ハ勿論禮義同輩之事

攝家も准后候へハ別而崇敬申候

近衛

ナノリ也
名字

二條

名字

以上菊亭殿天正十五之比書付給之也

菊亭殿

一遣大外記大夫史奉書ト候事弘安云地下之

輩ナレハ直書不成候間或奉書或御教書ト

候て大臣家の家司書札ヲ調候右大臣家仰

候内大臣殿仰候など、書候狀を大臣奉書

ト申候家司侍主人の仰を承候而調候とい

ふ事にて候

親王門跡

一御室仁和寺青蓮院殿妙法院殿梶井殿

准后之門跡

一聖護院殿大覺寺殿勸修寺殿三寶院殿

一大僧正准大納言正僧正准中納言權僧正准參議

已上建武四

後醍醐天皇 宣旨

晴光説

一准后ニ御成候而ハ攝家同前之由候宮門跡

之御事ハ准后同前

晴光説

一門跡御參之時日記ニ御參賀ト付候而可然

候御門跡ト御字モ可付但親王門跡ノ事也

古案

萬松院殿

一誠新年之慶賀珍重々々不可有盡期先々卷

數拜受則頂戴候猶期拜顔之時以之

正月七日

御實名ナシ御上包ニ

聖護院殿ハ文字如此御あて所月通

惠林院殿

一祈念事不及抽精誠之由尤神妙彌無油斷者

可被入候急度於上洛は可褒美之旨可被傳

候

五月十日

日下御判計

萬松院殿

一新年之慶賀更不可有際限候先々三色三荷

進之候祝義計候以之

正月十日

御判計也

一乘院殿御あて所月通

御上包あり御實名有之

惠林院殿

一給喜入候一進之候也

五月廿一日

御判

本覺院僧正侍房

右大御堂殿御事俗姓ハ二條殿青蓮院御門

徒御上包無引墨御諱アリ

南都方

一楠正胤事早速可誅戮之旨可被加下知和州

衆徒國民等候若有難澁之族者隨注進可處

嚴科候也

大乘院一乘院寺務之時ハ御諱アリ

二月九日

御判

御上包ニ御諱

大乘院僧正侍房

同上

一乘院僧正侍房

興福寺別當僧正侍房

是ハ御上卷ニモ御諱ナシ

同進物之時

一給之喜入候仍一進之候也或狀如件

月 日

御判計

大乘院一乘院本覺院御表卷ニ御諱有之

興福寺別當僧正侍房御諱無之

一東北院僧正侍房東堂 西堂大形同之

一到來喜入候一遣之候也或狀如件

月 日

御判

御表卷ニ御諱無之

所々可准之也不可限南都此類如前

光源院殿

一今度可爲門跡之旨依 叡慮爲禮太刀一腰

吉綱青銅万疋給之目出候猶宗黨可申候也

以之

十二月廿八日

義輝御判

本願寺ハ筆者細川彦四郎

本願寺之次者以書付申候從細川晴元大館

左衛門佐晴光朝臣ハ被相尋時答云本願

寺ハ御書事既從 禁裏門跡ニ被成申 公

に日付同御判ヲスエラレ候事勿論なり
大臣家ヨリ

名家(平公家歟)大納言參議雲客
諸大夫 法印 醫者

大中納言以下の其大納言殿其中納言殿其

宰相殿名稱號と官と相兼被載之御名字計

一 大納言 中納言の

滲判

おなし禮儀と見え申候然共書留なども大納言へのちと眞に候て文言以下可有御捨御事候

一 參議の三位中將宰相中將辨官之内大辨之内左大辨

等同

右大辨此等皆宰相にて參議の事候此内三位中將の攝家清花大臣の子又の孫ならて

は平人これに任し候のす然とも書札之事別に相違あるへからず次狀如件と書候事是の歴々としたる時用之候或除目の副文或叙位の申狀などの時に書候普通の時

はほもなど、かやうに一圓の行字に書て能候さて判にて候

一 藏人頭之事藏人の頭中將藏人の頭辨をか

やうに略してた、藏人の頭とはかり書候常のよび様又の書札などには頭辨頭中將と用候よからはうは書にいたとへい萬里小路頭辨殿中山頭中將殿と可有之候當官一人つゝにて候頭中將一人頭辨一人にて候然間他人混合なき故稱號をかゝす或頭辨頭中將殿と書候事候たとへい細川右馬頭の餘人競望なき故はそ川を不書結句規摸たる由後成恩寺被注置之其類候

一 雲客事雲客との殿上の侍臣として昇殿をゆるさるゝ或六位或五位或四位にて候高位

にのほるへき始なる故に雲といふ字をよそへて雲客と申候四位五位の堂上の輩を申候則殿上人是也又六位の輩の勿論堂上

詞不注之

一 諸大夫地下の諸大夫との堂上せずわたくしゝにめしつれ候諸大夫を申候それなとへ大臣より直書無之候諸國かゝ候仁にて是非直書の取かはしなくて不叶時にい也とめにかゝれ候てあて所ををしくたして判にて可然候哉本様にいなき事なから了簡を以申分候

一 法印の事出世名僧として差別有之事候それも不入題目候間不及注申候當時の法印堂上候への四位の殿上人の次五位の殿上人の上にて候法中方之極位にて候書狀大臣より取かゝし内狀に准據候て謹言これらにて可然候哉日之下の判

一 醫者などへ大臣より直書無之候同シ法印と申なから當時の二位法印民部卿法印などにて事外相違肩を双さる事雲泥候然間

の人成候或地下の輩も成候而奉公申候て年たけ齡かたふきぬれば謙退とて地下にかへりて堂上をやめ候事候其時者いさゝかの位にもあかり候へとも堂上のまじりならず候然の雲客との偏に四位五位の殿上人を申へきにて候如此ある殿上人などへ大臣より直書近來取かゝし稀なる事候内狀の各別之事候二合有之事叙位除目の申狀等の外の無之候間委に注すに及候のす候次雲客の人々書狀の取かゝしなくて不叶時の狀如件と候て判たるへく候但下知などの外普通の書狀に近來狀如件と書事不見及事候何とを了簡有へきにや其故の當代秀吉公也關白殿申沙汰の少將侍從皆以殿上の侍臣雲客に候て間四位の殿上人などへのいふとき認められ候ても難有間敷候哉いづれも御了簡專要たるへく候

醫者の法印などへ大臣より直札有之間敷事

以上菊亭殿説文體可改之

古案

惠林院殿御自筆

一於其國取合之由被聞召候訖無心元候定而可屬本意候條目出候也

九月十一日

御判

北畠中將及伊勢國司

一太刀一腰正恒馬一疋河原毛到來候訖喜入候仍太刀一振長光進之狀如件

正月十一日

御判

表卷ニ御諱アリ

北畠中納言及伊勢國司

御官大中納言ニテ御座之時ハ給候訖喜入候ト有之大臣ノ御官以後ハ到來云々

六 寺院

京極治部大輔ヨリノ一冊

一尊宿

是ハ五山各東堂

西堂及

及

右鹿苑院殿御代

五山及

及

西堂及

及

右勝定院殿御時

西堂及道號を書也道號を不知者諱ヲ書也

五山各東堂

勝定院殿御時及及

一給候喜入候進之候也

及

月 日

御判

建長寺方丈

一賜之悅入候一遣之候也

月 日

御判

一西堂

右何も御上包ニハ可有御諱也

長老之事

晴光説

一諸五山何も忍び候と遊候又ハ及

とも御座候と存候御宛所ハ寺の名を被遊候て御名乘御座有へしたとへは

南禪寺

天龍寺侍者中

其外もあつし被思召候長老及は

侍者及

侍者及

など、被遊候事も先例非無御座候

南禪寺五山等及内ヲ被封印墨及如此也

古案

惠林院殿

一為祈禱大藏經配帙送賜候殊遠路之儀喜入候也恐惶敬白

六月十八日

御判

東福寺方丈

右御上及

東福寺方丈 御諱有之

一為祈禱大藏經配帙送給候殊遠路之儀喜入候也恐惶敬白

十月十八日御判

建仁寺方丈

光源院殿

一至壽州御下向之段先被相延者可為祝着候

為其指上晴光候委曲申合候恐惶謹言

六月十五日

御判計

廣徳軒如安和尚之事也

上卷ニハ御實名有之

御料紙引合一重也

一法住院殿御自筆一回之連織面之事之條南禪公文進覽之候可得御

意候恐惶敬白

十月十六日

義隆御判

廣徳軒侍者中

右上巻にも御實名有之

内紐引墨有之

以前對當軒被成之御内書充所等先々御内書相違之由被申入此御内書被備上覽候訖仍充所以下如斯被直訖

先日蘇鉄到來別而自愛不斜候猶宮内卿局可申候也

二月廿六日

御判

勝光寺

上包ニハ御實名あり東福寺僧西堂也

一就上洛之儀此時一段致精誠忠節者可爲神妙候也

七月十七日

御判

大傳法院衆徒中

大傳法院行人衆中

金剛峰寺衆徒中

粉川寺衆徒中

熊野山本宮衆徒中

熊野山那智衆徒中

熊野山新宮衆徒中

右各一通充被成之御文言同之

惠林院殿明應六
一於今度泉州勵戰功之由注進到來尤被感思召候訖同至河州抽忠節可爲神妙候也

十月廿日

御判

大傳法院衆徒中

大傳法院預衆中

大傳法院行人衆中

粉川寺衆徒中

一就藤澤山住院之儀來臨尤以悅喜候也敬

白

六月五日

御判

他阿上人

上包ニ御諱有之

一藤澤ハ

蠟燭三百挺到來悅喜候仍香合盆遣之候也

一給候悅入候一敬白

月日

御判

他阿上人

上卷ニ御諱有之

梅染五十到來悅喜候香合盆進之候也敬白

二月廿三日

御判

他阿上人

御上包ニ義教トアリ

御料紙小高一重立文封セラル、也表包

同紙一枚横ニツ、マレ上下如常

五山長老達

一聊ツ、差異ハあるへく候へとも惣別大臣

家より謹言 判

一祈禱事任例可被致精誠候次當寺再興相院

諸末寺遂造榮者可然之狀如件

十月四日

御判

右案文伊勢守貞隆調進之

一近年於美濃國一寺建立之由候神妙候也敬

白

二月二日永正十四

御判

惠林院殿
一今度滿山參御方可致忠節由申旨尾張守令

注進條尤被感思召候則至阿州勵戰功者可

爲神妙候也

十月廿日

御判

高野山衆徒中

御尊宿ハ恐々敬白ト近比有之勝定院殿御

時建長寺長老へ如此被遊畢其後皆如此也

西堂方ハ恐々敬白ト書申候也 鹿苑院

殿勝定院殿御時ハ日之下ニ御諱ニ御判有

之御表卷ニハ御諱計有之也普光院殿御時

御諱ト御判ハ無事トテ等持院之柏心和尙

ハ御名乗計ニテ御判ハ不被載ノ被出畢

然間藤澤ハハ日之下ニ御判計有間御表卷

ニハ御諱被遊候從普光院殿柏心和尙ハノ

御書

注進之趣尤悅喜候可然様有談合可被廻計

略候殊寒中心勞痛思召候委滿政可申候也

忍び敬白

十一月十五日

御諱

柏心和尙

女中方ノ事

御下知女中方ノ調様之事

一大上薦ハ、上薦御方雜掌ト書申候御方トハ事猶敬申儀也

一小上薦ハ、御佐子上薦御局雜掌中又ハ代中共有之

一中薦ハ、左京大夫殿局代中など、可有之也

一雜掌書代書之事

公家方ニハ雜掌
武家方ニハ代書也但近代無差別者歟

一御下之事中薦ヨリハ下也はりまの局として代トハ無之候

一ひめの事 白川女と書申候但御うひひ女ニテ候へハ御下ほどの書様たるへし惣別女房ヲ局と申ハ貴賤ニヨラサル事にて候乍去御下知などに各差別有之儀候

七 弘安

書札禮事

大臣

奉執柄恐惶謹言親王 執柄同之

遣大中納言 謹言 官判

遣參議散二位三位無上所
狀如件

遣藏人頭可被之狀如件

遣雲客可被之狀如件
或二合

遣大外記大夫史 奉書

藏人頭之事

藏人頭中將藏人頭辨ヲ畧ノ只藏人頭ト計書申候又頭中將頭辨トモ

三光院説公卿殿上人員數事

大臣三人 大政大臣ハ此外也
關白在此中

大納言十人 此中ニモ關白ノ人アリ

中納言十人

參議八人

都合卅一人 是ヲ現任ノ公卿ト號ノ天下萬機之政執行仁體候

公ハ三公也三大臣ノ事ヲ申候

卿ハ大中納言參議此廿八人ヲ卿ト申候

殿上人ハ 四位五位ノ雲客ヲ申候員數ハ不定
中將少將ハ省輔以下依家々官也

差別雖有之四位五位皆同稱殿上人行幸之時御輿前行二行及數十人自當時武家走衆ナト申候ハ此等之准據ニ哉

一爲入洛祝儀太刀(一腰歟)鳥目千疋到來尤目出候也狀如件

七月十一日 御判

三條中納言

八 禁中

九重城 蓬萊宮 九禁 紫禁 禁園 禁掖 關下 鳳凰城 北關 殿上 雲霄 雲上 皇居 門裡ノ名也

帝王 天子 一人 金輪聖王 聖主 大

宅 内裏 禁裏 今上 主上 當今 陛

下 宸儀 鳳闕 朝廷など申奉ル皆君の御事なり

皇帝 天皇 至尊 聖明 國王 聖皇

國家 明時 聖代

公武僧俗共にまうづるを參内ト號ス

君の出御なるを遠近共ニ行幸ト申也

すへらきと申奉るハ君の御惣名なれば皇王の二字同訓にて候へハ何れをも可書之位山 大内山 紫庭 百敷の大宮 九重の雲井等も皆禁闕の御事なり

玉體 龍顏 宸襟 叡慮 叡覽 叡聞 叡旨などもこれおなし

君の仰をハ 詔書 勅書 鳳詔 綸旨 綸言 綸命 宣旨 宣下 勅定 勅裁

聖斷など申奉る也和語に 御ことのとていひ奉るにハ詔勅の二字何をも可書なり

勅宣 勅命 勅勸 勅許 勅問 勅答 勅免 勅言 勅題 勅撰 みこと 命私

云尊字カ

仙院

天子の御位すへらせ給ひ太上天皇ノ尊號有て院の御所に渡らせ給ふを 上皇 仙

院 仙洞など申奉ル 山のみかた源れりの御門同

和歌の 諺 コトハサに麻姑射の山縁 ハコヤ洞などいも申ならし候の院の御所の御事なり蓬のほら仙洞也

公武僧俗共に詣るを院參と號ス 參院云カ御出を御幸と申奉る

政務に付て勅定を院宣と申奉る

法皇

法のすへらき千載序聖御とも是の帝をも申歟

后宮

皇后と申奉るの當今のきささの御事也后妃の位に備へらせ給ふを立后と申又女御更衣の御入内など申て上代の大内に后宮相並て萬機の政をたすけ給ひけるにきささいの宮の御方にも百官を被召仕ける

中務省中宮職など専ら后宮かたの官職なり

其後中宮と申御稱號ありしも當時のその御號さへおしませさて只御息所とのみ申也君の帝位をすへらせ給ひて後の或女院或國母など申て御院號かうふらせ給ふ御事也

親王

當今の皇太子を春宮と申て今度御受禪あるへき御爲に儲君と申まうけの君の御事也

末の若宮達或主上ノ御連枝或諸門跡 宮ノ唐名

御相續の宮々を僧俗共に竹園と申奉る

帝位に備らせ給ふへき太子に兼て親王

宣下ましますなり御室并諸門跡への法親

王の號

姫宮に内親王の宣下などなり

東宮 松園 青宮 昭陽 小陽 儲固 儲貳 龍樓 鶴禁 前皇 明面

執柄家 近衛殿 九條殿 二條殿 一條殿 鷹司殿 五ヶ所

凡執柄の御家門を攝家執政殿下など申て凡種に比類すへからずかかれの禁裡にしての偏に院宮の御行迹に擬へたまふ當今ノ御連枝といへ共執柄の公達に對しての各等輩ノ御禮節なり

攝政と申關白と申て同御當職を申かへる事君の御年十五にて御元服已前御童體の程の年中行事執柄よりおこなひるゝによりて攝政と申なり

君御首服の後の關白と申也攝政を攝録と申關白を博陸殿下と申也

近衛ノ家門を陽明と稱す

又禁中

大内 大内山 百敷 又ハ百寮 但ハ内裏ならでも上皇御 所ハ大宮の内共よめり宮のうち 是禁中 是禁中

春のおと おとハ御所といふなり春のおとハ雲の上 雲の庭 玉敷庭 朝庭 御門のみは

し とはしの花左近櫻ミ橋の橋右近也 左近櫻右近橋南殿也抑左近櫻右近の橋の事ハ櫻ハ左大將左中將左中將左少將列をなす也又橋ハ右大將右中將右中將右少將列をなすなり云ハ陣を列するは右大將是をうふる也一重櫻也

くろ戸 萩の戸 玉しきの露のうてな 玉しきはほめていへるなり大極殿の昇廊を露の臺と云又 説關白殿の御宿直(禁裏御寢成所也)まいらせ給ふ所と露の臺といふなり

みかきの竹 かは竹みかは水に竹をみかは水 いく秋も君そうつしてみかは水雲井にたの前の但古今に落ても水のあはこそなれさいふ歌ハ東宮の雅院にて櫻の花のちりてみかは水になかるいよめるさいへり雅院ハ 待賢門院の内中御門北なり又禁中に不可限云々ハハ水さいふへからす遺(遺カ)水と云也との字ハハ

手車のせんし 大内ノ御門ノ内を手車にのる事とゆるされたる也 政節會同之

あさまつりこと帝の御まつりこと郡一人の郡一司
 一庄の司と 時にあふ節會にあふ
 政人といふ 時にあふ節會にあふ
 白馬節會歌にあふと馬をよめり正月
 踏歌正月十四日十六日也十四日
 踏歌ハ男踏歌也十六日女踏歌也
 豊明十一月中辰日あり此節會ノヲコリハ清見原ノ天
 皇吉野ノ宮ニテ日暮ニ琴ヲ彈シ給ニ雲井ニ神女
 ノ如ナル物曲ニツキテ舞御門ノ御目ニハ見えて他
 人はヲ見ず袖ヲあくる事五カヘリなり山の名とも
 袖ふる山といへり又つく
 しの五節と源氏ニアリ
 もる人のむれても庭にたつの日ハ
 さよのまつりさいやめつらなり
 あがためし外官除目也縣召也つかさめし
 昔ハ正月今ハ三月也
 是ハ八月也抑紫ノ除目此小除目也の事
 ハ縣召ハ諸國ノ受領或介掾目ノ間ヲ任
 之あかたどの國ノ事也諸國ノ任ニおも
 むく人四年過れハ又アラタメテ餘ノ國
 ニウツサル、是を縣召と云也つかさめ
 ホリタル者任スルヲ云
 しハ八月に京官除目ト云テ百官ヲ所望
 ニ付て任セラル、也但あがためしにも

京官を任又京官にも諸國ヲ任事もあり
 と云々
 なをし物直物さかく春秋の除目ノ時執筆の
 大嘗會主上御代始ニ行ル也新嘗會ハ十一月なり
 毎年ノ新米を神又君に始テマイラスル儀式也
 僧官位
 僧正 法務 僧都 律師 ハ官也
 法印 法眼 法橋 ハ位也
 一後醍醐天皇 宣旨
 大僧正准大納言正僧正准中納言權僧正准參議
 以上建武四年
 一龜山院 宣旨
 法印僧都准四位殿上人律師准五位凡僧准六位諸寺三
 綱准地下四位凡僧准同五
 諸大夫 以上
 龜山院後醍醐院兩御代各被定之其宣旨取
 合記之
 僧中禮事 後宇多院 龜山御子

僧正可准法印 法務 僧都可准四位 法眼
 律師可准同 凡僧可准同 諸寺三綱及八幡
 社官僧綱可准地下四 凡僧可准同五位諸大夫 不
 可有上所 但日來如殿上五位
 威儀師可准五位 從儀師可准同
 關白 下北面 從儀師六位
 太政大臣 相國
 左大臣 左府
 右大臣 右府
 内大臣 内府
 大納言 亞相
 中納言 黃門
 參議 宰相
 以上 公卿
 正一位是ハ神ノ位ニテ 從一位
 正二位只人昇進ナシ 從二位
 正三位 從三位

以上公卿ノ位也
 左大將 右大將此兩官只人ハ不被任也
 已上
 左大辨 右大辨 左中將 右中將
 此四ツハ殿上人又ハ參議マテモ被成候
 也
 左中辨 右中辨
 左少辨 右少辨
 左少將 右少將
 以上殿上人ノ官也
 正四位上 正四位下
 從四位上 從四位下
 是ヲ四品ト申也
 正五位上 正五位下
 從五位上 從五位下
 是ヲ叙爵ト申也
 以上殿上人ノ位也

押紙云

關白太政大臣從一位朝臣

近衛從一位行左大臣兼右近衛大將朝臣

菊亭從一位行右大臣朝臣

信雄內大臣從二位朝臣

官符表書如此

權大納言平朝臣信雄

權大納言藤原朝臣晴豐

宣奉 勅件人宜令任

內大臣者

天正十五十一月十九日掃部頭兼大外記造酒

正助教中原朝臣師廉奉

大學寮ノ助教ナリ右入道前內大臣常眞公昇進之刻如此候也

向々御馳走專一候次ゆかけ二具進之候左少之式撰入候

一泉涌寺末寺伊勢國福泉院寺領事勅願寺異于他儀候就其令還任寺領等如先々被仰付

候様先度被仰出候處于今無御返事候不可

然候哉重而被仰下候間以書狀令申候可然

様可被執申候任勅定急度御請可然候謹言

十一月五日

晴豐無判形

羽柴下總介取

上卷表ニ

羽柴下總介取右鳥子牛切也

女房奉書御請本願寺ヨリ

一就前右府當寺間之儀女房奉書忝存候於様

體者申入御使候此等之趣宜預御披露候シ

シ

十二月晦日

光佐

庭・田取

勸修寺取

繪旨ノ寫

鎌倉光明寺住持代々令聽着紫衣奉祈寶祚

長久不可混餘寺者 繪命如此仍執達如

件

十二月二日

住山紹珍

前住宗琇

前住宗圓

傳奏

此書者亡父又左衛門尉尙祐各舊記等之内

數年令執學爲子葉孫枝被注置之訖後生努

力不可出闔外者也

曾我喜太郎

于時寬永三丙才年仲春日 宣祐在判

和簡禮經第七目錄

○座右抄七

一體字 鷹賦凍彦深 類聚源順 政賴流

二支體字

三器財字

四詞字

明應四年五月二日

右中辨守光

光明寺觀譽上人侍房

一昨日は見參に入候て本望候とに色くは

ねん比の儀無正體候ては歸をも覺之候ハ

ぬ體候間其ため新中納言コレヨリ小書今に餘醉

覺しめしやられ候へし若宮への鞠是又自

愛無限事候必々今度ハ鞠場を期ハ

ハ

内府取上書ニカヤウニアソハシ候 花押

引合ヲタテニニツニメツレヲ横ニ被遊

候也口も與モたちきり封目 封 如此

右陽光院ノ宸筆ノ由照高院殿御

大德寺住持職事

景甫座元以衆評所

請也被成下

繪旨可奉祈 寶祚者也

恐惶謹言

鷹賦

魏 凍彦深

體字(此卷の中に△○●の符印)

△惟茲禽之他育(化育)實鍾山之所生資

金方猛氣擅火德之炎精

△寅生酉就摠號爲黃二周作鵠匹免

寒反鷹鵠或聞於蒼成(天色)千日

△雌雄 雌則體大 雄則體小也

△鷹鵠 自轉陵 在南爲鵠

與鵠而爲兄 白氏文集ノ内

△新鷹 調一者傍置水盆一者

一者 呼引自近漸遠

一者 初提姑勿懸鈴

一者 久臂則足熱

一者 初須夜臂漸

△巢鷹 北人雖一一掌臂之故馴擾無矣

○非ハ執役執事未嘗暫釋

窠 音クハ 生ニル於窠者ハ則好眠

△鷹鵠 一ハ天地之間奇物故 王公大人

△大鷹 適中也矣 小鷹ハ小雛脚

△老鷹 雖一一遠近間呼飼

△兄鷹間々坐休不盡其方

△逸鷹 一一切勿進前呼之之以長繩

△良鷹捉一一連架

△白黃鷹 有畜一一者隨鷹瘦方

△悍鷹 一性悍 勿多飼

△瘦鷹 一堅坐不レハ放サ 輒病ム

△狼鷹 今人狼鷹多ハ言晝夜勸

△蒼鷹 戰國策 要離 將ニ刺

以上 凍彦深

△蒼鷹 鷹 爪翼 恥 與燕雀遊フ傳元

金眸玉爪不凡材 事文類聚四十三

爪拳金鈎臂屈 鐵 萬里風雲藏勁翮

兀立 梯不長 人眼看青冥 有餘力

山名畫角鷹

△白鷹 雙 白鷹 贊 蘇頌

開元乙卯歲東夷右長白閑 贊 扶餘而

貢 一一雙 皆皓如練色 斑若二絲

章 積雪 全映飛花 碎點所謂金氣之英瑤

光之精以下 詞略之

事類四十三

於陵反府 所長切(玉)古淡反(玉)

△鷹 鵠 郭璞 注 鵠 當レ鵠 爾雅

一歲爲黃 二歲爲撫 三歲爲青 廣志

鷹塾之日鷹化爲鳩 月令七月鳩化爲鷹然後

設罽羅 大戴禮事文類聚四十三

△鷹 鷲鳥 一曰題肩 一曰征鳥(左傳)爽鳩爲司寇 注爽鳩鷹

爽鳩名レ爽鳩者少皞 爽鳩氏 大皞ハ以鳥名爲

司寇也註鷹也

事文類聚云鳥師而鳥名爽鳩 注鷹ハ鷲

鳥也

鷹鵠摠論 宋世人 星山季爛編

○海青拙鵠 ○大小鵠鵠羅親 ○籠大集(籠奪)部

農太○燕鶻飛也下 ○鶻求其乃皆鶻屬也 ○鷹曷之
箇○白鷹斗伊昆 ○角鷹照骨 ○鶻結外皆鷹屬也
○大小○免鶻益摠(摠)貴 ○鶻愁雪(雷) 低強無別名
○晨風(兀布) ○鶻小奴其皆鶻屬也

●鶻屬鶻屬足青目黑間有黃足者
鷹屬目足背黃唯角鷹目黑鷹亦有鳥眼
青趾者雖云殊(殊)類別无(殊)材也

○鶻教以雁鴨鳥鶻焉 鶻教以雉兔焉
籠奪教以鶻鶻鶻 ○鶻教以鶻雀焉 ○

鷹 白鷹 角鷹教以雉兔鴨焉 鶻教以
鶻鶻焉 ○鶻屬有名而无 教焉若海青則
鶻雁鶻鶻雉兔無所不教而至有折鶻
雛者

△鷹若相攫急執二兩鷹項一則解

△瘦則憚風堅坐深技肥則喜風簞翅盤空

△海青與鶻鶻形跡略同 鶻鶻則尾短與劍

翮(翮)齊海青則尾稍長如(翮)翼異也海
青有甚小者一鶻鶻亦有至大者

以上 同休字類聚抄 源順

△鷹廣雅云於陵反(玉) 一歲名之 黃鷹俗云和賀

太加二歲名之撫鷹 俗云加太加開利 三歲名

之青鷹白鷹今案青白隨(青)色名之俗說鷹

白者不論雌雄皆名之良太賀不論青

白一(大)者背名於保太加一(小)者皆名勢字

用(兄)鷹二字為名所出未詳俗說

△兄鷹雄鷹謂之(一)一(一) △大鷹雌鷹謂之(一)一(一)

△鶻 ○鶻唐韻云 ○鶻音調和名鶻鳥別名也丁公反玉
於保和之鶻鳥別名也丁公反玉

△鶻 音等五角 大鶻也 △鶻音就 小鶻也

右山海經注云三卷アリ

△鶻 本ノ鶻大鶻鳥翮可爲箭 急(杜)于美 △皂鶻詩也 秋

一 鶻鶻 在秋之 府(府) △角鷹

辨色立成云和名久萬太加 △鶻鶻字附 蔣(蔣)切韻云
今案角者毛角之義也

音四和鶻鶻 惣名也 猛鳥也(玉) 鶻方免符寒二切
名多加鶻鶻 惣名也 猛鳥也(玉) 鶻方免符寒二切

鶻鶻二季名也一本 △鶻音遙 ○鶻音淫 一名鶻
賀閉流波美

渚延反鶻也 亦曰漢語抄云波之太加 ○兄鶻
古能利似鷹而小也 △雀鶻 兼名苑云須々美 △

雀鶻下音戒漢語抄云訓悅哉小鷹也 △鶻 鶻 鶻
韻云音骨和名波 △雀音笋 和名同上鶻鳥也

夜布佐鷹屬也 △雀音笋 和名同上鶻鳥也

以上 和名類聚抄

△後王天竺呼鶻曰(一)一(一) △鶻 古侯反上鷹
事文類聚 △巢兄鶻 雲雀タツ野邊ノ真秋ノカリ
四十三 衣花ニスリ取秋ノ巢コノリ

西園寺公經公

夏鷹ノ子ヲソタテメレ秋ノ巢コノリ也鶻ノ夫也

三光院書記ニ云

一鷹事此一道者持明院被預申譜代之家々

西園寺之一代與持明院依爲內緣粗被

傳受畢仍鷹百首世上令流布說惣別鷹

之義者藏人所被繫之鷹書記被注之法
以來度相定候然間華族之公達近衛大將中
將小將等此道鍛鍊事候藏人所之御鷹者
裝束以下依無其隱諸人屬御鷹致禮候
然處鷹有禮之由存誤候歟於私鷹令下
馬脫等事奇恠千萬儀候裝束種々之色目
無際限候取繫是又一向人之不知儀有之
候 神前繫 凶事繫 假繫以下秘事共候
以上

△青小隼 赤小隼 ○青サシバハウシロ青也
赤サシバハウシロ赤也

春の野におなし色なる青さしはわか
さりせは落を見ましや

サレバ異朝ヨリ來ルタカ也巢鷹ノ沙汰ナ
シ

公經公

ニ 体字

一 黃鷹

政頼流 黃眸

撫鷹 片回

●手放 初テ大鷹ヲ合スルヲ手放ト申也大鷹ノタハナ
 ●鳥喚 度鳥ヲ申ハ初テ仕事也 後西園寺相國公經
 ●始狩 初テツカフ事也何ノ鷹モ、年ノ内ヨリツカフ間、
 リモヤ 吾戀ハ野サレハ初テ入ユヘニ、ヨノ鷹ヨ
 スル也 思ヒヤセルモ心也ケリ 同説

●小鷹ト大鷹ヲ書時ハ小タカヨリ先ヘ書

●若物ト鳥屋ノ時ハ若物ヨリ先ヘ書

△或問鷹依歳文字替ルヤ否
 答曰同禮説ニヨラハ 白撫鷹四年也 説文ノ字註ス
 一曰題肩 二曰征鳥 又陸佃云 一歳チカ
 鷹ト云 二歳チカカヘリ 三歳チカカヘリ 今
 通ニ是チ角鷹ト云 頂ニ毛角アル故也然ハ角
 鷹ト號也組チカクハクマ

野曝ト云ハ今年ノ鷹ヲ冬ノ内ニ捉タルヲ云
 也

山回ト云ハ歳ヲ越テ二歳ナレモ未摸毛ヲ
 云也

鷹ノ一字トヨム 兄鷹ノ二字ト云 隼鶴ノ二字ハ

ヤブサ也

花隼又同 隼チハ大小ト云 鶴ノ字ハ鷹トヨム同一羽ト
 調タルカヨシ

鵠ハハイタカヨシ 雀鶴也 鷗サシハ也
 零鳥鵠 兄鵠 木ノ葉鷹トハエツサイヨリ少キ鷹
 リト可

雄ヲ兄鷹ト書事ハ巢ニテ雌ヨリモ早ク生テ
 佐保姫鷹トハワカタクカラ春捉リタルヲ云也昔ナラノ京
 ハ春得タル鷹ヲ佐
 保姫鷹トハ云也

此一紙右ニアル字ナレトモ又爰ニ注ス 山禪

一兄鷹大鷹 兒鵠鶴ト次第ヲ書也
 小タカト大鷹ヲ遣候時ハ先小鷹ヲ書也
 若物ト鳥屋ヲ書時ハ先若物ヲ書也
 一鷹ノハフチ、鳥ノハ、ムチ、ト可レ書也

此一帖者鷹鶴賦陳彦深事文類聚四十三和名類
 聚以各内拔肝取要集以爲一冊其外三光院舊
 記并政頼流書物等相加之憚外見而已

維時元和七辛酉年孟春日 平尙祐

此書者亡父又左衛門尉尙祐各舊記等之内數
 年令執學爲子葉孫枝被註置之訖後生努力不
 可出闔外者也

于時寛永三丙子年仲春日 曾我喜太郎 宣祐

和簡禮經第八

座右抄八 制札部

一禁制 禁ハ止也制ハ令也惣而制札ハ押下
 而書之其故ハ中人以上ハ札ニ不及令ヲ知
 リ中人以下ニハ事ヲ爲令教知札ニ書テ路
 頭ニ打ツ

一將軍家御成敗之外守護國司等爲私國郡ニ
 被打事アリ大半同前制禁之詞ヲ札ニ書テ
 公界ニ打ヲ制札ト申也

一右將之下知 旨奉之下知兩様事
 右將ハ直ノ仰也
 旨奉ハ奉行ノ判形也

一右將ノ下知ニハ用「令」字 旨奉ノ下知ニ
 ハ去「令」字加「被」字日下像將ノ座ナレハ
 恐テ判ヲ不居一行奥ヘヨケテ奉行判ヲ居
 ル也

又之説官氏尸書ニ判形アレハ月日ノ通
 リニ一行ニ不被書事モアリ依之一行奥
 ヘヨケテ書之云ヘリ

一右將 旨奉用ニニケ條ニテ定レル法也但
 付書ハ各別也

漢高祖約法三章 本記 府

一禁制之二字ヲ則主君之位ニアツ己ヲ責禮
 義ヲ正メ人ヲ罰スルハ君子之徳也故我身
 ニ令ヲ正ク行テ法ヲ犯マシキト云心也

一禁 右之二字ノ頭ヲ一文字ト事書ノ闕ノ

間ノ通りニ筆ヲ立ル

一所付之事其國ニ在テハ國ヲ不書他國ハ遣

ニハ國ヲ書入也并禁制之通りヲ半行左ヘ

ヨケテ筆ヲ立

一年號ハ右之字ノ通り一字下テ書之

一豎紙ハ書下シ年號書タレト折紙ハ付年號

一書下シ年號ノ時ハ官氏朝臣ト書但限制札

也御下知等モ同事ナレトモ若シハ氏實名

朝臣トモ書位署書ノ時ハ實名加之委見

一付年號ノ時ハ實名計畫之御下知等之事也

但可依于事

一制札并書紙ノ御下知等ニ實名不載之但御下

ニハ本奉行一人受領ノ下

一尸書之事非朝廷之臣者不書之云々雖然率

土之人民孰無非王臣云々此謂歟制札御下

知等ニ非四品而奉行與朝臣稱之官氏朝臣氏

ニ依テ朝臣宿禰真人ト書也

其釐切分次也玉
一件留 者留之事

件ハ品也クタリト云字儀モアリ又紛レナ

シト云心アル故ニ人ニ以牛書ケリ

一執達 達ハ備ト云心アリ

一判ノ在所事

三一 日下

勘盤ノ座ト云

二三 軍毘ノ座ト云

一三 都護ノ座ト云

勘盤ノ座ハ其所ノ奉行代官或ハ申出ス事

ヲ知リ證人ニナル輩歟或右筆歟如此ノ人

居之

軍毘ノ座ハ或ハ軍ノ取沙汰惣ノ物ヲ司テ

申付ル様ノ人居之

都護ノ座ハ細少事ニ不相構高位ニ政ヲ

司ル執權如キノ仁居之

押紙ニ云 都護ハ陸奥出羽按察使府ノ唐名也相當從

四位下近代納言已上兼之武勇ノ官人ヲ置

テ彼兩國ヲ被沙汰也府トハ彼官人ノ居所

也於異朝西都長安東都洛陽トテ二ツノ都

アリ彼洛陽ヲ守護スル官人ヲ都護ト云也

然レハ今ノ按察使ニ當ル歟

一急劇之時分御制札御判ヲ以五山其外諸寺

社家へ被成事モ有之御事候御文言如常少

シ手に葉可有相違御判計也鳥子ヲ四半ニ

キル

禁制 攝津國何郡一寺

一軍勢甲乙人濫妨狼藉事

一伐採竹木事付一

一非分課役事

右條々堅被停止之訖若有違犯之

輩者速可處嚴科旨所被仰下也

右二行書右ノ方ハ右將ノ下知也

禁制 田戸村

一軍勢甲乙人等亂入狼藉事

一猥剪採竹木事付刈田島

一相懸矢錢兵糧米事 此内一色タルヘシ

右條々堅被停止訖若有違背之族者忽可處

嚴科之由依 仰執達如件

年號月 日

筑前守源朝臣判

一勢ノ時ハ軍勢トアルヘシ 諸手有之時

ハ當手軍勢ト書出スヘシ

禁制 清水寺

一寺内坊舍押而令寄宿事

一於山林伐採竹木事付刈草中

一至寺中殺生事付指鳥括犬事

右條々堅被停止之訖若有違背之族者可處

罪科之由所被 仰下也仍下知如件

永正十五年八月十六日

美濃守藤原朝臣判

上野介藤原朝臣判

右惠林院殿御代今以清水寺平等坊ニ有之
一於寺内放飼牛馬事

又

一寺家境内放牛馬事

一仰ヲ受テ官領ノ被書出モ奉行同前也

年號月 日

細川殿也

右京大太源朝臣判

所ニ依テ假名ニモ書事アリ

さんせい

當ぬちは

一をしかひの事

一ふつうにこし、ようきやく、せいせんの事

一こうろんの事

一かたきうちの事

一志せん、たうとく、あるへきをかくしを、

へき事

右てうく 一事たりといふ共ぬはいの輩

あらはかたくさいくひせらるへき者也仍
下知如件

年號月 日

官一判

右常興説

一掟事

天下之儀以下被相定事ヲ以一書被注置儀
候下々學之而後々迄不改替事ハ紙ニ書テ
其家々ニ被置ヲ申也 但神前佛前其外事
ニ依テ若シハ板ニモ書之

押紙云

何々社頭掟事

一社内納物事

一社頭金物事

一馬場掃餘事

右一月二十五日社人爲順番可成之若於懈
怠之輩者可改所帶者也仍如件

延徳五年八月十五日

在判

一定書事

物ノ品ヲ分テ善惡ヲ取交テ書之又ハ於市
町ニ米錢等ノ定於郷里稻田増減以下之定
可書之是ハ板ニモ書紙ニモ書之掟ノ心ノ
アサキヲ申候也

押紙云

定

一不可押買狼藉事

一國質所質禁制事

一不可有喧嘩口論事

右條々定置訖諸商人等守此旨於當市場可
致商買若至違犯之輩者可處罪科者也仍如
件

應永七年三月十日

左衛門尉判

近江守判

一法度書事

大半制止之旨趣相籠リ候禁制書ハ一篇ニ
制止之旨也法度書ハ是非相兼而書之依之
禁制ヨリモ輕キ事ニ書申也

一高札事

大形制札之外押並而札書ノ惣名之様ニ上
古ハ存成候處近代ハ微細之事ヲ書顯シ市
町ニ打ヲ耳名付申ト相見候是ハ賣物買物
ニ付而可致沙汰様ヲ書付板ニ書テ路頭ニ
打ヲ高札ト申也 又如此モ書之

定

在所

一樂市たる上ハ諸役有へからざる事

一諸商人ニ關渡有へからざる事

一質券之男女舊借之米錢等郷質所質以下之
違亂煩有へからざる事

右條々有違背之族者可處嚴科者也仍如件

年號月 日

判形

端作ニ是モ定トモ又ハ高札用アルヘシ
一條々之事

定ヨリ淺キ事ニ用申候當座之事後々迄有
間敷事ヲ申也此時札ニ書ナラハ雨覆アル
ヘカラス紙ニモ書之大略ハ者留タルヘシ
但事ニヨリ文牒ニ依ヘシ

一條數ナシノ事

一色ニテ猶以當座ノ事ナラハ端作有ヘカ
ラス口ヨリ 假名マシリニ打付テ書出ヘ
シ是又雨覆必有ヘカラス者留タルヘシ

一壁書事

奉行所ヨリ事始リタル儀候諸人ニ知セン
事ヲカベニ押付テ

壁書

富永石見守時行申一國一庄事有致訴
訟輩者可申出可尋承子細者也仍壁書如
件

年號月 日

押紙云

壁書

一博奕一切停止事

一野心二心之輩見聞之趣可申聞事

一有思違子細之時不依仁不背申存分者可爲
忠節事仍壁書如件

天文十三年正月 日

右上古之風也是ヨリ人ニ知セン事ヲ板カ
ベニ押付テ置申也世俗禁制ノ事ノミ壁書
ト申ナラシ候存知誤ル歟又アナガチ知行
分之事計ニモ不限普ク人ニ知センコトヲ板
壁ニ書付置申也別ニ書様故實ノ沙汰ナ
シ

押紙云

壁書

山中民部丞晴光

は德政に行へし當郡の錢主たりといふ共
他郡にてかし遣にをひてハ德政に行へか
らざる事

押紙云

壁書

山中民部丞晴光

大江掃部助清光河内國

中村兵部少輔信勝

澁川郡荒馬庄事 當知行之地也掠申輩有
之者尋承可申明者也仍壁書如件

天正八年五月五日

一板事 豎板 横板

豎板本ニテ候制札高札各豎板也ケ條數多
候テ豎板狭キ時ハ横板不及了簡儀候德政
之札ハ必横板ト申舊候但不足信用也

押紙云
一德政札事

德政

一何ヶ年以來賣地可奇破事

一借物事利平之沙汰にをきてハ速借狀を可
返渡事

一質物之義を幾月を除き十二ヶ月ハなかれ
まちに成へからす理屈なく可返事

一他所の錢主たり共當郡にて契約之義たら

家十一位之内 下位顯職也於 禁中准内記外
末九番目也

記之職者乎

皆元和辛酉孟春上澣

平尙祐

禁制トモ制札凡可書上ヨリ三字計ノ頭ト
同通ニ書凡アリ又上ヨリ一字半ノ通ニ書
凡云是ハ位ニヨルヘキ也

×奉行ノ制札ニ寺號書所如此特勅願所ナトハ不及
沙汰但其國所願ナトハ下モ書ト云郷村同ナリ

國家ヲ祭也
禮也
釘也
頭也
マテ
ウマ
也

御
禁制 敏滿寺
甲乙人等濫妨狼藉之事
放火之事
伐採竹木之事
右條々堅令停止訖若於違
背之輩速可處罪科者也仍
執達如件
文明(禁制之額ト同通ニ可書)

札守ノ制
如此
町所ヲ治
ル也上下
共ニ釘ノ
頭ヲウチ
カケテ不
可置釘ノ
ウチヤウ
半ニ打ナ
リ事也

一札板ノ長サ一尺貳寸也是ハ十二因縁ヲ表
ト事

一横ノ幅一尺是十善ヲカタルト云也但連
判多クハ可隨其時也
一札串ヲハ八尺ニ用也土ヨリ上ノ事也或大
人ナトノ制札ヲハノヒアカリ見ル程ニ一
丈ニスルト云ナリ
一札ヲケツル事ケツルトハ不云コシラユル
ト云也
一カリソメニモ北向ニ不可讀堅禁也
一黒軸ニテ不可書也
此外數多調様アリトイヘ凡先大略之赴記
也
文明二年三月廿三日 多賀豐後守高忠判
一七日被參籠間號 敏滿寺 千手觀音
一七日參籠之間若宮左衛門大夫坂向來堅依
所望如此也
右正保四年卯月ノ比山口但馬守被致持參
之間寫置者也

和簡禮經第九

座右抄九 有色々公
目錄 不取交注之

- 一 公帖事
- 二 勘合事
- 三 位署書事
- 四 願書事
- 五 掟事
- 六 下文事
- 七 證文紛失之時繼目書出事
- 八 陳狀事
- 九 請取之書樣事
- 十 借狀書樣事
- 十一 式正之時供之者召列樣事
- 十二 武田光錄 書絨事
- 十三 犬追物日記事 御下知事
- 十四 靈陽院殿信長公御問御誓紙事
- 十五 靈社起請文案文事

新加雜第百五 和簡禮經第九

五百七十一

一 弓法師弟付而誓紙事小笠原案文
一 印可狀事伊勢因幡守 一 奧書之寫
一 上所事僧俗 一 矢印事
一 公帖事
一 南禪寺 可被執務 道號 一 和尙
一 平五山 可被執務 諱 一 西堂
一 十刹 可令執務 諱 一 西堂
一 諸山 可執務 諱 一 首座
一 南禪寺并平五山之公帖ハ包紙アリ上ニモ
御判
一 十刹之公帖同包紙有之御判同
一 諸山之帖ハ十刹ノ内ヘ一ツニ包
一 諸山之帖計ナレハ包紙ナシ
一 御官高ケレハ御官計ニ御判アリ
一 御位高ケレハ御位計ニ御判アリ

今ハ從一位

元和六七以來其以前ハ御官

南禪寺住持職事

任先例可被執務之

狀如件

慶長十三年十月三日内大臣御判

天倫和尚

上包同帯 天倫和尚 内大臣御判

元和六年ヨリハ從一位

大高ヲ二ツニ折テサテ二ツニタ、ムカタ
ノニ表ニ二行裏ニ三行アリ表卷ハ大高
ヲ二ツニ折テ横紙ニツ、ミ上下押折テ置
御判アリ

五山 南禪寺并平五山ノ公帖包帯アリ
上ニモ御判アリ

相國寺住持職事

任先例可致執務之

狀如件

元和七年正月廿七日從一位

御判 元和六七以來
前ハ内大臣

建長寺圓覺寺住持職事是又右之文章同前

十刹

上包御判右同 元和六七以來ハ
從一位ト調之

眞如寺住持職事

任先例可被執務之

狀如件

慶長十三年五月廿八日内大臣御判

宗松西堂

被兩字事 被ハ相國寺保長老ヨリ案文來時
令ハ金地院ヨリ案文來時 但元和六七以來
ハ令也其以前ハ被ノ字也隆涼職相改ル事此年號也

諸山

景德寺住持職事
任先例可執務之

狀如件

慶長十二年四月十五日内大臣御判

宗松首座

自日本到

呂宋國船也

右

元和貳年六月廿日

自日本到

呂宋國船也

右

元和八年二月四日

留之有ニ前手ハ是 同

呂宋國 御朱印 末澤平藏

上ッハミ

中天笠之内 呂宋國 小琉球 廣南國 安南國 交趾東京
大明 天笠 暹暹國 五和 西陽布政 此内ニアリ

南蠻 東埔寨 阿蘭陀 惠氣禮須伊祇利須同

濃比洲般野 伊類般野 此地ニ南 惠須般若
濃ハ新ノ字ノ心 伊ハ古キ心 變ノ帝王

一神社奉納目錄事 敬白

日御前社 奉獻上

雄劔 一腰長吉

龍蹄 一疋鶴毛

右爲國土安全萬民快樂所奉

寄進之狀如件 敬白

天文十一年八月廿一日正四位下行大宰大貳兼伊豫介臣
多々良朝臣 敬白

右堅紙也 九州大内寄進狀也

一東照大權現江年始元和六爲 社參 御名代

有御使者松平越中守

獻上	雄劍 一腰
	龍蹄 一疋
以上	

上書小字ニ東照大權現ト書之大高一枚也

西 繪旨寫

淳和昇學 兩院別當氏長者

正二位内大臣征夷大將軍源家光

一御位署書事

駿河國泉庄事同國長慶寺如元領掌不可有相違之狀如件

應永七年三月九日

入道准三宮前太政大臣御判

鹿苑院殿也

駿河國長慶寺領同國泉庄事早任代々與證并當知行之旨寺家領掌不可有相違之狀如件

應永十九年五月廿四日

内大臣源朝臣御判 勝定院殿

高御藏小路法華寺可為祈願所之狀如件

永享三年七月廿九日 花押

東照大權現駿河國 久能社領事

都合參千石

右件之在所者當國有渡郡之内所々拾六箇

村目錄在 別紙事奉寄進之訖永代令停止檢斷使

者也但於犯過人出 來者非制之限者榊原大内記照久令全社

納神事社役等可勤仕之狀如件

元和六年三月十五日

從一位右大臣源朝臣御判

一五 御奉加帳ニ御判ヲ被居時

征夷大將軍御判

六 右卷頭ニ如此常德院殿御代

一願書事

敬白

八幡宮

祈願事

右意趣者為武運長久子孫繁榮諸願成就

河内國窪庄事所奉寄進也仍願文如件

永正十年正月朔日左京大夫源朝臣判

帶表 山王權現御奉納 從一位右大臣前征夷大將軍源秀忠公 御臺所奉為代々御武運長久也

于時寬永貳乙丑年五月如意珠日

武州江戶住島田豐後守政俊作

御太刀一腰中卷二振銘各一同

御使竹尾四郎兵衛也依為御祈禱之儀南

光僧正得賢意則島田政俊拙宅召寄

右之趣申渡者也

一七 免許狀事

奉免

八幡宮領中泉郷守護使入部事

右所免許守護檢斷使入部也但於大犯之輩出來者任傍例可令召渡守護方至少罪事者可令停止守護使入部之狀如件

建武元年十二月廿九日沙彌心省在判

後醍醐院御宇

一八 掟事

吉田笠原社頭掟事

一社內納物事

一社頭金物事

一馬場之草治事

右一月ニ十五日社人為順番可成之若於

懈怠之輩者可改所帶者也仍如件

延德五年甲午八月十日在判

後土御門御宇

一九 補任狀事

判形 常陸國吉田社神主職事

大舍人清經

右代々補任等分明之間如元於彼職可執
行社務者社司等宜承知勿令違失故以下
正和五年十月廿一日

華園御宇

左衛門尉親重奉

奉ノ字有之時ハ袖ニ在判

奉ノ字無之時ハ日下ニ在判

同

下 常陸國吉田河原等鄉定補預所職事

大舍人友恒

右人所定補如件有限年貢以下色々所役等
任先例無懈怠可致其沙汰也年々未進分同
令守沙汰早速可令辨濟者住人等宜承知依
件用之不可違失故下

伏見院御宇

正應二年八月 日

左大史大槻宿禰在判

同

下 吉田社

可以大舍人長恒補任當社權祝田所職事
右兩職父忠恒所勞不仕之替補有限神事并
田島大小事等任先例可令取沙汰之狀如
件
神人等宜承知故下

文永八年十一月 日

龜山院御宇

左衛門尉三善在判

下文

爰ニ在判

下 出雲房有辨

相摸國南波多野庄堀村內藥師堂院主職
事

右爲彼職任先例且修理當寺且可致祈禱之
狀如件

文保二年三月廿八日

一手繼之證文御教書紛失之時繼目之文章事

後堀川院御宇

安貞三年三月六日

一目安事端作惣而ハ申狀凡具書凡號スル也三問三

某名字官途名乘謹言上答ニテ果候初問トテ一番ニ訴人ノ捧申狀

土佐國畑庄內吉成名事

右件名者永和年中等持院殿多々良濱御合
戰之時節給御下文以來至應仁元年令知行
處寄事於天下之一亂惣庄御代官押領之條
度々雖捧申狀停滯之儀欲有餘者哉早年記
相續之上者任文書旨被成下還補御教書如
元爲全知行粗謹而言上如件

年號月 日

初答

某名字官名乘與言上ナシテ

土佐國畑庄吉成名爲本領之旨某掠申事
右如訴訟者等持院殿給御下文以來至應仁
年中令知行云々對御下文非令入部庄內之

盛定法師孫娘彥熊申

伊勢國乙部鄉并越中國小針原庄靜林寺
地頭職代々御下文及手繼讓狀紛失事如
申狀者今月三日夜於鎌倉住宅爲竊盜被
取資財物之刻件、證文等被盜取。(之歟)
畢云々而彼兩所故右大將殿御時已後相
傳知行無異儀縱雖紛失文書不可有相違
之狀依 仰下知如件

承久二年十月十四日

順德院御宇

陸奥守平在判

竊于結反
盜也

一下文同 繼目事

判

下 盛定法師孫娘字彥熊

可早領知伊勢國乙部鄉并越中國小針原
庄靜林寺地頭職事

右人且守祖父時之例且承久二年十月十四
日。(證文歟)紛失之旨可案堵之狀如件

輩從家門折檻之刻窺便宜引入強入部也於惣庄者爲開發領主雖爲尺寸之地不交他人知行假一旦雖有路次恩賞爭相續可令知行乎此等之趣被聞召披者可爲憲法之御裁斷者歟仍粗與言上如件

年號月 日

三答マテ敵之詞ヲ悉書切テ返事ヲ書也二問ニハ某追而言上ト書之二答ニハ追而與言上下可書也三問三答マテ同前也申狀三問答ニテハテ申也

一目安

何國何所地頭代謹言上

欲早任傍例急速被經御沙汰何國何人令

押領田畠事

副進

一通證文等案

右所領者重代相傳之地也被糺明眞僞任相

傳之道理爲蒙御成敗仍粗謹言上如件

年號月 日

一目安

教助謹言上

右備中國水田地頭職事爲勳功賞拜領以來帶代々御判當知行無相違者也然而祖父滿助彼鄉令寄進伏見退藏庵年貢半分事爲寺家執沙汰之處每度無沙汰之間自永享二年致直務之處寺家被掠申被致知行剩年貢未進之條申披之令教助直務既康正二年被成下 御判知行之處其後被掠申寺家知行太無謂次去文明十八年依地下錯亂不令寺納間不致其沙汰云々虛言之至也地下錯亂者年貢收納以後及ヒ月迫事也於十八年年貢者最少分請取之十九年年貢一圓無沙汰也此趣被聞食披之任度々御下知可令教助直務之段被成下 御判者可忝存者也 言

上如件

延德二年七月 日

奧ニ判形以下何モナシ

一陳狀事 訴陳狀 訴陳目安アリ

何之何人謹陳言上

欲早被奇捐 一 無窮濫訴任證文之旨預

裁許何田畠等事

副進

一通御下文以下

右 一 仍陳狀如件

年號月 日

大形如此上古ハ解狀陳狀ト候近代目安ト

申也

十四 一送狀事

送進納申 御要脚事

合何千疋者

右爲被成下安堵御判御禮物所奉進納之狀

如件

年號月 日

安藤右馬助政藤判

十五 一請取事

御奉行所 納申 御要脚事

合何千疋寺

右爲安藤右馬助進上所納申如件

年號月 日

稱號官名乘判

右アテ所ニ不及也若又高位ノ人ハ本主

ヲ文體ニ如右書入テ被官人ヲ宛所ニ可書

十六 一借狀事

借用申料足事

合何百貫者

右所借用申實正也加貫利五十文充利平來年秋速可返辨申也萬一令違背者知行方相當之程可被押召候其時不可及一言子細者

也仍借狀如件

年號月 日

名字官 名乘判

宛所殿

一^{十七}沽券事

賣渡田地事

合壹町者在所也

右為私領御代々知行無相違者也然而依有
要用限永代賣渡一殿申段實正明白也無
他妨可有知行為其數通證文渡進候上者於
子孫聊不可有異義仍沽券狀如件

年號月 日

△私ニ 稱號官實名列アルヘシ

アテ所ナシ

永ト云字ナケレハ御法德政ニハ取返ス儀
アリ賣買御停止ケニウリ候ハ政所
ノ下知ヲ取也

一^{十八}式正之時供之者召連様事

足中又香 小者

弓ウツキ 中半太刀 中間 雜色 中間

小者 馬廐者 粹人 笠袋

小者 打刀 中間 中間 小太刀

一^{十九}ゆかけ假名ニ書證跡ノ為ニ武田光祿ノ書

緘左ニ注就當春之祝儀ゆかけ一具送給喜
悅候祝詞自是可申候猶西村與三右衛門尉
可申候迄々涉々

二月二日

信豐判

會我上野介^{尙祐祖父}

上包右ニ同表ニ信豐裏ニ大膳大夫

若列武田大膳大夫名匠ニイハレシ人也祇箇
ノ社拜殿ノ歌仙ヲ被書シ人也

字事 指懸^{ユカケ} 十結^{シツケツ} 決拾^{ケツシツ} 毛詩^{ウカケ} 鞞^{ウカケ} 毛詩^{ウカケ}

靴^{ウカケ} 鞞^{ウカケ} 鞞^{ウカケ} 鞞^{ウカケ}

一^{二十}犬追物ノ日記事能書態也^{能々可有口傳 端作ニ如此}

一何殿 三何殿

當寺雜掌

右靈陽院殿御代堅紙也

同信長公

東寺領事以御下知當知行之上者寺務不可
有相違并新儀之課役除之狀如件

永祿十三 閏五月廿三日 信長

東寺 雜掌

右橫紙也

同御下知

元助申備中國水田地頃職事
先祖彼庄半分令寄進退藏庵
依聯輝軒相續於年貢京着
半分者可執沙汰之處年々
無沙汰之條太無謂所詮任永享嘉吉之
例令直務於下地者可全領知之旨被
成奉書上者可被沙汰付下地於元助代官

一殿 一殿 一殿
二殿 一殿 一殿
一殿 喚次 一殿

年號月 日

一^{廿一}御下知
カヤウニ名字官途有ヘシ四ツノ角ト云ハ
賞翫ノ所也習ヒ種々有トイヘリ此分ニテ
ハ不足信用

東寺領山城國久世上下庄并所々散在各名
田等事不混自餘為御願所帶 御代々御判
御下文以下證文為守護使不入之地任當知
行之旨被成奉書訖彌全領知可被抽御祈禱
精誠之由所被 仰下也仍執達如件

永祿十二年十月四日

散位判

右馬助判

由被仰出候也仍執達如件

十月廿四日

之秀在判
莫致在判

由字本文行ノノ上ニ
置不苦トミヘタリ

右京兆代

同御下知

備中國此口部庄本役請料錢百五拾貫文事
任御下知兵庫助代仁可被渡之由候也仍執
達如件

文安三

九月十日

氏經判

庄甲斐入道取

廿二 靈社起請文前書事

今度信長御和平之上者一切不可有御違變
候間各請乞申候猶以自今以後對信長不可
存逆心之儀候但最前之條數自然爲御相違
者右之趣可預御分別候若此旨於令違背者
起請文御爵深厚可罷蒙者也仍前書如件

元龜四年四月廿八日

池田清貧齋

一狐

飯尾右馬助

貞運

松田豐前守

賴隆

曾我兵庫頭

助乘

飯川肥後守

信賢

一色駿河守

秀孝

上野中務大輔

秀次

一色式部小輔

藤長

塙九郎左衛門尉取

瀧川左近取

佐久間右衛門尉取

靈社起請文前書事

公儀信長御間事御和平之上信長一切不可
致表裏候并信長最前之條數何茂堅御請之
條各慥請乞申候間不可有違逆若此旨令違
背者本

元龜四年四月廿七日林 佐 渡 守

佐久間右衛門尉

柴田修理亮

濃州 三人 衆

瀧川左近

一色式部少輔取

上野中務大輔取

一色駿河守取

曾我兵庫頭取

松田豐前守取

飯尾右馬助取

池田清貧齋

一靈社起請文案事

謹請再拜々々

夫當年號者年號凡月並十二月日數三百五

十餘ヶ日令撰吉日良辰忝奉請驚上者梵天

帝釋四大天王日月五星廿八宿下者堅牢地

神地之卅六禽惣而者日本六十餘州大小神

祇熊野三所大權現住吉八幡春日大明神稻

荷祇園賀茂下上鹿島香取松尾平野別而者

天滿大自在天神於今生者受白癩黑癩重病

於三百五十五骨四十二節於來世者墮在八

萬地獄無間奈落底無淨世諸神諸佛御爵深

厚可罷蒙者也仍靈社起請文如件

年號月 日

廿四 一弓法弟子仁罷成時誓紙前書事小笠原民部少輔
入道少齋對尙祐

出置案
文如此

起請文案

右弓馬罷成御弟子上者可給置御日記又者

御口傳等無御許之間不可致他言惣別成親子之思聊以不可有疎意若於偽者

日本國中大小神祇一一仍起請文如件

文祿二年七月 日 名乘判

小笠原民部入道

此一冊ハ依無他見書付置之

一印可狀事但鞍鏡見樣ニ付而之事

文章異事雖無之道ヲ抱タル仁ニ候ハハ

書付置之者也

鞍鏡見樣事 云數寄云器用旁以令傳受之

訖若於有稽古之仁者可有御相傳者也仍印

可狀如件

伊勢因幡入道

慶長十三年七月十三日 常安判

曾我又左衛門尉

此一冊ハ依無他見書付者也

押紙云

當社者日域最初宗廟武門權 擁力 護之靈神也然世及澆季荒廢已年久矣故以豐前國宇佐郡之內五百石奉寄附之畢存此旨令下知一社中爲國家安寧可致如在禮奠之狀如件

慶長六年十月日 前越中守源朝臣忠興

宇佐宮大宮司

右舟橋殿作ニ依テ書付之

二月晦日改元被 仰出寬永之號之旨尤

目出誠天下安泰此節候此由可然之樣可有 奏達候恐々滲々

三月六日

秀忠

三條大納言

中院中納言

一與書

右集爲氏卿筆也尤可謂證本者也

桑門判

古今後ニアリ

伊勢物語新刊就余需勘校抑京極黃門一本之與書云此物語之根源古人之說々不同云々如今以天福年所被與孫女本正之然而猶恐有訂校之遺欠也更圍畫卷中之趣分以爲上下是雖不足動好如人情聊爲令悅稚童眼目而已

慶長戊申夏上浣也

足叟判

上帖往年書之依老眼不堪久 寄意遂

雇他筆僅終功猶書入作者等雖他筆

如自筆何不爲證本哉

建保五年九日一日 御座遺老藤判

御子左大納言爲遠卿筆也寔以證本令書寫

歟但此集諸本多有不同事等猶尋真本令校

合者可也

寬正六年二月

前准三宮判

右二ヶ條新古今加民少所持之本

右一帖者鎌倉右大臣集也京極中納言定家此道達者云々然最初雖部類在不審尙之間追而改之畢尤可爲證本者乎

柳營亞槐御判 東山殿也

金槐和歌集ノ與書

一上所事 俗中書追

誠惶誠恐謹言 頓首誠恐謹言

誠惶謹言 誠恐謹言

頓首謹言 恐惶謹言

恐々謹言 跪言草坊跪言(古文) 理屈云心

恐々不宣謹言 恐々不備謹言

不宣謹言 不具謹言

執啓如件 執達如件

謹言 狀如件

悉之以狀故下 以下

謹言ト狀如件ト等同也外記業恩ニ尋申候

處兩篇無差別之由答之中山殿又同

法中謹札

稽首誠恐敬白 稽首恐惶敬白

頓首誠恐敬白 誠惶敬白

誠恐頓首 不宣誠惶頓首

稽首敬白 稽ハ古實反治也考也玉

誠恐頓首 頓首ハ圭地恭敬ヲ致スノ義也

恐惶頓首 摺テ頭ヲ傾タル事

恐々敬白 不宣敬白

不備敬白 不具敬白

稽首謹言 稽首々々

不宣頓首 不備頓首

不具頓首 頓首々々

頓首不宣 稽顙頓首 ハハクツカヘス

至誠謹言 不宣謹言 額ツクス

至誠謹言 不宣謹言 額ツクス

敬白

不宣々々

宣白

廿八 矢印事主人稱號官共ニ書可然由曾我太郎右

一名字官計書時ハヲツトリノ節ノ邊走羽ノ

通リニ書之外向内向ニ付テ心持有之

一吾名ニ主人之稱號ヲ書加ル時ハ羽中ニ書

之矢ヲツガヒテ向ノ方ニ吾名ヲ書主人ヲ

ハ吾身ヨリノ方ニ可書也身寄ヨリモ向ノ

方ハ賞翫ナレハ主從ノ書所違逆セリ雖然

矢ヲ手ニ取テヨミテ見ル時ハ順也

一書所ノ上中下ヲ評論セハスグ節上ヲツ取

ノ節中中羽下ト心得候也矢ヲツカヒテ向

ヘ近ヲ規模トスル也

一上古ハスケ節ノ邊ニ實名計書之本式已成

也ト小笠原胸明抄ニハイヘリ雖然上古モ

シヨツ

悚息謹言 ハハウヤマフ

穴賢謹言 ハハイツクシ

人ニヨリ長クモ書下シタルト見ヘタリ昔

石橋山ノ合戰之時瀧口三郎カ頼朝ノ鎧ノ

袖ニ射立ル所ノ矢卷口ノ上ニ瀧口三郎經

俊ト注之自 此字ノ際一切テ篋ヲ乍立暫ク

鎧ノ袖ニ被立置シト也兼テ依鑑後事ヲ給

被殘此矢云々子細ハ見于東鑑

豐前國下毛郡羅漢寺者曹洞門下禪窟也仍

爲佛法紹隆以南郡跡田村之内百石令寄附

之狀如件

年號月 日

和尙 衣鉢閣下

越中守源朝臣忠興

一鞍一口鎧一掛手繩腹帶一具鞅一懸切付一口鞍

覆一懸泥障同行膝一具手綱一筋差繩一筋沓一

足鷹犬二一

一馳引トハ弓馬之事

張行トハ弓馬兵法ニ云

興行トハ歌鞠ニ云

一此集依左大將殿命如形終書寫之功暮齡七

十有二豈堪右筆乎後見莫笑而已

大永第六龍集丙戌孟冬初三日桑門堯空

和簡禮經第十

○奧陽明之遊物十

目錄

一雲客上下之禮法事付返書連署連判其外

請文觸狀立文認樣其外色々注之

一色々事攝家清花平公家衆准后親王月卿雲

客堂上堂下差異事

一木具之事 付布衣隨身青侍事

一制札板事

一折紙認樣事

一僧中禮節事

一七同書札事

也

一打付書是の書狀遣候人之稱號官を書て進之候とも脇付何とも不書を云也

將軍御内書ニ攝家への恐惶謹言と候て近衛殿と計有之打付書ハ事外の下輩なれ共又等輩へも如此也非一樣品有之事也惣而等輩の上ても下ても等輩といへる事は等之次第なるへき哉

一連署之事官より名乗迄書續て幾人にてもならへて書事也次第ニ奥ニ書候を上首と被定間日下より次第ニ奥を賞翫候亦名乗を書て判形いたし肩ニ稱號を書付候ハ連判と申候異見狀などの裏ニ判形有之假表書留書所有之とも於異見狀の裏に月日名乗判有へし連署とは書札之充所之多を云也連判ハ遣かたの多を云と也私云何ニ官實名迄書續候を連署と心得た

るか能候或書物ニモ同心連署の願書を捧て異口同音に禮して云と見えたり
一兩判之時右筆之位高共日下判たるへしたとへの奉行衆と評定衆之時名表卷に書也自餘准之又連判十人もあれ奥次第に上るへし宛所二人之時奥の前あかり上卷ハ奥上り也

一從主人奉にて觸狀之事

杉原折紙たるへし

來十五日御庭之花被成御覽候各可被參之旨被 仰出候也

- 三月十日 在名官有問敷候判も同事也 惣而堂上衆ハ名字計書也 名乗
- 一五二某殿 宛所二人之時ハ表卷ニハ奥
- 三四二某殿 あかり也
- 五三三某殿 一某殿 二 表卷也
- 四二四某殿 二某殿 一
- 二二五某殿

如此習奥次第ニさかる也又各の名を端に書て奥に文章を書事もあり其時の奥の端あかる也 中段ニ注之

又次第六借義ある時の次第不同と前に書て人々の名を一々に書立奥に子細を書事故實常の儀也

一主人ハ進上之書狀事

畏言上抑被 仰出候儀悉致入眼千秋萬歳目出奉存候猶追々可申入候此等之趣可預御披露候恐惶謹言

月 日武家ハ如此有へし 官實名在判

某ハ武士之披露狀に進上謹上并脇付なし

加様之狀ハ一樣にハ不可定然とも大形如此之時ハ不封して白紙一枚に卷て扱立文にして上書も加様にある也此白紙を禮紙と云也小文の時ハ禮紙少さくもする也

進上謹上書候らてハ禮紙にするにをよんさる也



是ハ進上謹上之代也長サ一寸程也裏ニ名字官

是ハ表ニ爲書留時之認様也表ニ爲書留時ハ進上謹上を書某殿ト書也月付之下ニハ名乗計付封目墨引事々是賞翫也又ナ是等輩ナ下輩へ如此たるへし惣而下手への立墨を長ク引也 ウラニ

名字官

進上名字官名 名乗

是ハ裏ヘ爲書廻時之認様也裏ヘ爲書廻時
ハ月日名乗計書宛所なし

進上名字官族 名乗

此認様内に紙のはしをたちかけ如此認也
認候て其上を白紙一枚にて巻中を水引に
て可結裏に封目を付て上書有へからす進
上謹上表裏の書様右同前也又包紙の水引
にて結候ハぬも不苦候書札の端三寸六分
計可置又奥を折事壹寸八分計ハ折へし深
折ハ慮外なり但二枚に書たる狀表にて書
留たらハ不折して卷へし裏ヘ書廻たる時
ハ如右折て卷たるか能候由候
小文之事 今時常の禮紙之狀之事也認様
別條なし如常

一 狀之卷様之事惣而奥ヨリ卷事本也少折返
しても卷なり是ハ略義也大に卷も不可然

名乗杯も大ニハ不書候但可依人跡
一 主人ハ之御請之事主人に不限貴人へのハ同事也
御書謹而拜見恐奉存候抑一猶追々可
致言上旨宜預御披露候恐惶謹言

月 日

官名乗判

進上某族 公家ハ名字計無判他筆なれハ名乗トハ
自筆に書也惣而公家ハ自筆に書事本也
一 進上と不書宛所計も可有之其外書札認様
品々雖多之先略之又公家中等輩へハ脇付
せず互ニ打付書にも書也非一樣あらまし
計申ス

一 高位之内之諸大夫成共書札官位次第たる
へし五位之殿上人へハ奏者を可書國持屋
形號衆成とも如右にて人々御中と有へし
但人々によるへし

色々之事

一 五攝家次第之事執柄家共云
近衛 鷹司 九條 二條 一條

昔ハ攝家五人ニ不限今時五攝家と申也

一 清花之次第轉法輪 閑院ヨリ依被請繼此家
規模也閑院ハ攝家也

久我 花山院 西園寺 菊亭 徳大寺

大炊御門此内 閑院久我花山清花家にて有規模也轉
法輪三條ハ閑院ノ家督成によつて殊
規模也清花ハ太政大臣迄昇
進也攝關准后ニハ不成家也

一 太閤ハ關白之隱居の號也太閤御法躰をば
禪閣と申也太閤禪閣之位階不定口傳

一 准三宮トハ常ハ准后ト可云也位階ハ何ニ
成共儘なるか故に定て無之准 皇太后宮 中宮

一 准后親王座次之事親王ハ准后ニ任せられ
候惣而王子親王宣下せられ春宮に立給た
るハ勿論 御即位也員の外の宮達ハ親王
より准后に任せられ候然ハ近衛殿ハ准后
之御家伏見殿ハ親王家にて御座候舊例ハ
近衛殿一ノ座にて候へとも當御代に可爲
隔座之旨被定置候此座並上下諍論之義付

て色々事有之

一 攝家との攝政職によつての號也

一 清花との攝家につゝきたる高家によつて
清き花と書也花族なども此類たるへし此
外平公家不及沙汰清花之衆大將に任る事
規模也

一 平公家の大臣ニ不任但家定候て内大臣ま
て昇進之事候 日野 勸修寺 廣橋 烏
丸 萬里小路 三條西 是迄也
一 攝家ニハ殿上人をも被召仕候諸大夫勿論
也

一 清花ハ諸大夫計被召仕候
一 平公家の諸大夫をも不召仕候
一 伏見殿ハ王子御斷絶之時從此御家御相續
之事也
一 御家門との攝家を云也門跡をハ不云也將
軍家も不申候